

平成30年度

自動車交通騒音調査報告書

令和2年2月

石川 県

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第18条第1項の規定により、石川県の区域に係る自動車騒音の状況を調査したので、同法第19条の規定によりその結果を公表する。

令和2年2月

石川県知事 谷 本 正 憲

目 次

第1 調査の概要	1
1 評価対象道路	1
2 環境基準の評価方法(面的評価)	2
3 沿道状況・騒音状況の調査及び面的評価	2
第2 環境基準の達成状況	3
1 環境基準の達成状況の概要	3
2 近接空間と非近接空間での環境基準達成状況	4
3 道路種類別の環境基準達成状況	5
4 時間帯別の環境基準達成状況	5
5 環境基準の達成状況の経年変化	6
6 市町別の環境基準達成状況	7
7 市町域センサス区間別の環境基準達成状況	7
第3 道路交通騒音対策	14
(データ編)	
1 常時監視計画について	17
2 評価について	18
(1) 面的評価支援システムに用いたデータ等	18
(2) 評価区間ごとの環境基準達成状況	18
(3) 複数の評価区間に重複して計上される住居等の状況	18
3 騒音測定結果	44
4 自動車騒音に係る参考資料	56
(1) 騒音に係る環境基準について	58
(2) 環境基本法	58
(3) 騒音規制法	58
(4) 関係通知	59
① 騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について	59
② 自動車騒音常時監視マニュアルの改正について	63
③ 騒音に係る環境基準の評価マニュアルの改正について	64
④ 騒音に係る環境基準の改正について	64
⑤ 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について	66
(5) 要請限度	68
① 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令	68
② 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令の改正について(技術的助言)	69

第1 調査の概要

自動車騒音の状況の常時監視は、騒音規制法第18条により都道府県知事（市の区域は市長）の義務とされ、石川県では平成13年度から監視を実施している。

本報告書は、「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成23年9月14日環管自発第110914001号。以下「事務処理基準」という。）」に基づき、平成30年度の石川県内における自動車騒音の状況をまとめたものである。

1 評価対象道路

石川県は、平成27年度全国道路交通情勢調査の区間（以下、「道路交通センサス区間」という。）のうち、環境基準の地域類型を当てはめた地域を通過する幹線交通を担う道路（2車線以上の車線を有する高速自動車国道及び一般国道、県道）であって、昼間12時間の小型車類換算交通量が8,000台以上の区間に面する地域を監視地域としている。

また、平成24年度から、市の区域については市（金沢市は平成15年度から）が監視を実施しており、平成30年度の石川県全体での評価対象道路区間数は、表1-1のとおりである。

表1-1 評価対象道路の市町域センサス区間数（平成30年度）

市町	高速自動車 国道	一般国道	県道	4車線以上の 市町道	計
金沢市		8	30	13	51
七尾市		8	8		16
小松市	2	8	8		18
輪島市		2	1		3
珠洲市		2			2
加賀市		3	7		10
羽咋市		3	1		4
かほく市		3	5		8
白山市	2	6	20		28
能美市	1	1	5		7
野々市市		4	13		17
川北町		1	4		5
津幡町		4	4		8
内灘町			5		5
志賀町		3			3
宝達志水町		3	2		5
中能登町		2	1		3
穴水町		1	1		2
能登町			3		3
計	5	62	118	13	198

注1) 市町域センサス区間とは、道路交通センサス区間を市町の行政界で分割したものをいう。

注2) 4車線以上の市町道は、道路交通センサスの対象となっていないため、道路区間数によった。

2 環境基準の評価方法（面的評価）

環境基準の評価方法は、事務処理基準により、道路端から50mの範囲にある全ての住居等を対象として、騒音測定地点での沿道騒音レベルから住居等までの距離や沿道建物の立地密度等の状況を考慮して戸々の住居等の騒音レベルを推定し、評価区間ごとに環境基準の基準値を達成する住居等の戸数とその割合を把握する方法（以下、「面的評価」という。）で実施した（図1-1）。

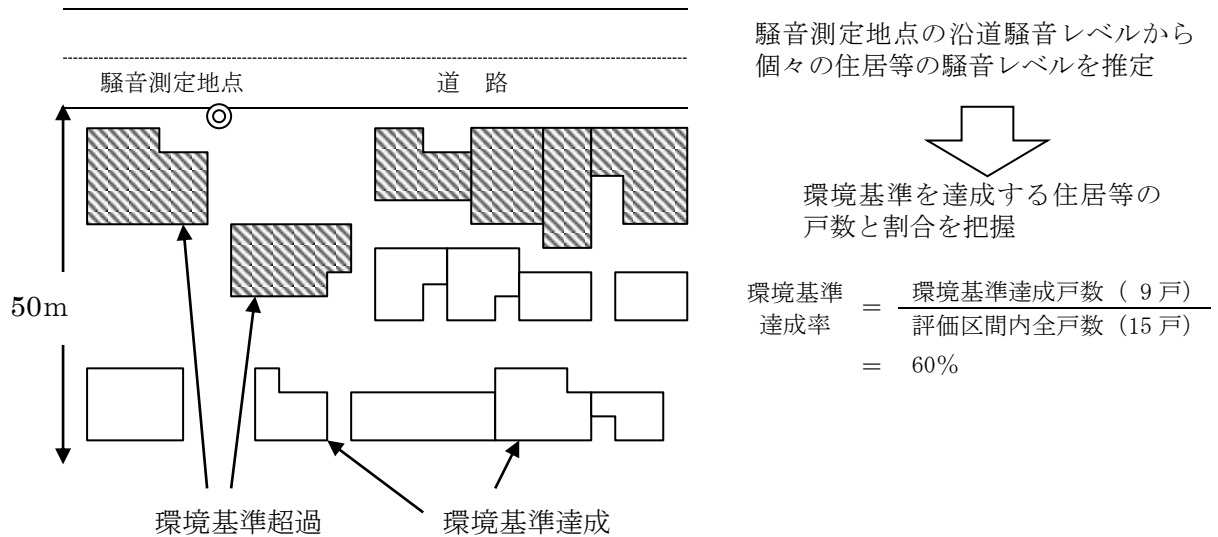


図1-1 面的評価の概要

3 沿道状況・騒音状況の調査及び面的評価

平成30年度は、県と各市で、31市町域センサス区間において、沿道騒音レベル、交通量等を把握する「騒音測定調査」を、31市町域センサス区間で住居の位置、戸数等を把握する「沿道状況調査」を実施した。

また、これらについては、環境省の面的評価支援システム等を用いて面的評価を行った。

第2 環境基準の達成状況

平成30年度の環境基準の達成状況は、県が実施した町の区域における面的評価結果（34市町域センサス区間）と、金沢市など11市が実施した面的評価結果（164市町域センサス区間）を合わせて評価した。（計198市町域センサス区間）

1 環境基準の達成状況の概要

平成30年度における道路に面する地域に立地している住居等（道路端から50m以内の49,622戸）の環境基準達成状況は、表2-1のとおり、昼間（6時～22時）で97.9%（49,622戸のうち48,604戸が達成）、夜間（22時～6時）で97.5%（49,622戸のうち48,362戸が達成）であった。

また、昼夜間とも環境基準を達成していたのは97.2%（49,622戸のうち48,230戸が達成）、昼間のみ環境基準を達成したのは0.8%（374戸）、夜間のみ環境基準を達成していたのは0.3%（132戸）、昼夜間とも環境基準を超過していたのは1.8%（886戸）であった。

表2-1 環境基準の達成状況（平成30年度）

区 分	住居等 戸 数 (戸)	昼 間		夜 間		昼 夜 間	
		達成戸数 (戸)	(達成率)	達成戸数 (戸)	(達成率)	達成戸数 (戸)	(達成率)
金沢市の区域	27,816	27,212	(97.8%)	26,996	(97.1%)	26,952	(96.9%)
七尾市の区域	1,802	1,792	(99.4%)	1,792	(99.4%)	1,792	(99.4%)
小松市の区域	2,163	2,154	(99.6%)	2,139	(98.9%)	2,139	(98.9%)
輪島市の区域	1,004	1,004	(100.0%)	1,004	(100.0%)	1,004	(100.0%)
珠洲市の区域	268	268	(100.0%)	268	(100.0%)	268	(100.0%)
加賀市の区域	1,648	1,646	(99.9%)	1,648	(100.0%)	1,646	(99.9%)
羽咋市の区域	380	379	(99.7%)	380	(100.0%)	379	(99.7%)
かほく市の区域	1,487	1,481	(99.6%)	1,487	(100.0%)	1,481	(99.6%)
白山市の区域	3,994	3,890	(97.4%)	3,861	(96.7%)	3,850	(96.4%)
能美市の区域	480	477	(99.4%)	477	(99.4%)	477	(99.4%)
野々市市の区域	3,337	3,192	(95.7%)	3,160	(94.7%)	3,158	(94.6%)
町の区域 (県が評価実施)	5,243	5,109	(97.4%)	5,150	(98.2%)	5,084	(97.0%)
石川県全体	49,622	48,604	(97.9%)	48,362	(97.5%)	48,230	(97.2%)

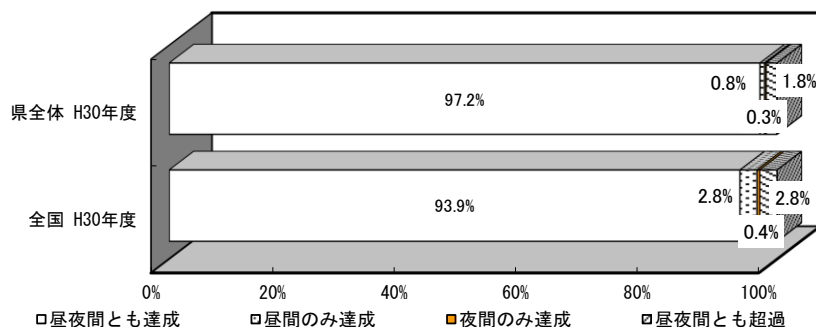


図2-1 環境基準の達成状況の評価結果

※ 表2中の昼達成＝昼夜間とも達成＋昼間のみ達成
夜達成＝昼夜間とも達成＋夜間のみ達成

※ 数値処理の関係上、合計が100%にならない場合がある。

2 近接空間と非近接空間での環境基準達成状況

幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用される地域（19,300戸：以下、「近接空間」という。）では、昼夜間とも環境基準を達成していたのは95.5%（18,439戸）、昼間のみ環境基準を達成していたのは1.0%（189戸）、夜間のみ環境基準を達成していたのは0.3%（66戸）、昼夜間とも環境基準を超過していたのは3.1%（606戸）であった。

一方、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用されない地域（30,332戸：以下、「非近接空間」という。）では、昼夜間とも環境基準を達成していたのは98.2%（29,791戸）、昼間のみ環境基準を達成していたのは0.6%（185戸）、夜間のみ環境基準を達成したのは0.2%（66戸）、昼夜間とも環境基準を超過していたのは0.9%（280戸）であった。

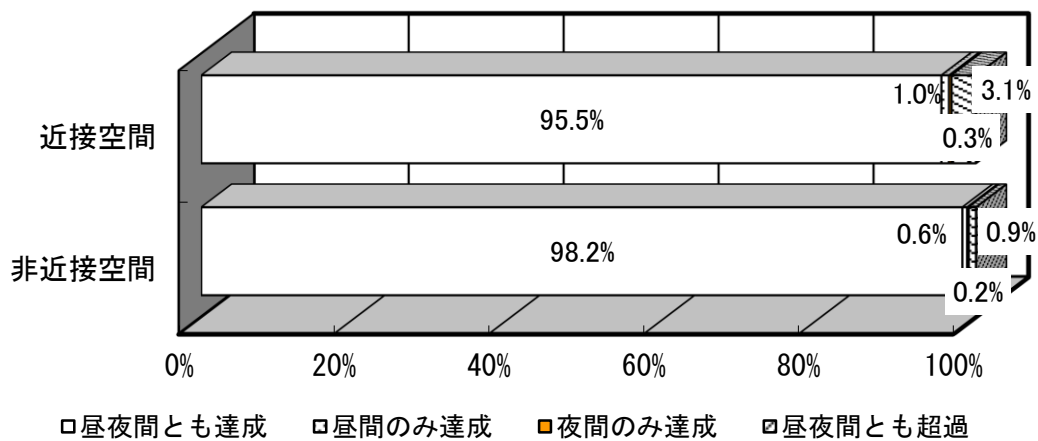


図2-2 近接空間と非近接空間での達成状況

- ※ 「近接空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離に応じた範囲のことをいう。
 - ・ 2車線以下の車線を有する幹線道路 道路端から15メートルの範囲
 - ・ 2車線を超える車線を有する幹線道路 道路端から20メートルの範囲
- ※ 「非近接空間」とは、道路端から50メートルの範囲のうち近接空間を除く範囲のことをいう。
- ※ 数値処理の関係上、合計が100%にならない場合がある。

3 道路種類別の環境基準達成状況

道路種類別の環境基準達成状況は、昼夜間とも環境基準を達成していたのは、高速自動車国道で84.7%（177戸中150戸）、一般国道で93.1%（13,064戸中12,162戸）、県道で98.5%（30,803戸中30,351戸）、4車線以上の市町道で98.2%（6,927戸中6,799戸）であった。

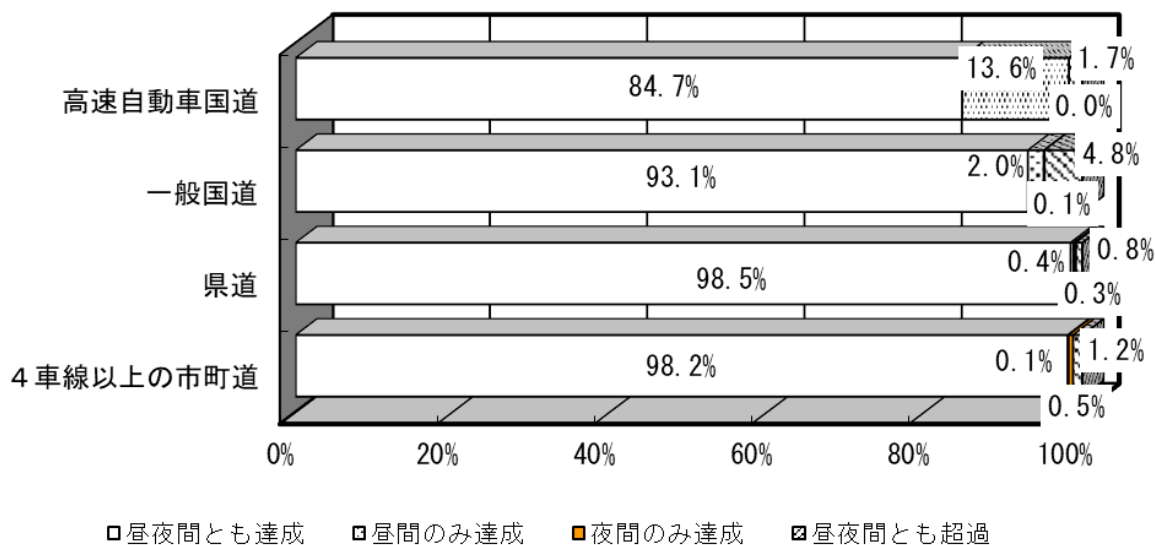


図2-3 道路種類別の達成状況

※ 数値処理の関係上、合計が100%にならない場合がある。

4 時間帯別の環境基準達成状況

時間帯別の環境基準達成状況は、非近接空間（昼間）が98.9%と最も高く、近接空間（夜間）が95.6%と最も低くなっていた。

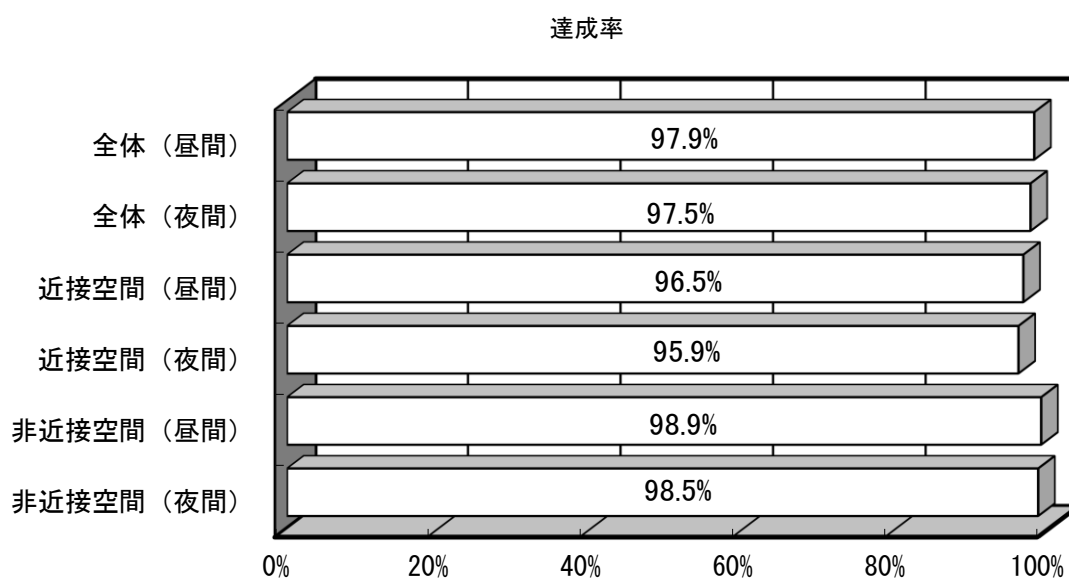


図2-4 時間帯別の達成状況

5 環境基準の達成状況の経年変化

平成 13 年度からの環境基準達成状況は、表 2 - 2 のとおりであった。

表 2 - 2 環境基準の達成状況の経年変化

年 度	市町域センサス 区間数	対象戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)		
			昼間	夜間	昼夜間
平成 13 年度	11	2,811	86.8	93.6	86.7
平成 14 年度	50	10,256	96.4	94.5	94.2
平成 15 年度	106	16,162	96.6	96.0	95.6
平成 16 年度	160	23,407	96.8	97.2	96.1
平成 17 年度	162	26,760	95.9	95.7	94.7
平成 18 年度	166	30,677	94.8	94.3	93.1
平成 19 年度	168	33,000	95.3	95.3	94.1
平成 20 年度	171	36,452	96.0	95.9	95.0
平成 21 年度	176	38,927	96.0	96.0	95.0
平成 22 年度	171	35,668	95.5	95.5	94.5
平成 23 年度	178	38,206	96.1	95.8	95.1
平成 24 年度	157	26,430	98.1	97.3	97.2
平成 25 年度	175	36,825	97.4	96.5	96.4
平成 26 年度	184	41,549	97.1	96.1	95.9
平成 27 年度	186	42,307	96.7	95.8	95.6
平成 28 年度	190	44,522	97.5	96.7	96.5
平成 29 年度	197	47,146	98.0	97.4	97.2
平成 30 年度	198	49,622	97.5	97.3	97.2

6 市町別の環境基準達成状況

市町別の環境基準達成状況は、表2-3及び表2-4のとおりであった。

表2-3 市町別の環境基準達成状況

一連番号	市町	市町域センサス区間数	住居等戸数	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
				昼	夜	昼夜	昼	夜	昼夜
1	金沢市	51	27,816	27,212	26,996	26,952	97.8	97.1	96.9
2	七尾市	16	1,802	1,792	1,792	1,792	99.4	99.4	99.4
3	小松市	18	2,163	2,154	2,139	2,139	99.6	98.9	98.9
4	輪島市	3	1,004	1,004	1,004	1,004	100.0	100.0	100.0
5	珠洲市	2	268	268	268	268	100.0	100.0	100.0
6	加賀市	10	1,648	1,646	1,648	1,646	99.9	100.0	99.9
7	羽咋市	4	380	379	380	379	99.7	100.0	99.7
8	かほく市	8	1,487	1,481	1,487	1,481	99.6	100.0	99.6
9	白山市	28	3,994	3,890	3,861	3,850	97.4	96.7	96.4
10	能美市	7	480	477	477	477	99.4	99.4	99.4
11	野々市市	17	3,337	3,192	3,160	3,158	95.7	94.7	94.6
市の区域の計		164	44,379	43,495	43,212	43,146	98.0	97.4	97.2
12	川北町	5	208	136	177	136	65.4	85.1	65.4
13	津幡町	8	1,116	1,075	1,081	1,075	96.3	96.9	96.3
14	内灘町	5	2,046	2,035	2,019	2,010	99.5	98.7	98.2
15	志賀町	3	202	202	202	202	100.0	100.0	100.0
16	宝達志水町	5	614	614	614	614	100.0	100.0	100.0
17	中能登町	3	228	218	228	218	95.6	100.0	95.6
18	穴水町	2	212	212	212	212	100.0	100.0	100.0
19	能登町	3	617	617	617	617	100.0	100.0	100.0
町の区域の計		34	5,243	5,109	5,150	5,084	97.4	98.2	97.0
石川県全体		198	49,622	48,604	48,362	48,230	97.9	97.5	97.2

7 市町域センサス区間別の環境基準達成状況

市町域センサス区間別の環境基準達成状況は、表2-5のとおりであった。

なお、「3 道路種類別の環境基準達成状況」の詳細は、表2-6のとおりである。

表 2-4 市町別の環境基準達成状況

1 一連 番号	2 市町 名称	3 評価 区間 延長 (km)	4 評価 区間 数	5 評価結果(全体)					6 評価結果(近接空間)					7 評価結果(非近接空間)					8 評価結果(全 体)				9 評価結果(近接空間)				10 評価結果(非近接空間)			
				住居等 戸数 ①+② +③+ ④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④	住居等 戸数 ①+② +③+ ④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④	住居等 戸数 ①+② +③+ ④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④
				(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
1	金沢市	109.5	67	27,816	26,952	260	44	560	11,253	10,597	149	38	469	16,563	16,355	111	6	91	96.9	0.9	0.2	2.0	94.2	1.3	0.3	4.2	98.7	0.7	0.0	0.5
2	七尾市	27.2	30	1,802	1,792	0	0	10	671	670	0	0	1	1,131	1,122	0	0	9	99.4	0.0	0.0	0.6	99.9	0.0	0.0	0.1	99.2	0.0	0.0	0.8
3	小松市	24.9	33	2,163	2,139	15	0	9	779	763	9	0	7	1,384	1,376	6	0	2	98.9	0.7	0.0	0.4	97.9	1.2	0.0	0.9	99.4	0.4	0.0	0.1
4	輪島市	23.1	3	1,004	1,004	0	0	0	440	440	0	0	0	564	564	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
5	珠洲市	2.0	2	268	268	0	0	0	132	132	0	0	0	136	136	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
6	加賀市	13.8	13	1,648	1,646	0	2	0	616	616	0	0	0	1,032	1,030	0	2	0	99.9	0.0	0.1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	99.8	0.0	0.2	0.0
7	羽咋市	4.1	4	380	379	0	1	0	118	118	0	0	0	262	261	0	1	0	99.7	0.0	0.3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	99.6	0.0	0.4	0.0
8	かほく市	27.6	14	1,487	1,481	0	6	0	551	551	0	0	0	936	930	0	6	0	99.6	0.0	0.4	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	99.4	0.0	0.6	0.0
9	白山市	58.5	76	3,994	3,850	40	11	93	1,537	1,479	20	0	38	2,457	2,371	20	11	55	96.4	1.0	0.3	2.3	96.2	1.3	0.0	2.5	96.5	0.8	0.4	2.2
10	能美市	10.2	14	480	477	0	0	3	155	155	0	0	0	325	322	0	0	3	99.4	0.0	0.0	0.6	100.0	0.0	0.0	0.0	99.1	0.0	0.0	0.9
11	野々市市	19.1	20	3,337	3,158	34	2	143	1,119	1,046	10	0	63	2,218	2,112	24	2	80	94.6	1.0	0.1	4.3	93.5	0.9	0.0	5.6	95.2	1.1	0.1	3.6
12	能美郡川北町	10.1	15	208	136	0	41	31	87	53	0	14	20	121	83	0	27	11	65.4	0.0	19.7	14.9	60.9	0.0	16.1	23.0	68.6	0.0	22.3	9.1
13	河北郡津幡町	13.1	14	1,116	1,075	0	6	35	320	312	0	0	8	796	763	0	6	27	96.3	0.0	0.5	3.1	97.5	0.0	0.0	2.5	95.9	0.0	0.8	3.4
14	河北郡内灘町	8.0	8	2,046	2,010	25	9	2	808	803	1	4	0	1,238	1,207	24	5	2	98.2	1.2	0.4	0.1	99.4	0.1	0.5	0.0	97.5	1.9	0.4	0.2
15	羽咋郡志賀町	4.6	5	202	202	0	0	0	73	73	0	0	0	129	129	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
16	羽咋郡宝達志水町	15.1	14	614	614	0	0	0	218	218	0	0	0	396	396	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
17	鹿島郡中能登町	6.5	9	228	218	0	10	0	78	68	0	10	0	150	150	0	0	0	95.6	0.0	4.4	0.0	87.2	0.0	12.8	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
18	鳳珠郡穴水町	1.7	2	212	212	0	0	0	87	87	0	0	0	125	125	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
19	鳳珠郡能登町	11.3	11	617	617	0	0	0	258	258	0	0	0	359	359	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
石川県全体		390.4	354	49,622	48,230	374	132	886	19,300	18,439	189	66	606	30,322	29,791	185	66	280	97.2	0.8	0.3	1.8	95.5	1.0	0.3	3.1	98.2	0.6	0.2	0.9

評価区間に関する情報				評価結果									測定結果・方法等に関するデータ											
一連番号	重複	区間番号	路線名	車線数	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	住居等戸数 (戸)	環境基準達成戸数			環境基準達成率			評価区間の延長 (km)	騒音測定地点	測定開始年月日	測定終了年月日	車線数	低騒音舗装の有無	距離 (m)	車道端からの距離 (m)	道路敷地境界からの距離 (m)	等価騒音レベル (dB)	
								昼	夜	昼夜	昼	夜	昼夜										昼間	夜間
105		10410	一般国道159号	2	かほく市中沼	かほく市内日角	633	633	633	633	100.0	100.0	100.0	8.0	かほく市高松	H27.6.17	H27.6.18	2	0	2.0	0.0	68	60	
															かほく市木津	H27.6.17	H27.6.18	2	0	0.6	0.0	68	60	
															かほく市木津	H29.11.6	H29.11.7	2	0	4.0	0.0	65	57	
106		10420	一般国道159号	4	かほく市内日角	かほく市内日角	22	22	22	22	100.0	100.0	100.0	0.3	かほく市内日角	H29.11.6	H29.11.7	6	0	3.6	0.0	68	59	
107	※	10430	一般国道159号	4	かほく市内日角	かほく市内日角	11	11	11	11	100.0	100.0	100.0	0.2	かほく市内日角	H29.11.6	H29.11.7	6	0	3.6	0.0	69	61	
108		41470	主要地方道七塚宇ノ気線	4	かほく市白尾	かほく市内日角	58	58	58	58	100.0	100.0	100.0	1.0	かほく市白尾又62-1	H30.11.15	H30.11.16	4	0	10.5	0.0	67	59	
109		41560	主要地方道高松津幡線	2	かほく市鉢伏	かほく市宇野気	134	134	134	134	100.0	100.0	100.0	2.5	かほく市七窪ハ20-4	H30.11.15	H30.11.16	2	0	4.8	0.0	64	56	
110		41650	主要地方道金沢田鶴浜線	4	かほく市白尾	かほく市高松	83	77	83	77	92.8	100.0	92.8	5.5	かほく市木津	H26.10.23	H26.10.24	4	0	11.8	1.0	62	55	
111	※	41660	主要地方道金沢田鶴浜線	4	かほく市高松	かほく市中沼	42	42	42	42	100.0	100.0	100.0	2.7	かほく市高松	H26.10.23	H26.10.24	4	0	12.9	7.2	65	59	
112		60670	一般県道高松内灘線	2	かほく市高松	かほく市白尾	523	523	523	523	100.0	100.0	100.0	7.4	かほく市高松	H28.5.30	H28.5.31	2	0	2.5	0.0	65	57	
															かほく市浜北	H28.5.30	H28.5.31	2	0	4.1	0.0	64	55	
113		42	北陸自動車道	4	白山市松本町	白山市石立町	28	26	17	17	92.9	60.7	60.7	0.6	白山市松本町浜松本1963	H30.10.22	H30.10.23	4	0	12.2	0.0	59	57	
114	※	50	北陸自動車道	4	白山市美川 永代町	白山市美川 永代町	9	9	9	9	100.0	100.0	100.0	0.4	白山市松本町浜松本1963	H30.10.22	H30.10.23	4	0	12.2	0.0	59	57	
115	※	10090	一般国道8号	4	白山市田中町	白山市田中町	10	10	10	10	100.0	100.0	100.0	0.3	白山市田中町	H30.2.21	H30.2.22	4	0	2.5	0.0	68	66	
116		10100	一般国道8号	5	白山市乾町	白山市福留町	137	132	111	111	96.4	81.0	81.0	4.2	白山市倉光	H30.1.18	H30.1.19	5	0	3.3	0.0	68	66	
117	※	10110	一般国道8号	4	白山市福留町	白山市永正町	68	22	13	13	32.4	19.1	19.1	1.9	白山市水澄町183-1	H27.1.20	H27.1.21	4	0	6.2	0.0	72	68	
118		10250	一般国道157号	4	白山市木津町	白山市安養寺町	12	11	12	11	91.7	100.0	91.7	0.1	白山市明島町西106-5番地	H27.1.13	H27.1.14	2	0	7.4	0.0	65	58	
119		10260	一般国道157号	2	白山市安養寺町	白山市鶴来 大国町	406	403	403	403	99.3	99.3	99.3	6.4	白山市明島町西106-5番地	H27.1.13	H27.1.14	2	0	7.4	0.0	65	58	
120		10270	一般国道157号	2	白山市鶴来 大国町	白山市中島町	104	104	104	104	100.0	100.0	100.0	4.5	白山市中島町口-110	H30.10.22	H30.10.23	2	0	2.8	0.0	70	60	
121		40270	主要地方道松任宇ノ気線	4	白山市三浦町	白山市徳丸町	427	427	426	426	100.0	99.8	99.8	2.6	白山市三幸町84	H30.11.8	H30.11.9	2	0	3.7	0.0	65	57	
															白山市あさひ荘苑	H29.1.31	H29.2.1	4	0	6.4	0.0	65	58	
122		40280	主要地方道松任宇ノ気線	4	白山市五歩市町	白山市福増町	70	70	70	70	100.0	100.0	100.0	0.6	白山市あさひ荘苑	H29.1.31	H29.2.1	4	0	6.4	0.0	65	58	
123	※	40660	主要地方道金沢小松線	4	白山市木津町	白山市安養寺町	8	8	8	8	100.0	100.0	100.0	0.1	白山市安養寺町ト3-1	H27.1.13	H27.1.14	4	0	7.4	0.0	70	64	
124		40670	主要地方道金沢小松線	4	白山市安養寺町	白山市安養寺町	21	20	21	20	95.2	100.0	95.2	0.3	白山市安養寺町ト3-1	H27.1.13	H27.1.14	4	0	7.4	0.0	70	64	
125	※	40680	主要地方道金沢小松線	4	白山市向島町	白山市山島台	35	31	34	31	88.6	97.1	88.6	1.4	白山市矢頃島町786-80	H27.1.21	H27.1.22	4	0	5.8	0.0	66	60	
126		40790	主要地方道金沢美川小松線	2	白山市松本町	白山市美川 南町	229	191	193	191	83.4	84.3	83.4	3.7	白山市鹿島町1号5	H28.1.19	H28.1.20	2	0	2.0	0.0	73	67	
127	※	40800	主要地方道金沢美川小松線	2	白山市美川 南町	白山市湊町	234	234	234	234	100.0	100.0	100.0	2.5	白山市湊町	H29.1.31	H29.2.1	2	0	2.0	0.0	63	53	
128		41240	主要地方道金沢鶴来線	2	白山市曾谷町	白山市鶴来 大国町	524	524	524	524	100.0	100.0	100.0	6.5	白山市坂尻町ハ-8	H27.12.14	H27.12.15	2	0	3.5	0.0	65	57	
129		41510	主要地方道鶴来美川インター線	2	白山市道法寺町	白山市行町	24	24	24	24	100.0	100.0	100.0	1.2	白山市行町12	H27.12.14	H27.12.15	2	0	4.9	0.0	62	54	
130		41520	主要地方道鶴来美川インター線	2	白山市福留町	白山市福留町	11	10	10	10	90.9	90.9	90.9	0.3	白山市行町12	H27.12.14	H27.12.15	2	0	4.9	0.0	62	54	
131		41530	主要地方道鶴来美川インター線	2	白山市福留町	白山市鹿島町	8	6	6	6	75.0	75.0	75.0	0.6	白山市水澄町	H30.1.18	H30.1.19	2	0	2.4	0.0	68	63	
132		60030	一般県道鶴来水島美川線	2	白山市白山町	白山市明島町	351	351	351	351	100.0	100.0	100.0	5.2	白山市長屋町	H29.1.31	H29.2.1	2	0	5.0	0.0	58	49	
133	※	60040	一般県道鶴来水島美川線	2	白山市明島町	白山市山島台	45	39	44	39	86.7	97.8	86.7	1.2	白山市長屋町	H29.1.31	H29.2.1	2	0	5.0	0.0	58	49	
134		60050	一般県道鶴来水島美川線	2	白山市上安田町	白山市水島町	18	18	18	18	100.0	100.0	100.0	2.2	白山市長屋町	H29.1.31	H29.2.1	2	0	5.0	0.0	58	49	
135		60060	一般県道鶴来水島美川線	2	白山市水島町	白山市美川 南町	92	92	92	92	100.0	100.0	100.0	3.5	白山市長屋町	H29.1.31	H29.2.1	2	0	5.0	0.0	58	49	
136		60810	一般県道安吉松任線	2	白山市平松町	白山市東三番町	467	466	465	465	99.8	99.6	99.6	2.7	白山市平松町	H29.1.31	H29.2.1	2	0	2.2	0.0	67	60	
137	※	60830	一般県道草深木呂場美川線	2	白山市美川 本吉町	白山市美川 本吉町	17	17	17	17	100.0	100.0	100.0	0.3	白山市美川本吉町子56-1	H28.1.19	H28.1.20	2	0	2.9	0.0	63	51	
138	※	60970	一般県道額谷三浦線	2	白山市三浦町	白山市三浦町	30	30	30	30	100.0	100.0	100.0	0.2	白山市三浦町40-2	H30.11.8	H30.11.9	2	0	5.0	0.0	58	48	
139		61040	一般県道倉部金沢線	4	白山市宮永町	白山市宮永町	17	17	17	17	100.0	100.0	100.0	0.3	白山市宮永町98-1	H28.1.19	H28.1.20	4	0	4.9	0.0	70	65	
140	※	62080	一般県道三日市松任線	2	白山市田中町	白山市宮丸町	670	670	670	670	100.0	100.0	100.0	4.7	白山市五歩市町463-3	H30.2.21	H30.2.22	2	0	5.0	0.0	65	60	
141	※	50	北陸自動車道	4	能美市吉原釜屋町	能美市山口町	66	66	66	66	100.0	100.0	100.0	2.7	能美市大浜町マ146-1	H27.11.12	H27.11.13	4	0	11.4	0.0	59	57	
142	※	10110	一般国道9号	4	能美市五間堂町	能美市五間堂町	2	2	2	2	100.0	100.0	100.0	0.1	能美市五間堂町又60-7	H30.11.15	H30.11.16	4	0	15.4	0.0	64	60	
143	※	40680	主要地方道金沢小松線	4	能美市三ツ口町	能美市三ツ口町	0	0	0	0	100.0	100.0	100.0	0.2	白山市明島町西106-5番地	H27.1.13	H27.1.14	2	0	7.4	0.0	65	58	
144		40690	主要地方道金沢小松線	4	能美市三ツ口町	能美市徳山町	90	90	90	90	100.0	100.0	100.0	2.4	能美市岩内町x60番地7	H29.11.6	H29.11.7	4	0	4.0	0.0	70	63	
145	※	40800	主要地方道金沢美川小松線	2	能美市吉原町	能美市吉原町	39	37	37	37	94.9	94.9	94.9	0.2	能美市下ノ江町へ83番地1	H30.11.15	H30.11.16	2	0	3.7	0.0	69	62	
146		40810	主要地方道金沢美川小松線	2	能美市吉原町	能美市下ノ江町	100	99	99	99	99.0	99.0	99.0	3.0	能美市下ノ江町へ83番地1	H30.11.15	H30.11.16	2	0	3.7	0.0	69	62	
147		60610	一般県道松任寺井線	2	能美市粟生町	能美市三道山町	183	183	183	183	100.0	100.0	100.0	1.8	能美市三道山町ト31	H28.10.27	H28.10.28	2	0	2.6	0.0	68	60	

表2-6 道路種類別の環境基準達成状況

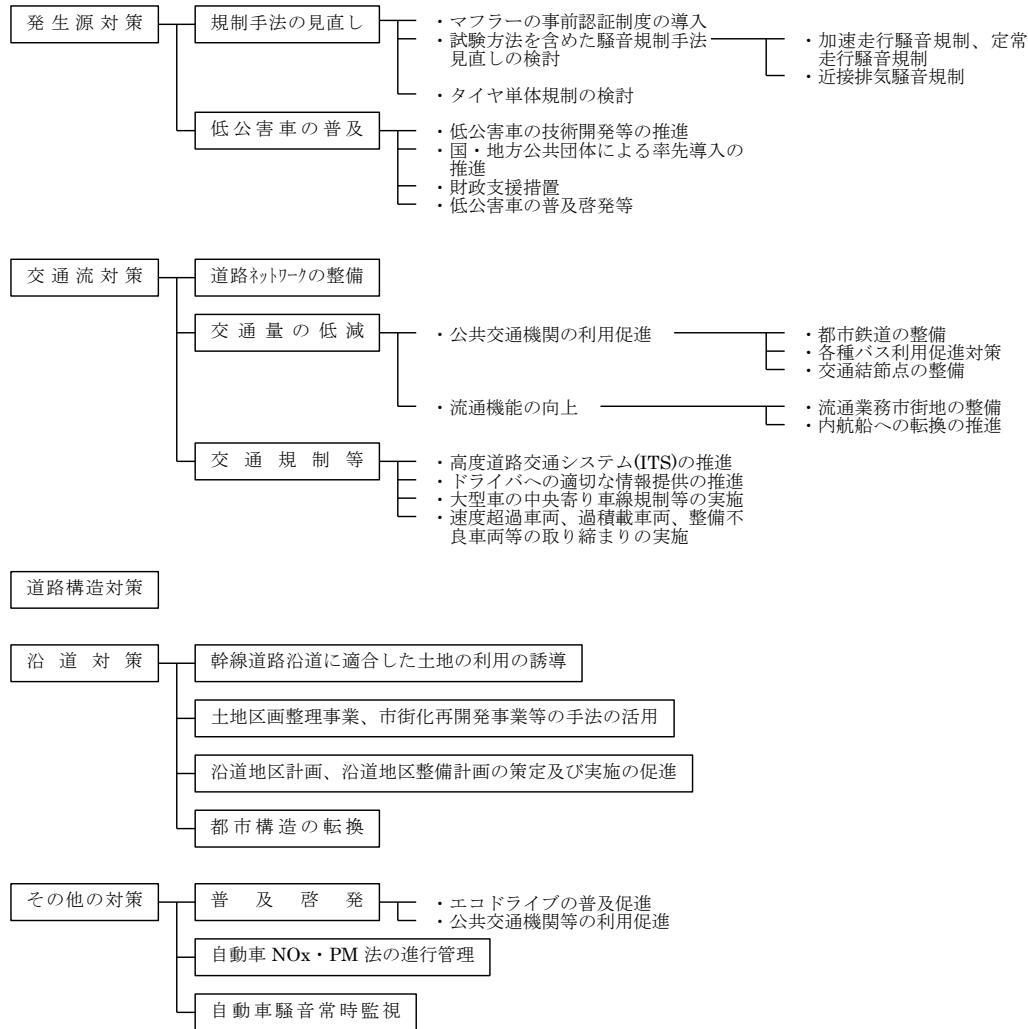
	1	2	3	4					5					6				
				評価結果(全体)					評価結果(近接空間)					評価結果(非近接空間)				
				住居等 戸数 ①+② +③+④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④	住居等 戸数 ①+② +③+④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④	住居等 戸数 ①+② +③+④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④
(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)				
全体(住居等戸数)	390.4	354	50,971	49,462	413	143	953	20,201	19,242	225	74	660	30,770	30,220	188	69	293	
【道路種類別の内訳】	高速自動車国道	5.4	13	177	150	24	0	3	60	43	16	0	1	117	107	8	0	2
	都市高速道路																	
	一般国道	137.2	118	13,064	12,162	263	13	626	4,795	4,231	132	5	427	8,269	7,931	131	8	199
	県道	227.3	210	30,803	30,351	117	92	243	12,404	12,150	68	31	155	18,399	18,201	49	61	88
	4車線以上の市町道	20.5	13	6,927	6,799	9	38	81	2,942	2,818	9	38	77	3,985	3,981	0	0	4
	その他の道路																	
			住居等 戸数 ①+② +③+④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④	住居等 戸数 ①+② +③+④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④	住居等 戸数 ①+② +③+④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④	
			(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
全体(割合)			100	97.0	0.8	0.3	1.9	100	95.3	1.1	0.4	3.3	100	98.2	0.6	0.2	1.0	
【道路種類別の内訳】	高速自動車国道			84.7	13.6	0.0	1.7		71.7	26.7	0.0	1.7		91.5	6.8	0.0	1.7	
	都市高速道路																	
	一般国道			93.1	2.0	0.1	4.8		88.2	2.8	0.1	8.9		95.9	1.6	0.1	2.4	
	県道			98.5	0.4	0.3	0.8		98.0	0.5	0.2	1.2		98.9	0.3	0.3	0.5	
	4車線以上の市町道			98.2	0.1	0.5	1.2		95.8	0.3	1.3	2.6		99.9	0.0	0.0	0.1	
	その他の道路																	

※ 評価対象道路ごとに評価するため、評価対象道路が相互に交差する交差点の近傍では、評価対象道路ごとに戸数等を重複して計上しているため、表2-3及び表2-4「市町別の環境基準達成状況」に示す住居等戸数とは整合しない。

第3 道路交通騒音対策

道路交通騒音対策は、図3-1及び表3-1のとおりであり、環境基準の達成を図るため、国、道路管理者及び関係市町等と連携しながら、これらの道路交通騒音対策を総合的に推進することとしている。

1. 今後取り組む対策



2. 今後の研究課題

- (1) 自動車騒音低減技術
- (2) 効果的・効率的な公共交通機関等の利用促進対策 環境省「今後の自動車騒音対策の取組方針」H21.6より
- (3) 道路構造対策における技術開発・研究の促進
- (4) 沿道対策の充実強化

図3-1 道路交通騒音対策の体系図

表3-1 道路交通騒音対策の効果の概要

対策の内容	対策の効果
①自動車単体対策 平成4年中央公害対策審議会答申及び平成7年中央環境審議会答申に基づく単体規制適合車に全て代替した場合	車種により0.9~1.3dB
②交通流対策 ・速度10km/h低下で ・交通量2割削減で	約1dB 約1dB
③道路構造対策 ・低騒音舗装 ・環境施設帯(片側10m) ・遮音壁(平面構造に高さ3mの遮音壁)	約3dB前後 約7dB 約10dB
④沿道対策 ・住宅と道路の間に空き地を設けた場合 (セットバック等)道路端から10mで 道路端から20mで ・緩衝建築物を設けた場合、建物の道路面裏側で	約5dB 約8dB 約15~20dB

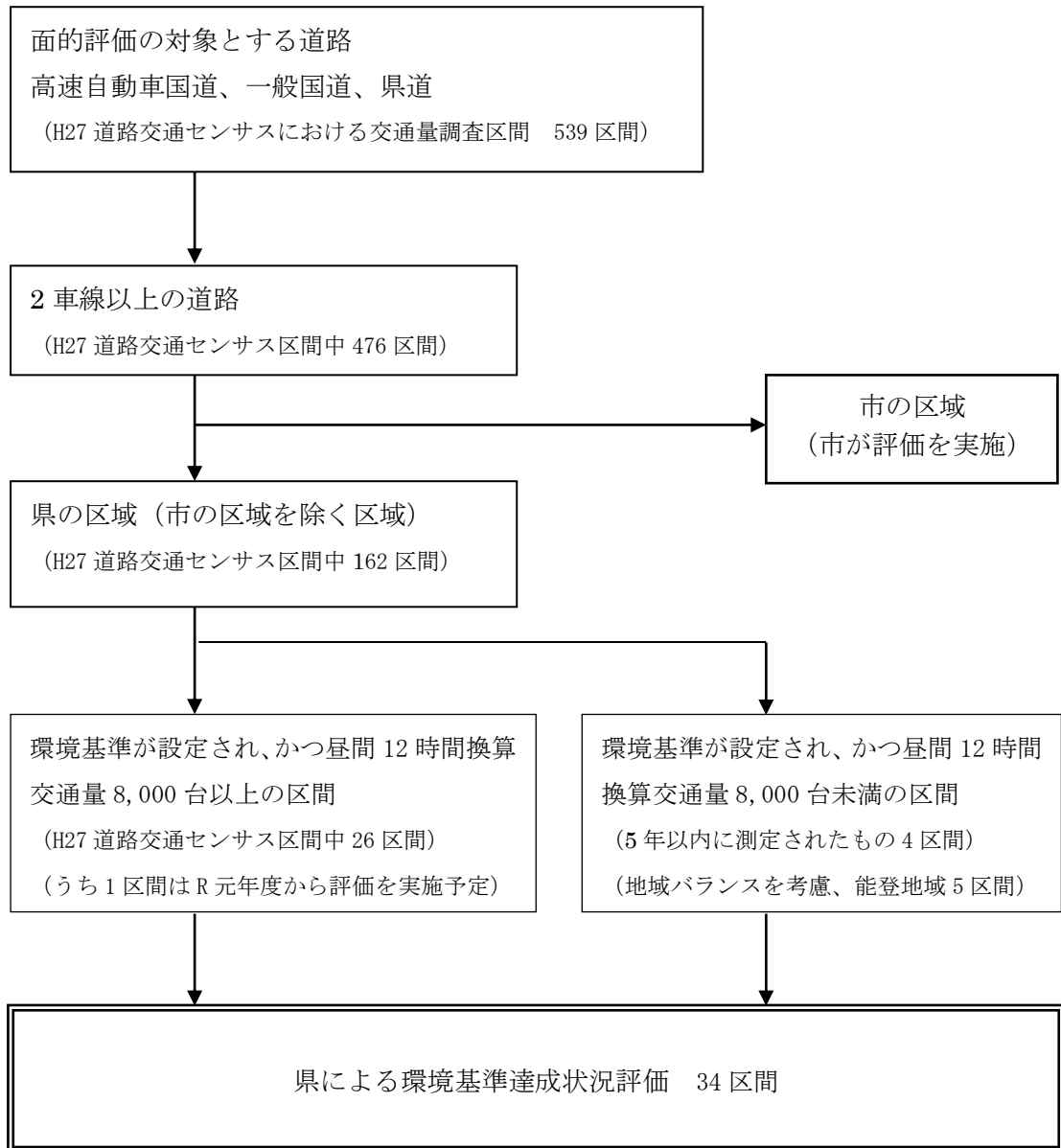
(注)各種措置が一定の条件下で講じられた場合における当該措置効果について、環境庁が推計したもの及び既存資料による。

環境庁 「道路交通騒音対策検討会」 中間とりまとめ資料 H12.8より

(データ編)

1 常時監視計画について

平成 30 年度の調査は「平成 27 年度道路交通センサス」に示す幹線道路のうち、騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域内において、かつ環境基準の超過するおそれのある区間（昼間 12 時間換算交通量 8 千台以上）である 34 道路交通センサス区間を監視対象区間とした。（市の調査区域は各市が評価を実施）



換算交通量とは、大型車類の交通量を 4.467^{***}倍に換算した小型車類の交通量
^{***}「道路交通騒音の予測モデル “ASJ RTN-Model 2008”」に基づき計算
 平成 13 年度から平成 18 年度の調査は平成 11 年道路交通センサスに示す区間から選定
 平成 19 年度から平成 23 年度の調査は平成 17 年道路交通センサスに示す区間から選定
 平成 24 年度から平成 28 年度の調査は平成 22 年道路交通センサスに示す区間から選定

図 4 - 1 常時監視対象区間の選定のフロー

2 評価について

(1) 面的評価支援システムに用いたデータ等

平成 30 年度の環境基準の達成状況の評価のために用いた面的評価支援システム及び面的評価に用いたデータ等は、表 4-1-1 及び表 4-1-2 のとおりである。

(2) 評価区間ごとの環境基準達成状況

表 2-5 に市町域サンサス区間ごとの環境基準達成状況を示したが、評価区間（自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせるよう道路交通センサス区間を市町境界及び環境基準、道路構造、遮音壁・低騒音舗装等の騒音対策等により区間を分割した区間）ごとの環境基準達成状況は、図 4-1～図 4-5 4 及び表 4-2 のとおりであった。

(3) 複数の評価区間に重複して計上される住居等の状況

図 2-3 及び表 2-6 に道路種類別の環境基準達成状況を示したが、評価対象道路ごとに評価するため評価対象道路が相互に交差する交差点の近傍では評価対象道路ごとに戸数等を重複計上している。

このように複数の評価区間で重複計上した戸数は、表 4-3 のとおりである。

表 4-1-1 面的評価に使用したシステム等

区分	基本システム	GIS エンジン		騒音予測モデル	電子住宅地図
		ActiveMap for.NET	ASJ RTN-Model 2008		
石川県	環境省が提供する面的評価システム (Ver. 4.0.0)	ActiveMap for.NET	ASJ RTN-Model 2008	(株)ゼンリン社製 Zmap-TOWN II	
金沢市	環境省が提供する面的評価システム (Ver. 4.0.0)	ActiveMap for.NET	ASJ RTN-Model 2008	(株)ゼンリン社製 Zmap-TOWN II	
七尾市	環境省が提供する面的評価システム (Ver. 4.0.0)	ActiveMap for.NET	ASJ RTN-Model 2008	(株)ゼンリン社製 Zmap-TOWN II	
小松市	環境省が提供する面的評価システム (Ver. 4.0.0)	ActiveMap for.NET	ASJ RTN-Model 2008	(株)ゼンリン社製 Zmap-TOWN II	
輪島市	環境省が提供する面的評価システム (Ver. 4.0.0)	ActiveMap for.NET	ASJ RTN-Model 2008	(株)ゼンリン社製 Zmap-TOWN II	
珠洲市	環境省が提供する面的評価システム (Ver. 3.3.2)	ActiveMap for.NET	ASJ RTN-Model 2008	(株)ゼンリン社製 Zmap-TOWN II	
加賀市	環境省が提供する面的評価システム (Ver. 3.3.2)	ActiveMap for.NET	ASJ RTN-Model 2008	(株)ゼンリン社製 Zmap-TOWN II	
羽咋市	環境省が提供する面的評価システム (Ver. 3.2.0)	ActiveMap for.NET	ASJ RTN-Model 2008	(株)ゼンリン社製 Zmap-TOWN II	
かほく市	環境省が提供する面的評価システム (Ver. 4.0.0)	ActiveMap for.NET	ASJ RTN-Model 2008	(株)ゼンリン社製 Zmap-TOWN II	
白山市	環境省が提供する面的評価システム (Ver. 4.0.0)	ActiveMap for.NET	ASJ RTN-Model 2008	(株)ゼンリン社製 Zmap-TOWN II	
能美市	環境省が提供する面的評価システム (Ver. 4.0.0)	ActiveMap for.NET	ASJ RTN-Model 2008	(株)ゼンリン社製 Zmap-TOWN II	
野々市市	環境省が提供する面的評価システム (Ver. 4.0.0)	ActiveMap for.NET	ASJ RTN-Model 2008	(株)ゼンリン社製 Zmap-TOWN II	

表4-1-2 環境基準の達成状況の評価及び平成30年度の面的評価に用いたデータ等

市 町 名		平成30年度の環境基準の達成状況の評価を行った区間数			平成30年度の面的評価に用いたデータ					
		道 路 交 通 セ ン サ 区 間 数	市 町 域 セ ン サ 区 間 数	評 価 区 間 数	沿道状況調査		騒音測定調査		環境基準の 地域類型の 指定年度	電子住宅地図
					前回の沿道状況 調査の実施年度	30年度調査の 市 町 域 セ ン サ 区 間 数	道 路 交 通 セ ン サ 区 間 数	市 町 域 セ ン サ 区 間 数		
各市実施分	金 沢 市	51	51	67	毎年度、面的評価を実施した区間を対象に沿道状況調査を実施	6	6	6	平成28年度	(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 2005 石川県金沢市（分割整備）
	七 尾 市	16	16	30	平成29年度	2	2	2	平成24年度	(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 2010 石川県七尾市
	小 松 市	18	18	33	平成29年度	2	2	2	平成27年度	(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 2009 石川県小松市
	輪 島 市	3	3	3	平成28年度				平成24年度	(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 2010 石川県輪島市
	珠 洲 市	2	2	2	平成28年度				平成24年度	(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 2007 石川県珠洲市
	加 賀 市	10	10	13	平成29年度	2	2	2	平成24年度	(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 2010 石川県加賀市
	羽 咋 市	4	4	4	平成27年度				平成24年度	(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 2009 石川県羽咋市
	か ほ く 市	8	8	14	平成29年度	2	2	2	平成24年度	(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 2007 石川県かほく市
	白 山 市	26	28	76	平成29年度	4	4	4	平成24年度	(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 2009 石川県白山市
	能 美 市	3	7	14	平成29年度	3	2	2	平成24年度	(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 2006 石川県能美市
	野 々 市 市	10	17	20	平成29年度	3	3	3	平成27年度	(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 2009 石川県野々市町
	計	151	164	276		24	23	23		
石川県実施分	川 北 町	1	5	15	平成26年度		1	1	平成12年度	(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 2008 石川県川北町
	津 幡 町	7	8	14	平成29年度		2	2	平成23年度	(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 2011 石川県津幡町
	内 灘 町	4	5	8	平成28年度	1	1	1	平成21年度	(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 2010 石川県内灘町
	志 賀 町	2	3	5	平成27年度	1	1	1	平成18年度	(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 2009 石川県志賀町
	宝 達 志 水 町	4	5	14	平成28年度	5	1	1	平成18年度	(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 2007 石川県宝達志水町
	中 能 登 町	3	3	9	平成29年度		1	1	平成23年度	(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 2010 石川県中能登町
	穴 水 町	2	2	2	平成27年度		1	1	平成13年度	(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 2008 石川県穴水町
	能 登 町	3	3	11	平成28年度				平成13年度	(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 2008 石川県能登町
	計	26	34	78		7	8	8		
合 計	177	198	354		31	31	31			

(参 考)

① 表4-2のコード

2. 都道府県コード	「統計に用いる標準地域コード」(総務省-平成25年9月2日現在)	
3. 市区町村コード	「統計に用いる標準地域コード」(総務省-平成25年9月2日現在)	
4. 評価区間番号	国土交通省「全国道路交通情勢調査(道路交通センサス調査)」の平成22年度のセンサス番号に、下2桁の枝番を設定	
5. 騒音発生強度の把握方法	当該評価区間において、騒音発生強度の把握(騒音の測定)の種別 ・沿道騒音レベルの実測 : 1 ・他の評価区間における騒音測定結果を準用 : 2 ・自動車の交通量及び速度の実測結果により推計 : 3 ・交通量が僅少の事由により環境基準値以下と決定 : 4	
6. 評価対象道路	(3)道路種別	・国土開発幹線自動車道等(高速自動車国道) : 1 ・都市高速道路 : 2 ・一般国道 : 3 ・都道府県道(一般県道、主要地方道) : 4 ・4車線以上の市町村道 : 5 ・その他 : 6
	(4)道路構造	・平面 : 1 ・高架 : 2 ・盛土 : 3 ・堀割 : 4 ・その他 : 5
	(5)遮音壁等の有無	・遮音壁、環境施設帯なし : 0 ・遮音壁のみあり : 1 ・環境施設帯のみあり : 2 ・遮音壁、環境施設帯あり : 3
	(6)低騒音舗装の有無	・低騒音舗装なし : 0 ・低騒音舗装あり : 1
	(7)センサス番号	国土交通省「全国道路交通情勢調査(道路交通センサス調査)」の年度、市町村コード、区間番号
10. 騒音測定地点番号	「表5-3(騒音測定結果)」の1. 騒音測定地点番号	
11. 残留騒音レベル	残留騒音レベルについて、「設定」欄に下記の分類に基づいて記載し、「昼間」と「夜間」の設定値(dB)を記載 ・近傍の一般地域における L_{Aeq} を残留騒音レベルとする場合 : 1 ・背後地騒音測定結果における L_{A95} を残留騒音レベルとする場合 : 2 ・一般地域の環境基準値とする場合 : 3 ・その他の方法で残留騒音レベルを設定する場合 : 4 ・騒音発生強度の把握の方法が4の場合 : -	
12. 評価結果(評価区間全体)	当該評価区間の面的評価の結果を次の分類で住居等の戸数を記載 a. 評価対象住居等戸数 : 当該評価区間の住居等の戸数 b. 昼間・夜間とも基準値以下 : 昼間・夜間とも基準値以下の住居等戸数 c. 昼間のみ基準値以下 : 昼間のみ基準値以下の住居等戸数 d. 夜間のみ基準値以下 : 夜間のみ基準値以下の住居等戸数 e. 昼間・夜間とも基準値超過 : 昼間・夜間とも基準値超過の住居等戸数 ※昼間:午前6時~午後10時、夜間:午後10時~午前6時	
13. 評価結果(近接空間と非近接空間)	「14 面的評価の結果(評価区間全体)」を近接空間と非近接空間に分類 ※ 近接空間とは、幹線交通を担う道路(高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道)に近接する空間をいい、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により特定される。 ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル ※ 非近接空間とは、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用されない地域をいう。	

② 表4-3のコード

表4-2と同じ

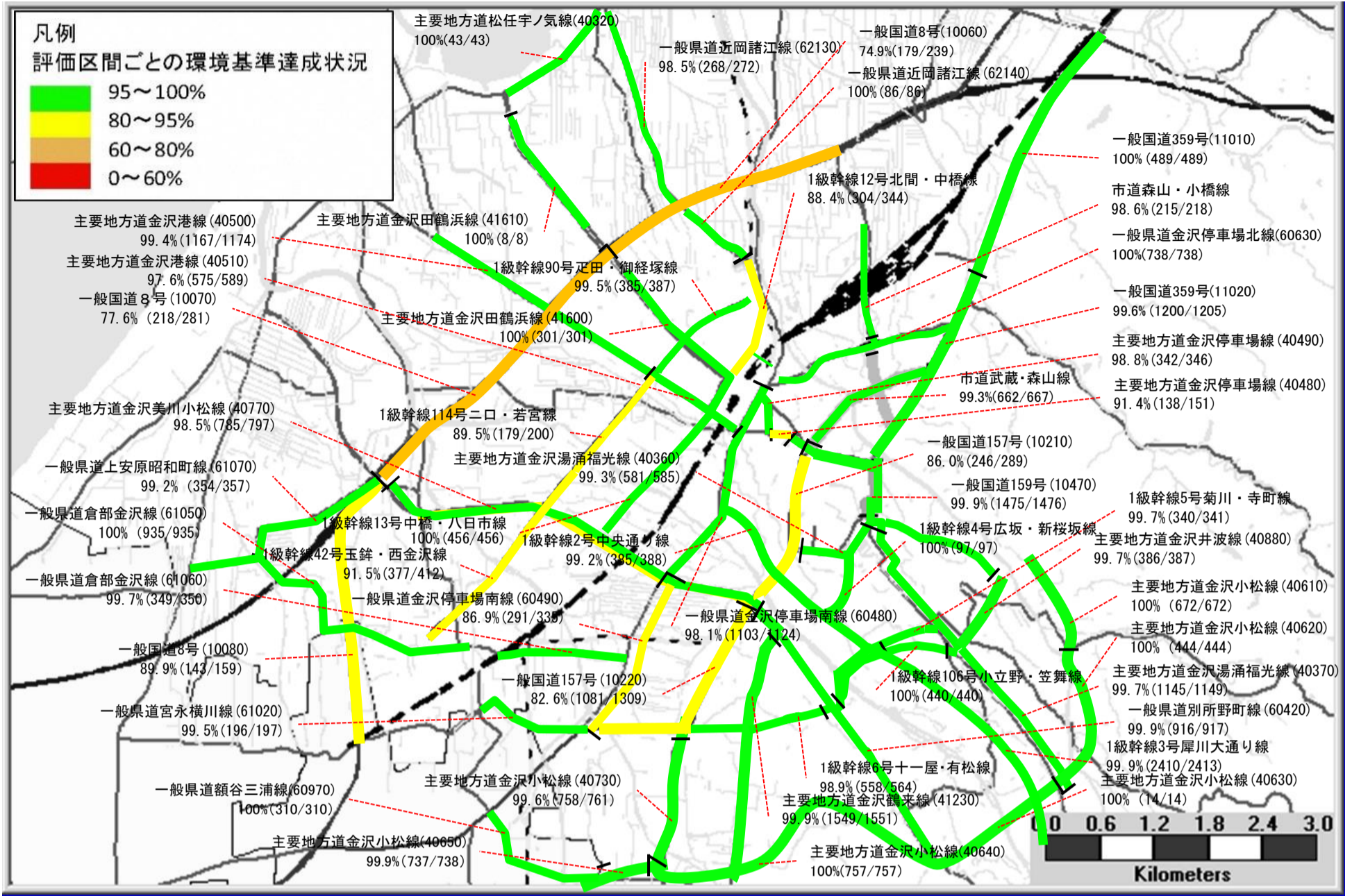


図4-1 センサス区間ごとの環境基準達成状況 金沢市 昼間

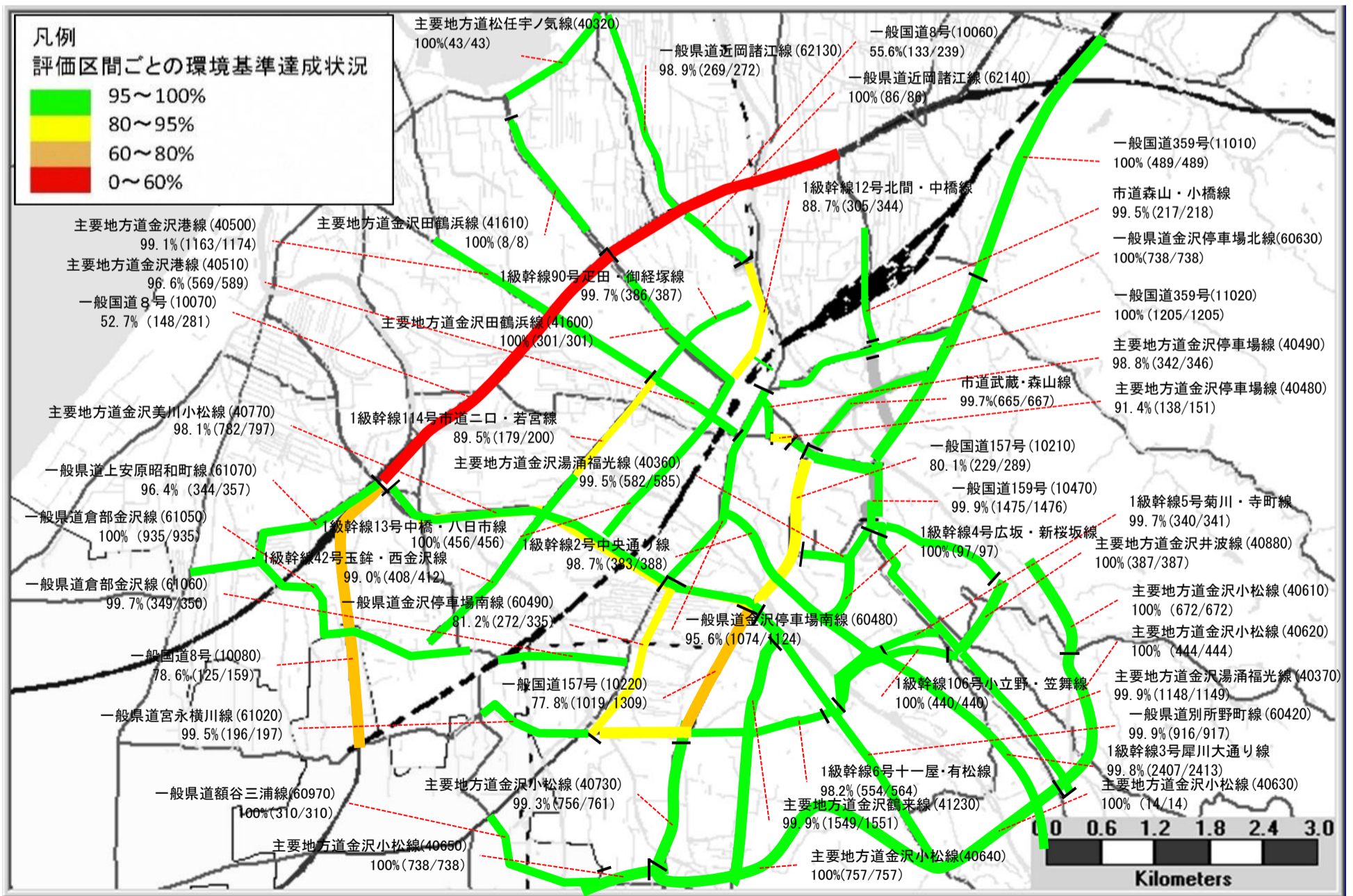


図4-2 センサス区間ごとの環境基準達成状況 金沢市 夜間

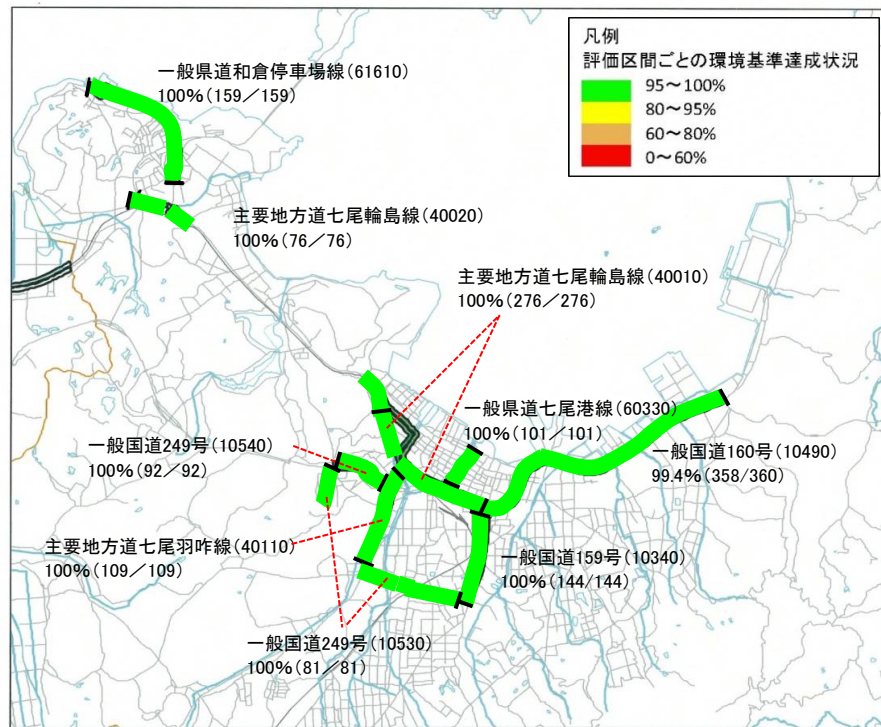


図4-3 センサス区間ごとの環境基準達成状況 七尾市(旧七尾市)昼間

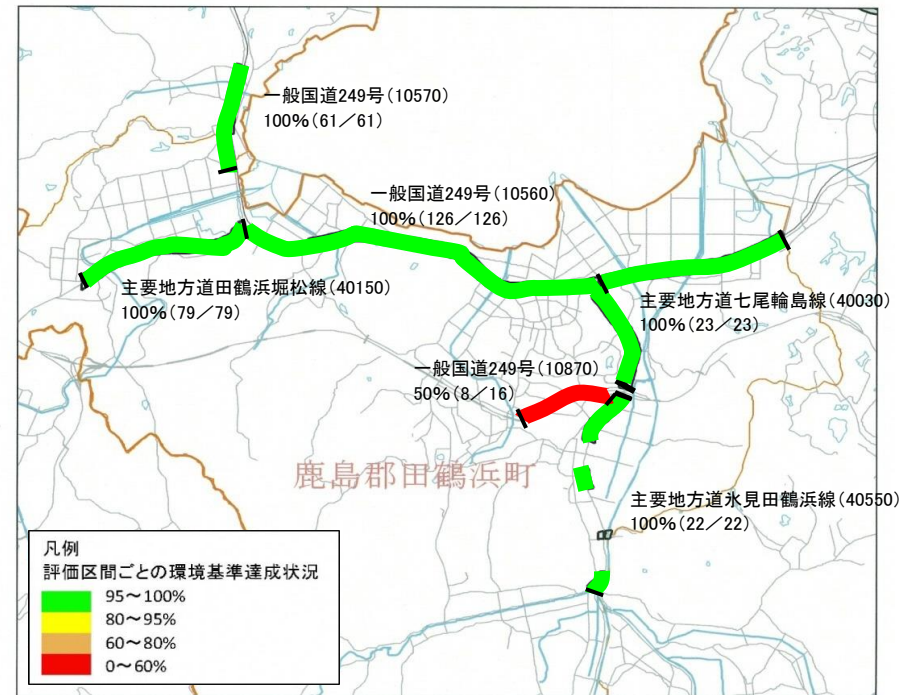


図4-5 センサス区間ごとの環境基準達成状況 七尾市(旧田鶴浜町)昼間

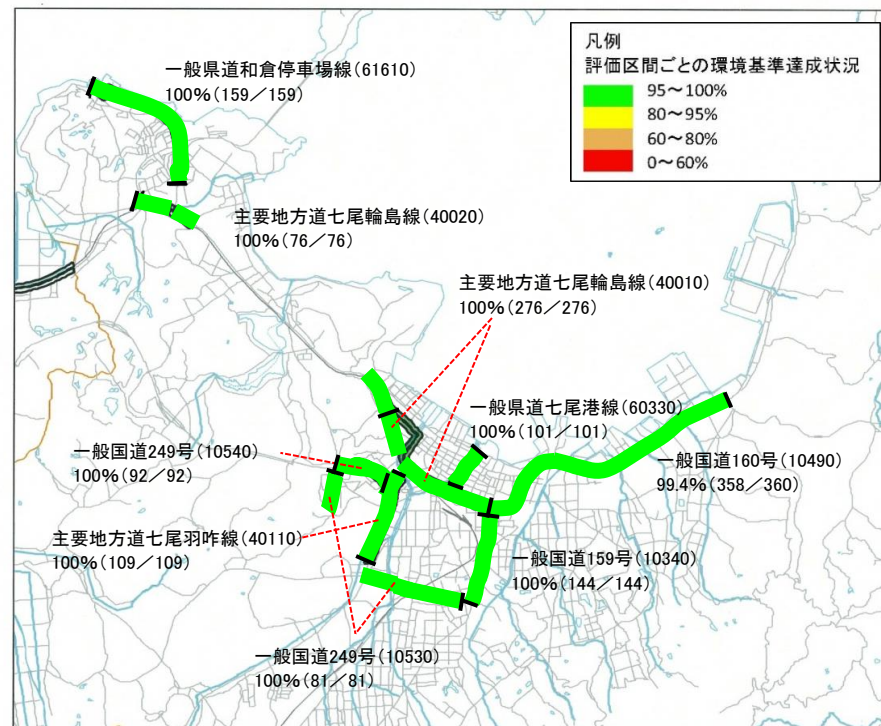


図4-4 センサス区間ごとの環境基準達成状況 七尾市(旧七尾市)夜間

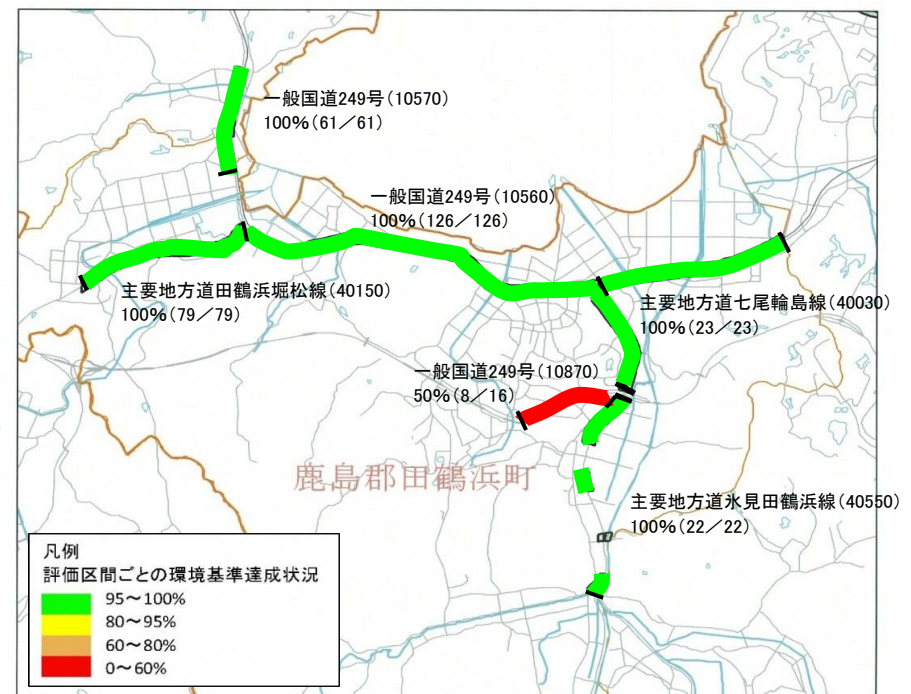


図4-6 センサス区間ごとの環境基準達成状況 七尾市(旧田鶴浜町)夜間

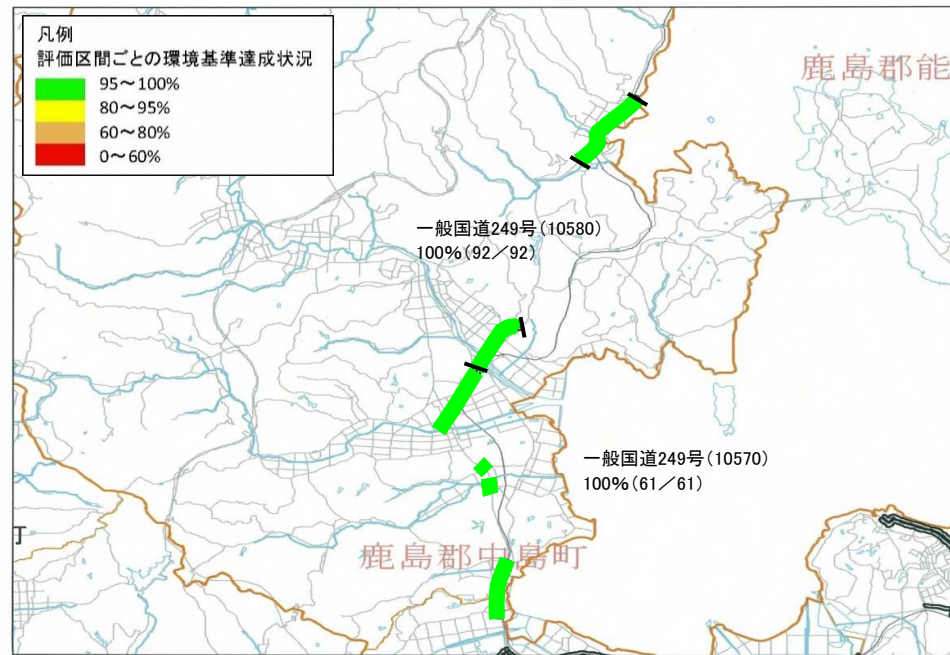


図4-7 センサス区間ごとの環境基準達成状況 七尾市(旧中島町)昼間

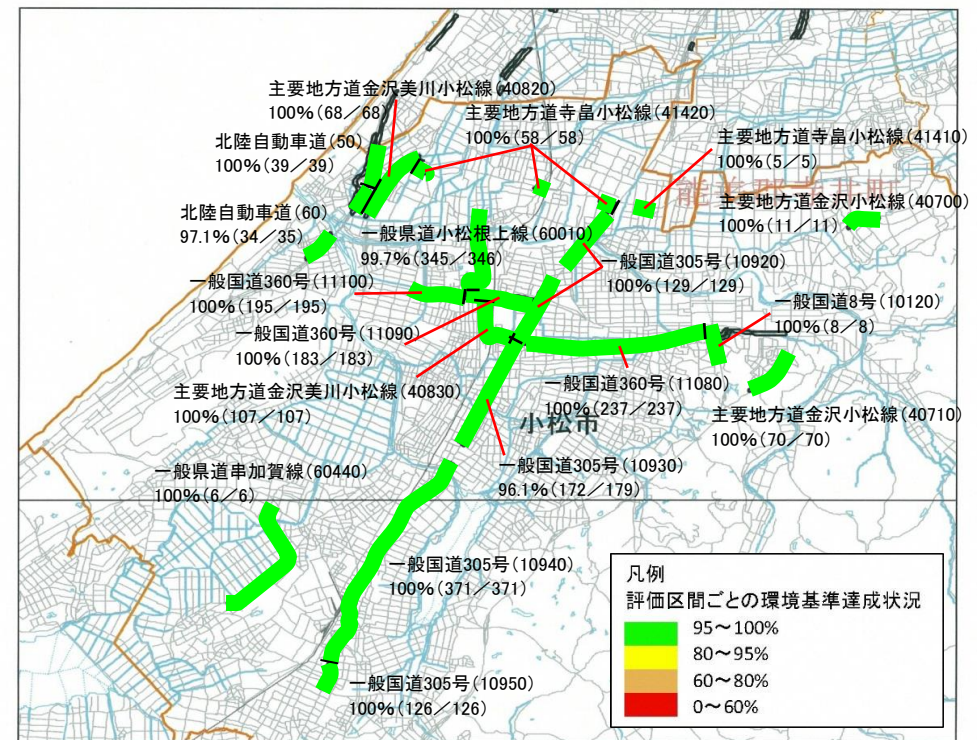


図4-9 センサス区間ごとの環境基準達成状況 小松市昼間

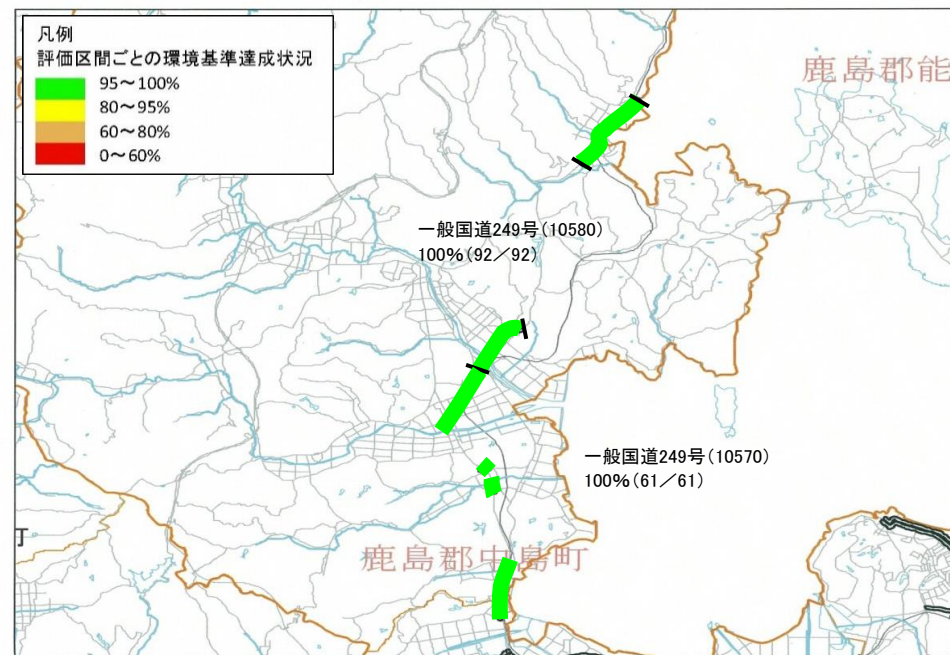


図4-8 センサス区間ごとの環境基準達成状況 七尾市(旧中島町)夜間

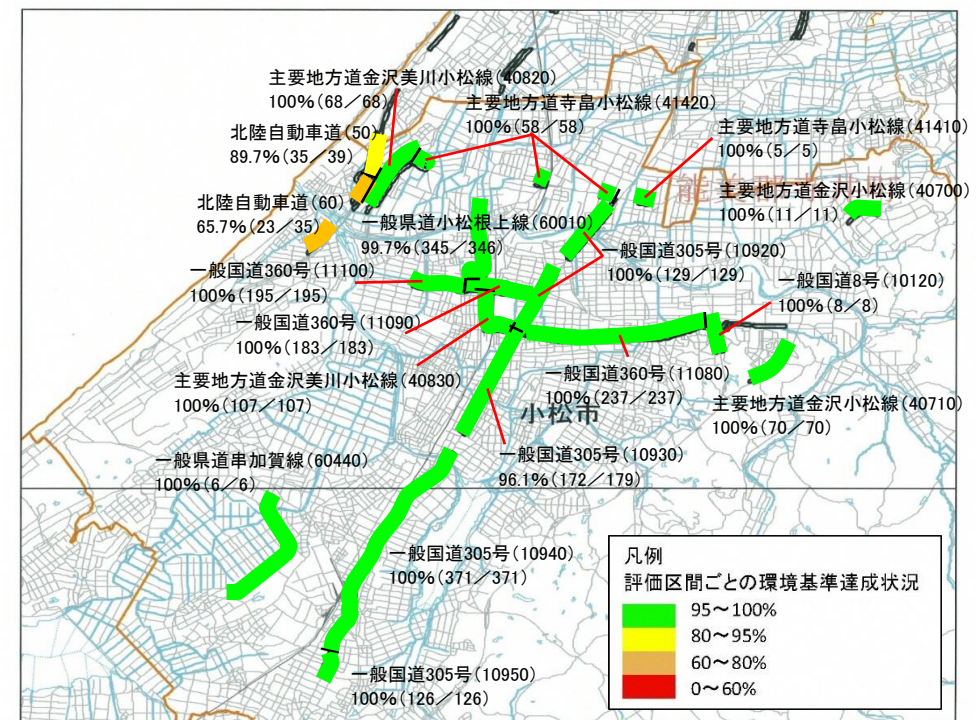


図4-10 センサス区間ごとの環境基準達成状況 小松市夜間

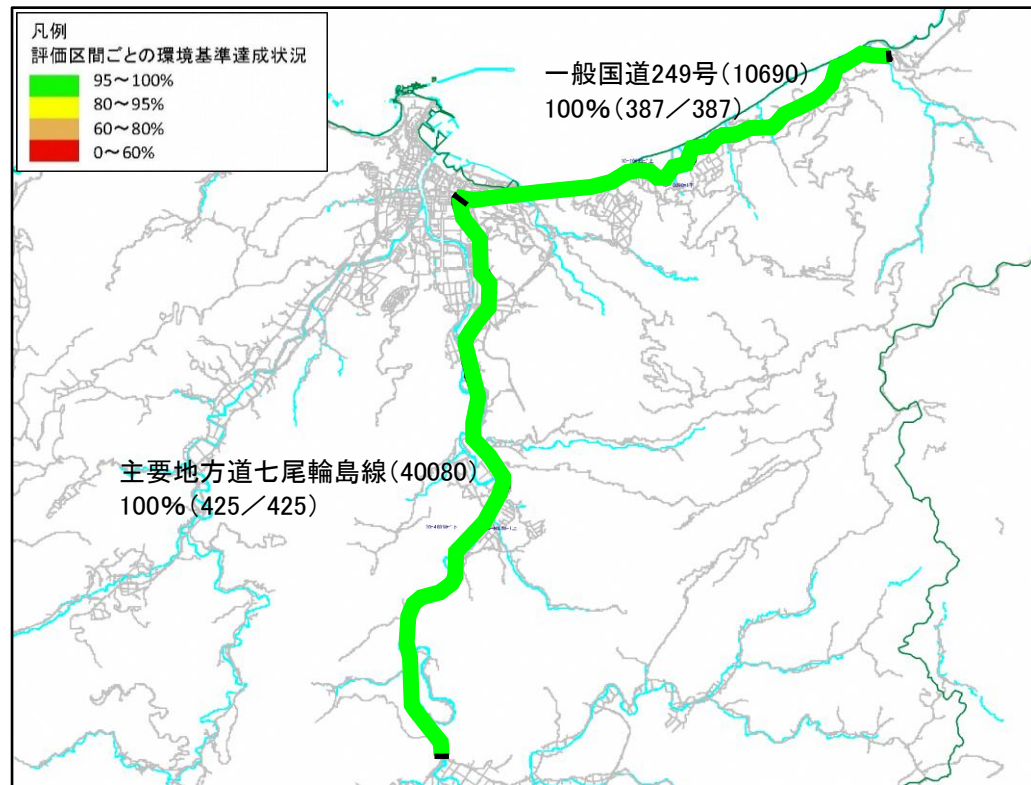


図4-11 センサス区間ごとの環境基準達成状況 輪島市（旧輪島市）昼間

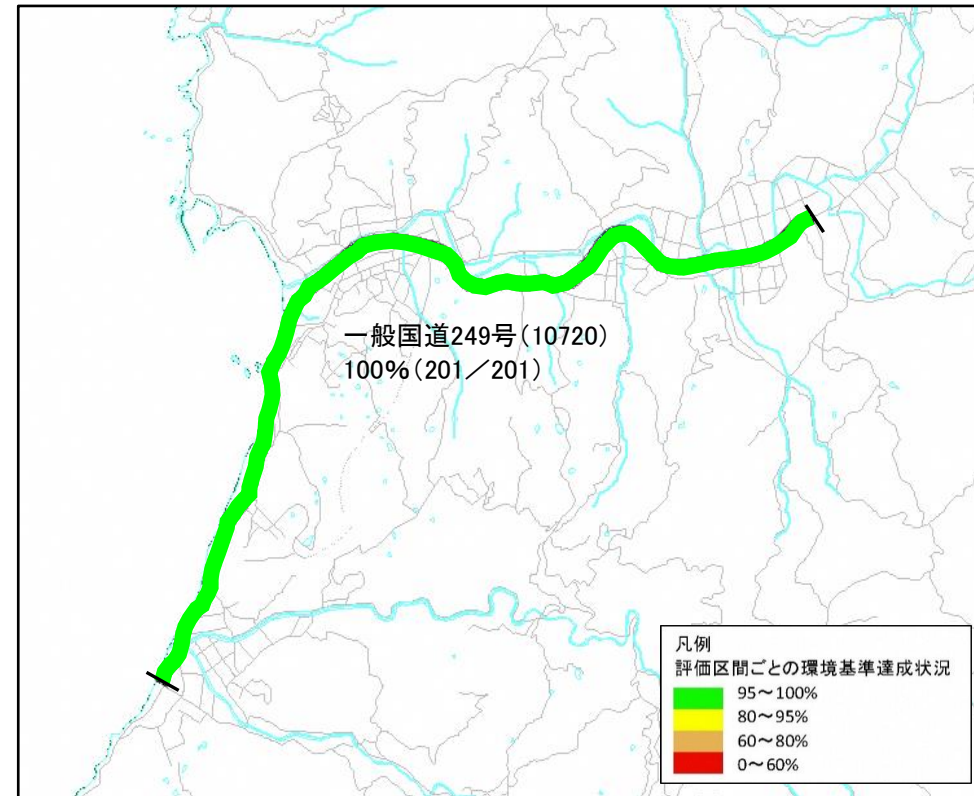


図4-13 センサス区間ごとの環境基準達成状況 輪島市（旧門前町）昼間

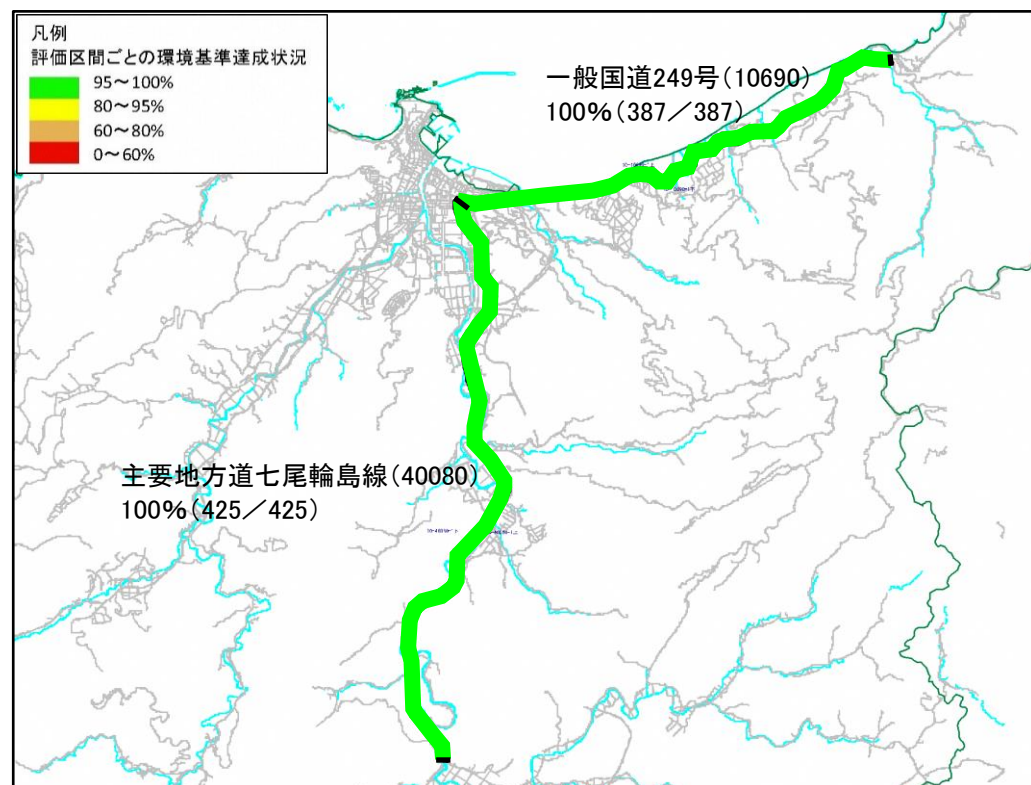


図4-12 センサス区間ごとの環境基準達成状況 輪島市（旧輪島市）夜間

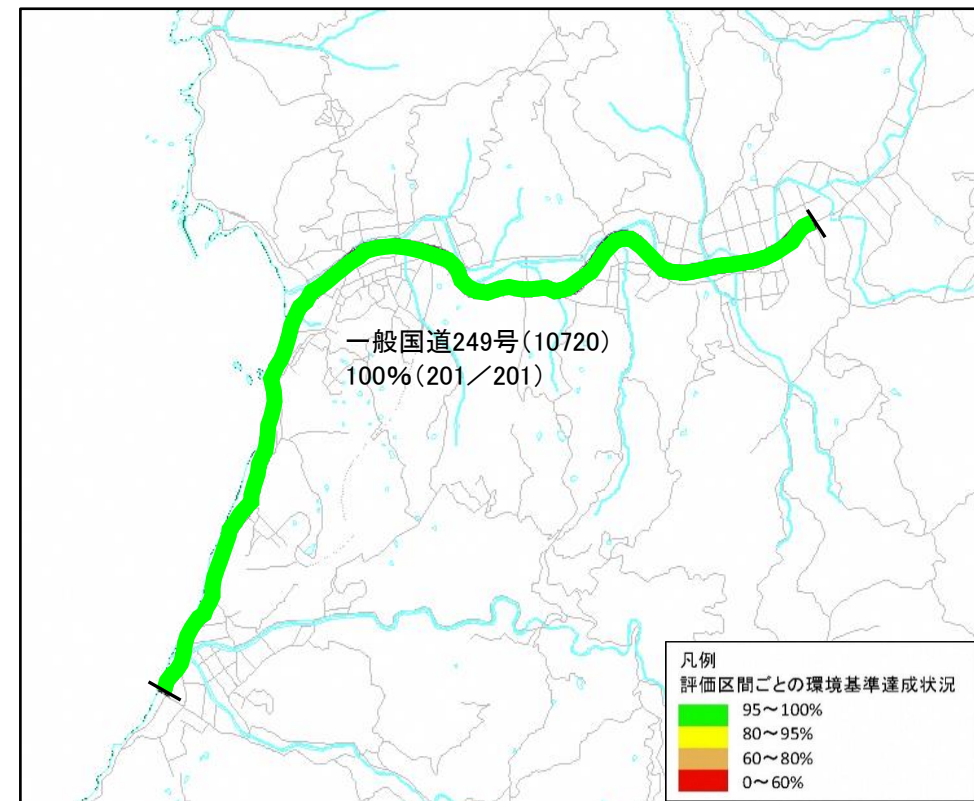


図4-14 センサス区間ごとの環境基準達成状況 輪島市（旧門前町）夜間

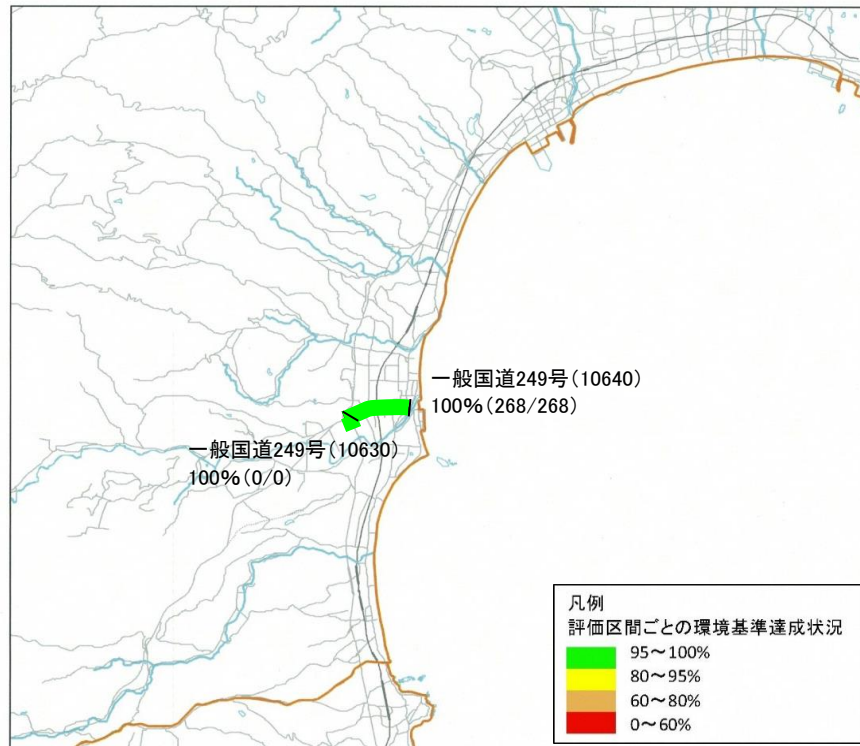


図4-15 センサス区間ごとの環境基準達成状況 珠洲市昼間

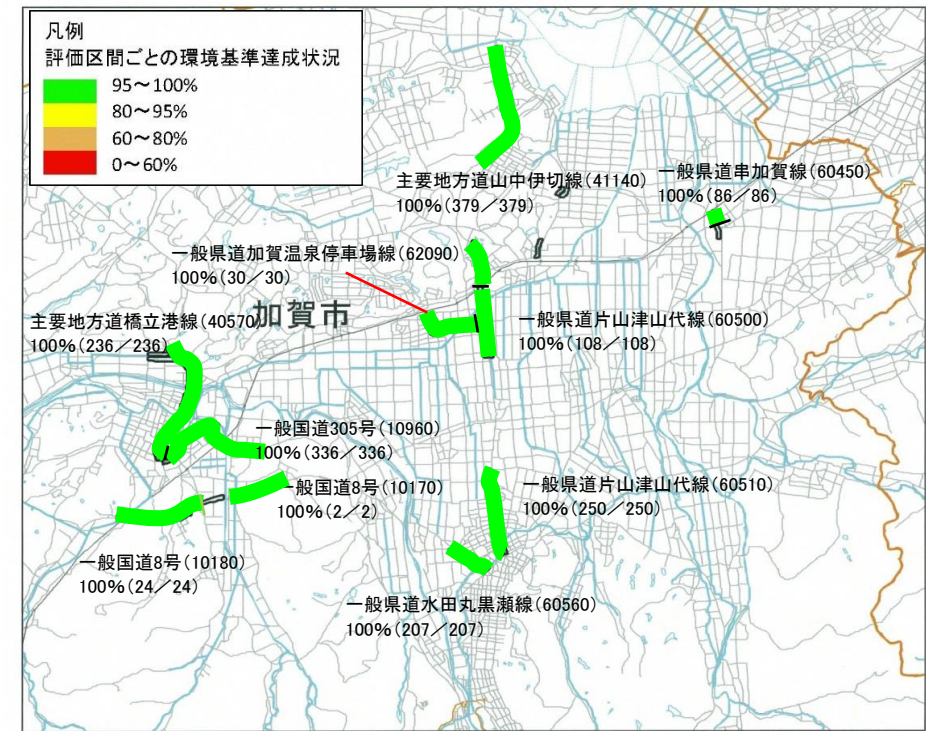


図4-17 センサス区間ごとの環境基準達成状況 加賀市昼間

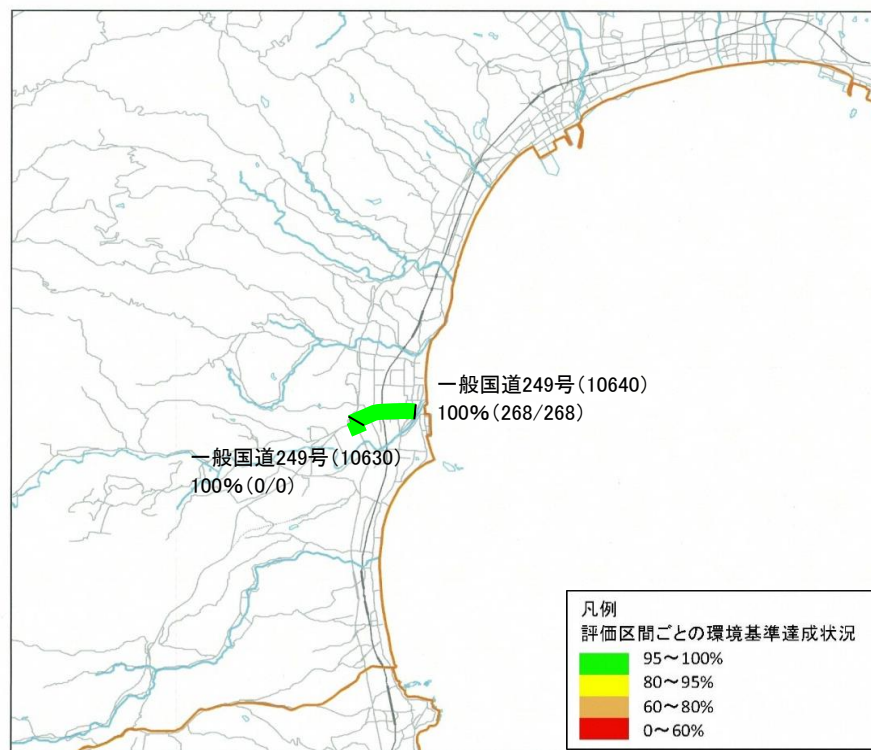


図4-16 センサス区間ごとの環境基準達成状況 珠洲市夜間

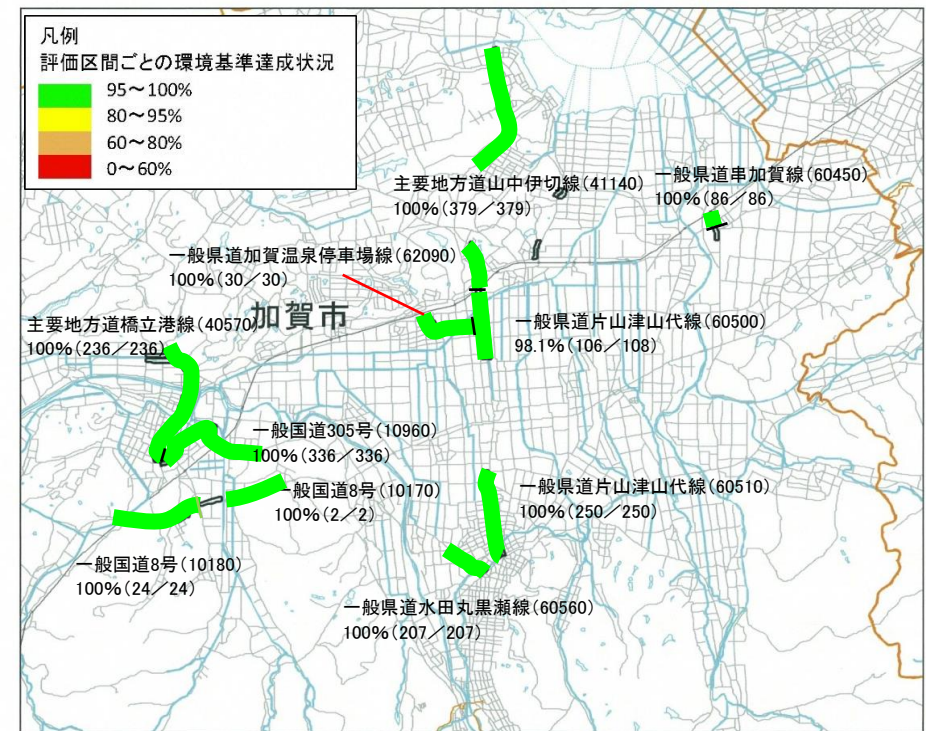


図4-18 センサス区間ごとの環境基準達成状況 加賀市夜間

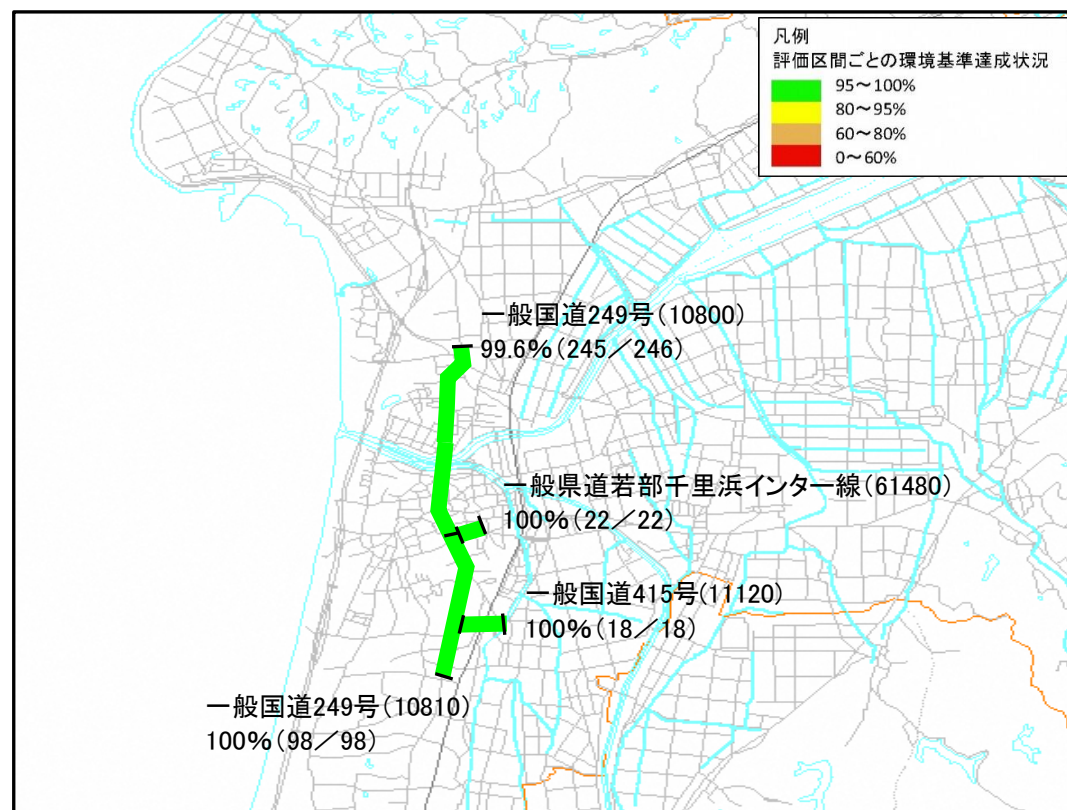


図4-19 センサス区間ごとの環境基準達成状況 羽咋市昼間

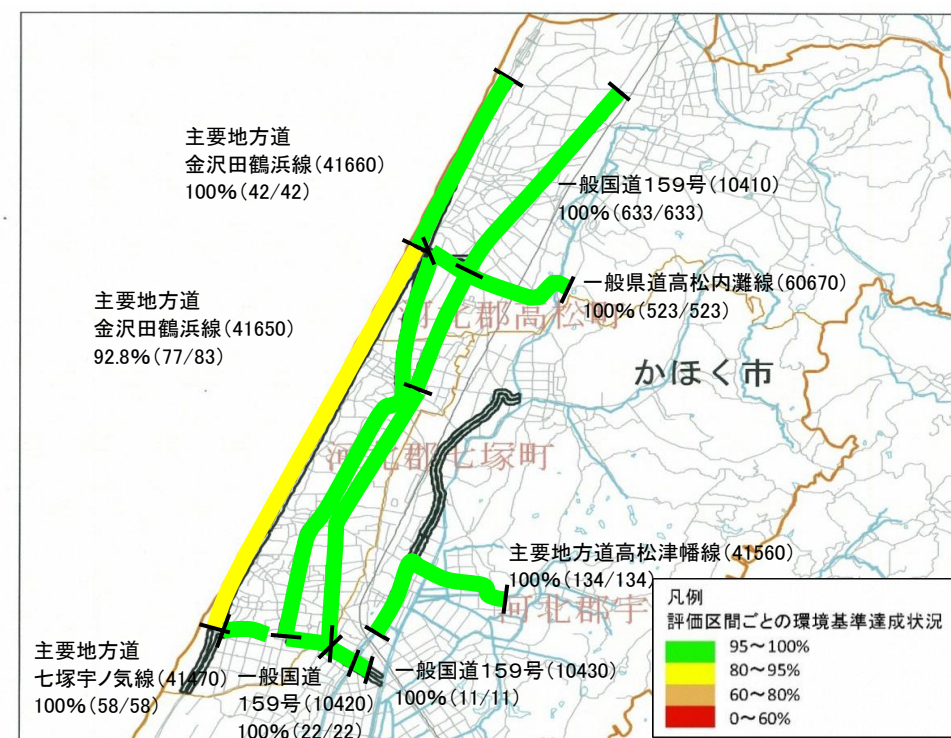


図4-21 センサス区間ごとの環境基準達成状況 かほく市昼間

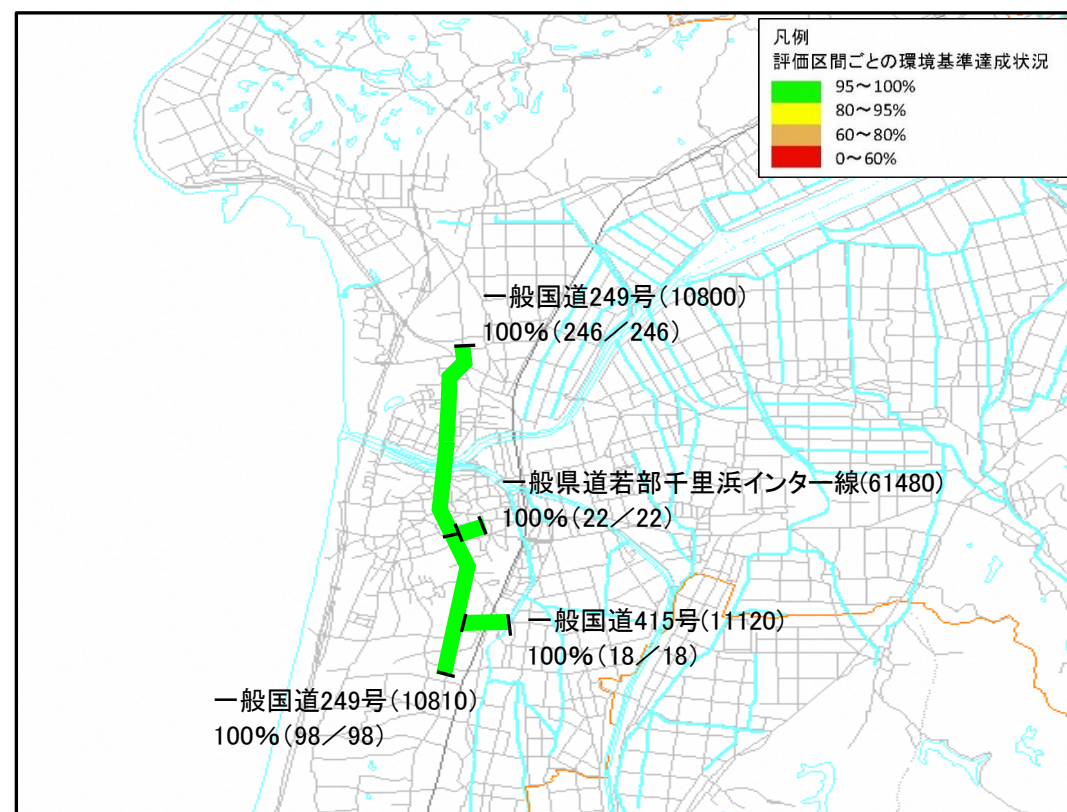


図4-20 センサス区間ごとの環境基準達成状況 羽咋市夜間

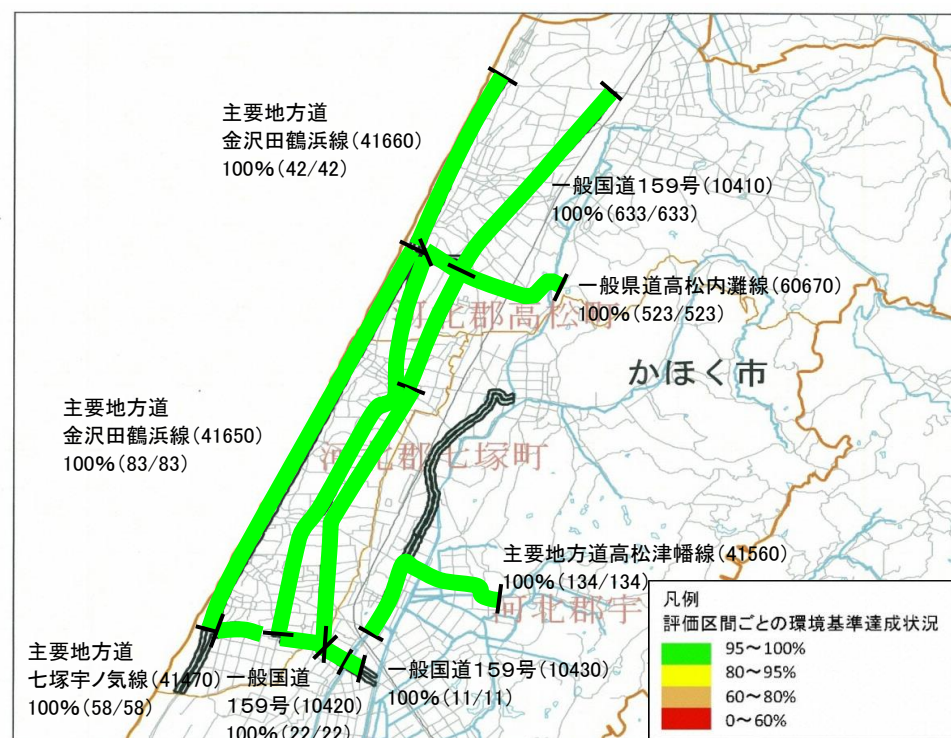


図4-22 センサス区間ごとの環境基準達成状況 かほく市夜間

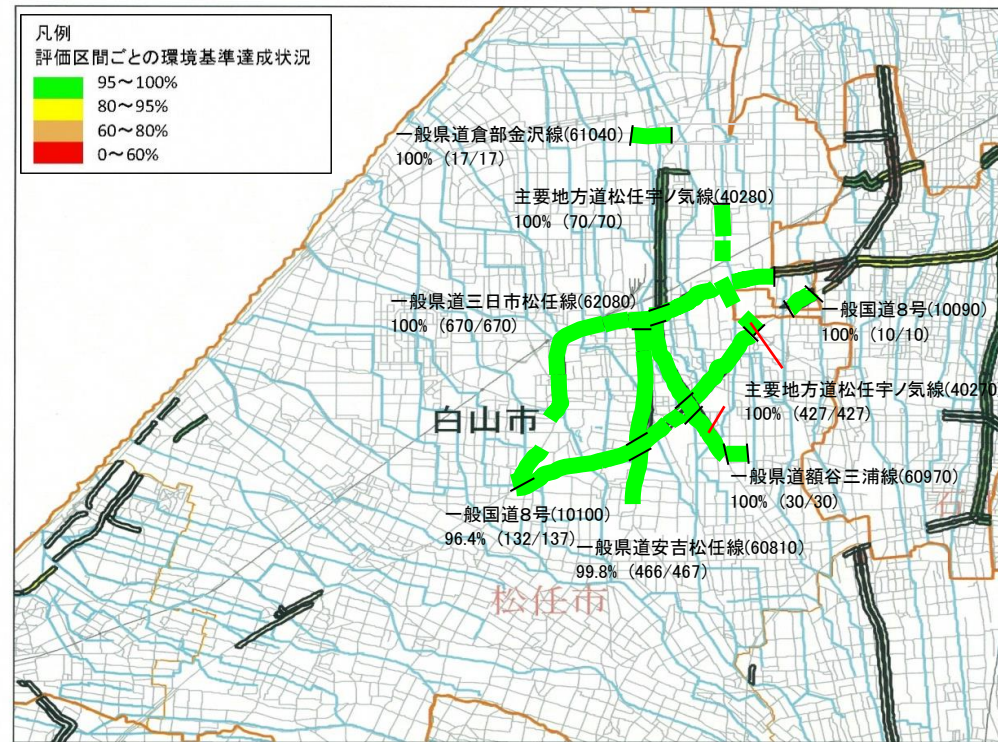


図4-23 センサス区間ごとの環境基準達成状況 白山市（旧松任市）昼間



図4-25 センサス区間ごとの環境基準達成状況 白山市（旧美川町）昼間

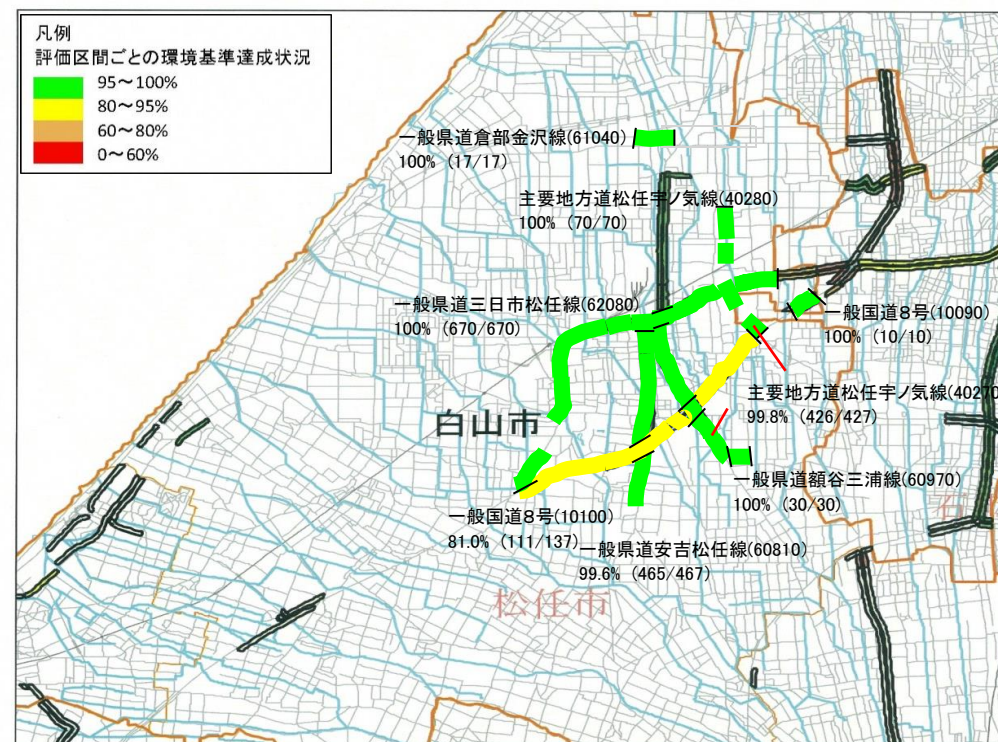


図4-24 センサス区間ごとの環境基準達成状況 白山市（旧松任市）夜間

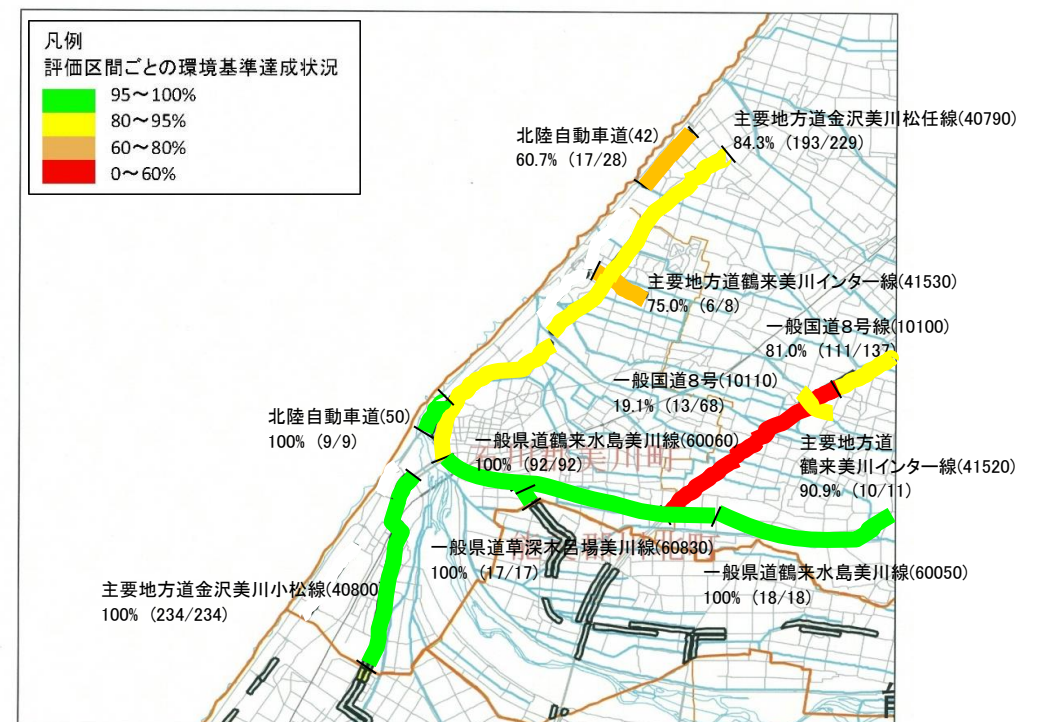


図4-26 センサス区間ごとの環境基準達成状況 白山市（旧美川町）夜間

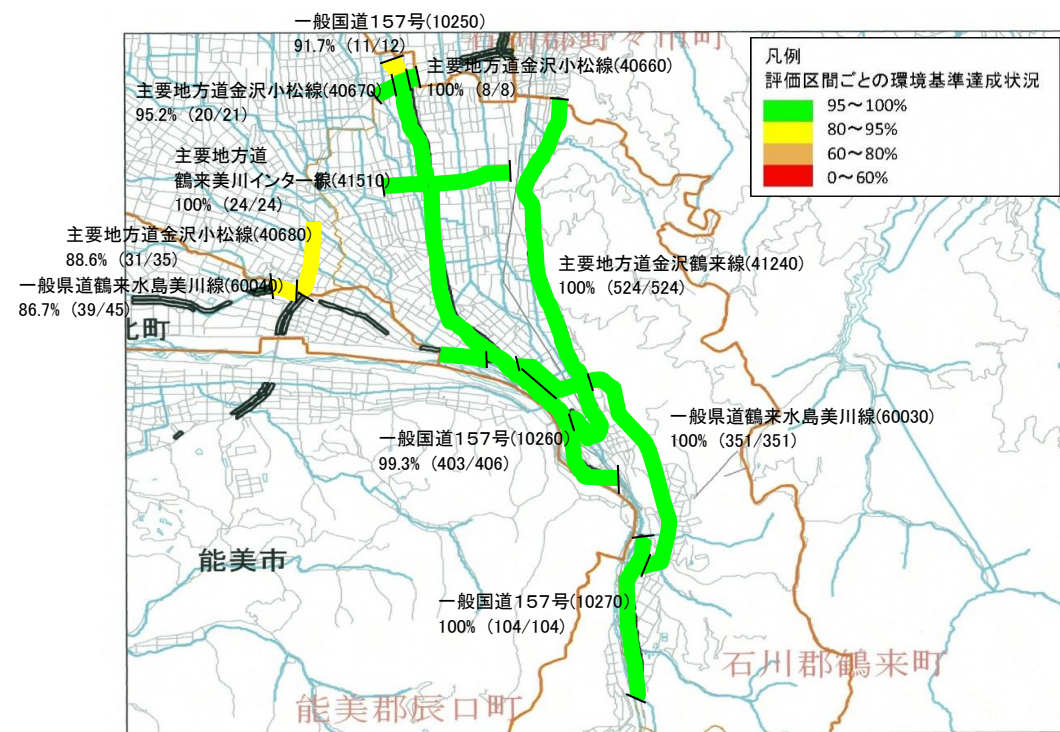


図4-27 センサス区間ごとの環境基準達成状況 白山市 (旧鶴来町) 昼間

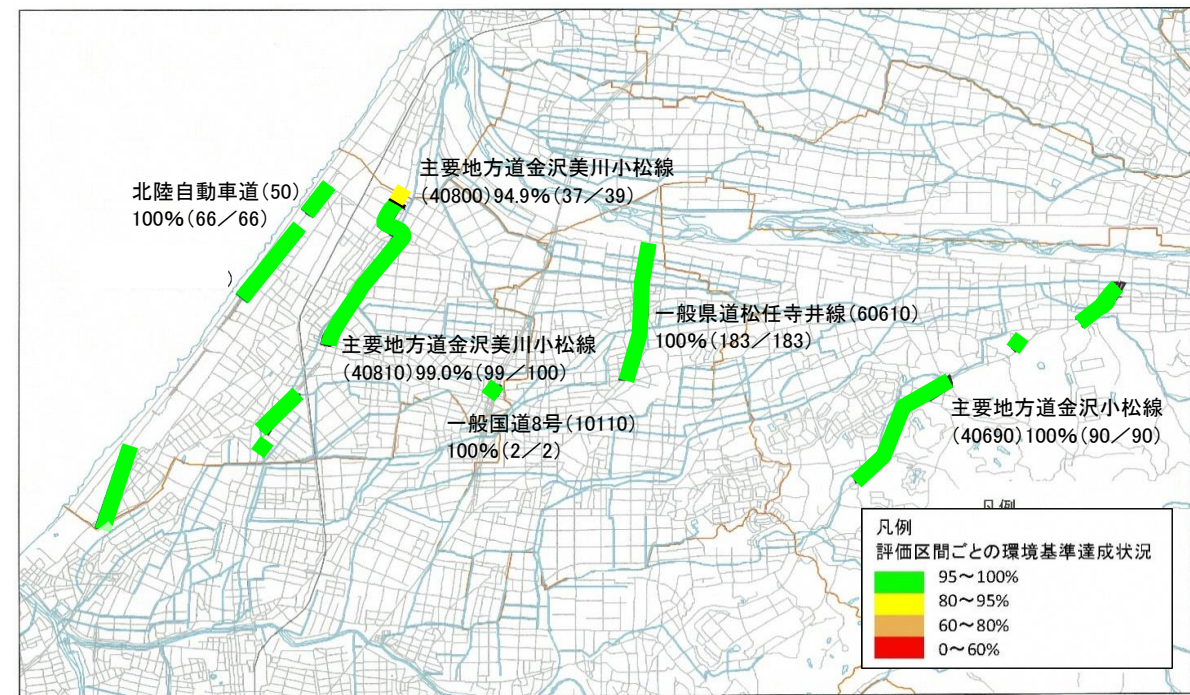


図4-29 センサス区間ごとの環境基準達成状況 能美市 昼間

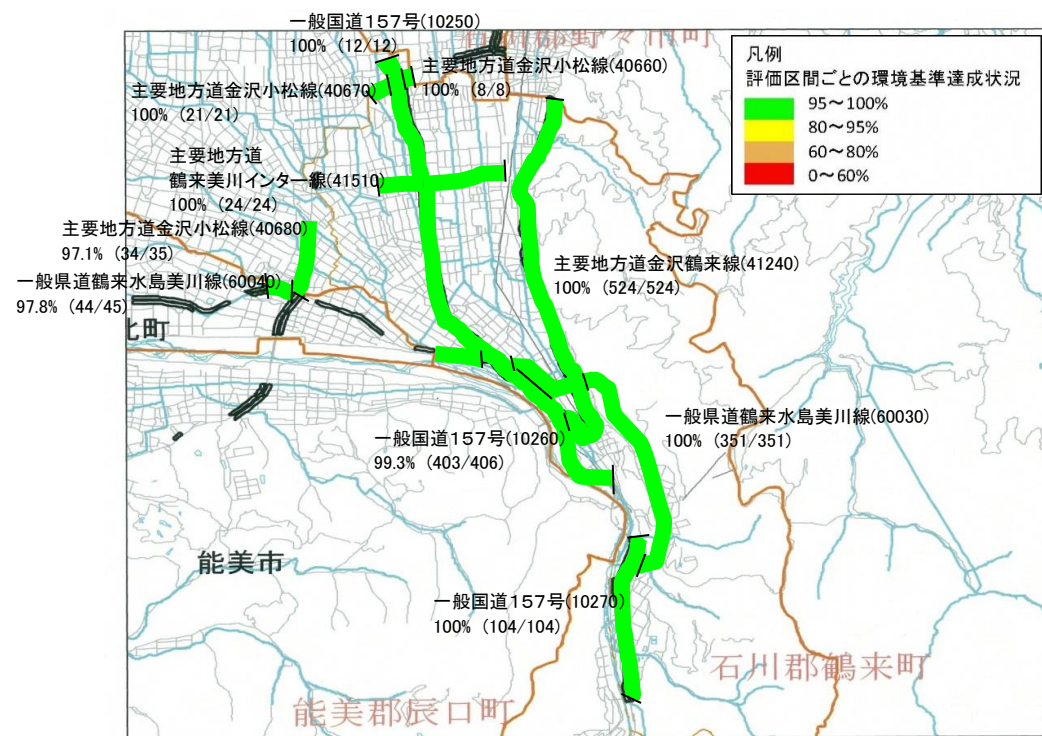


図4-28 センサス区間ごとの環境基準達成状況 白山市 (旧鶴来町) 夜間

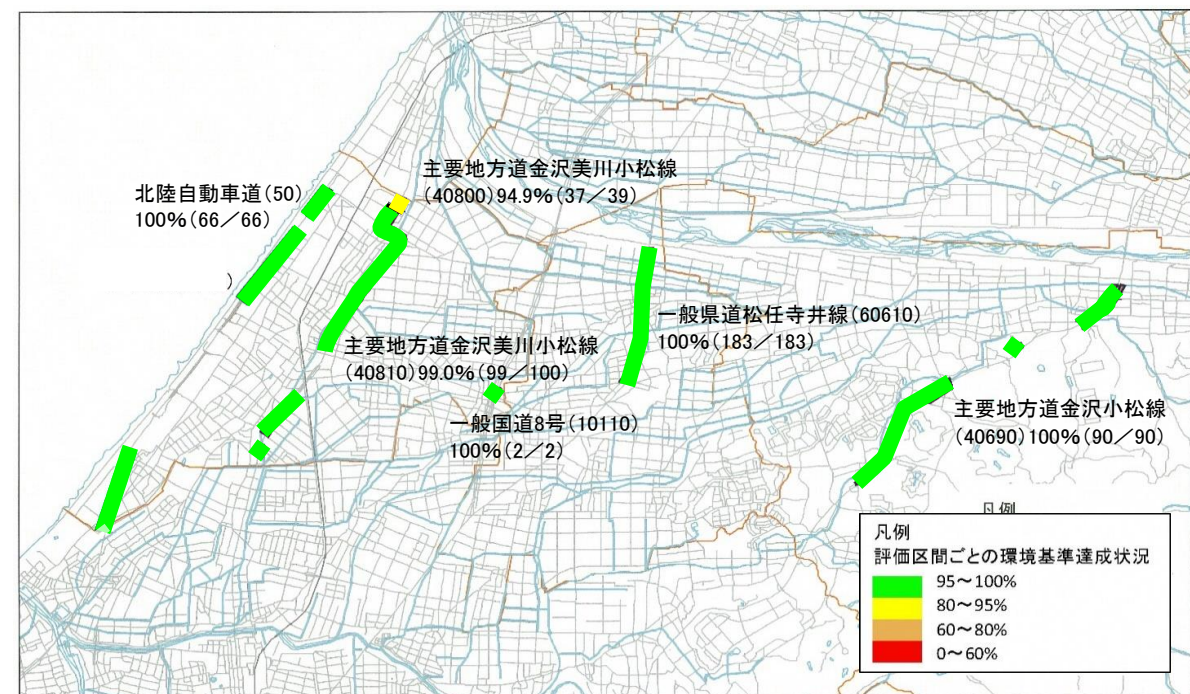


図4-30 センサス区間ごとの環境基準達成状況 能美市 夜間

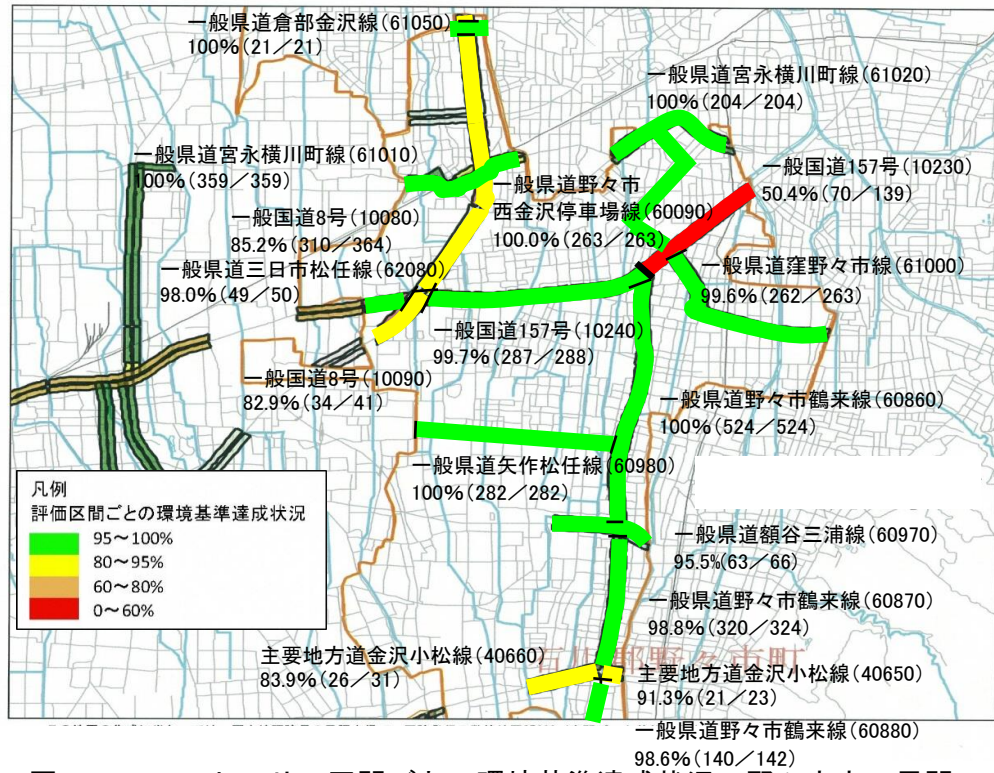


図4-31 センサス区間ごとの環境基準達成状況 野々市市 昼間

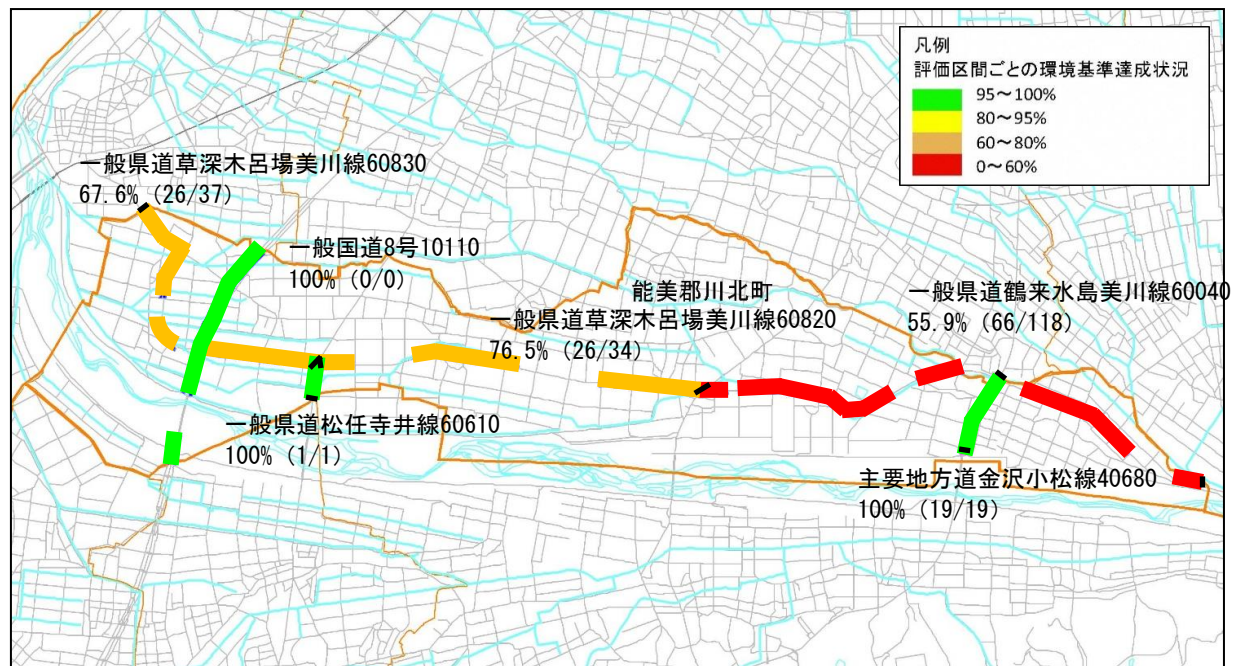


図4-33 センサス区間ごとの環境基準達成状況 川北町昼間

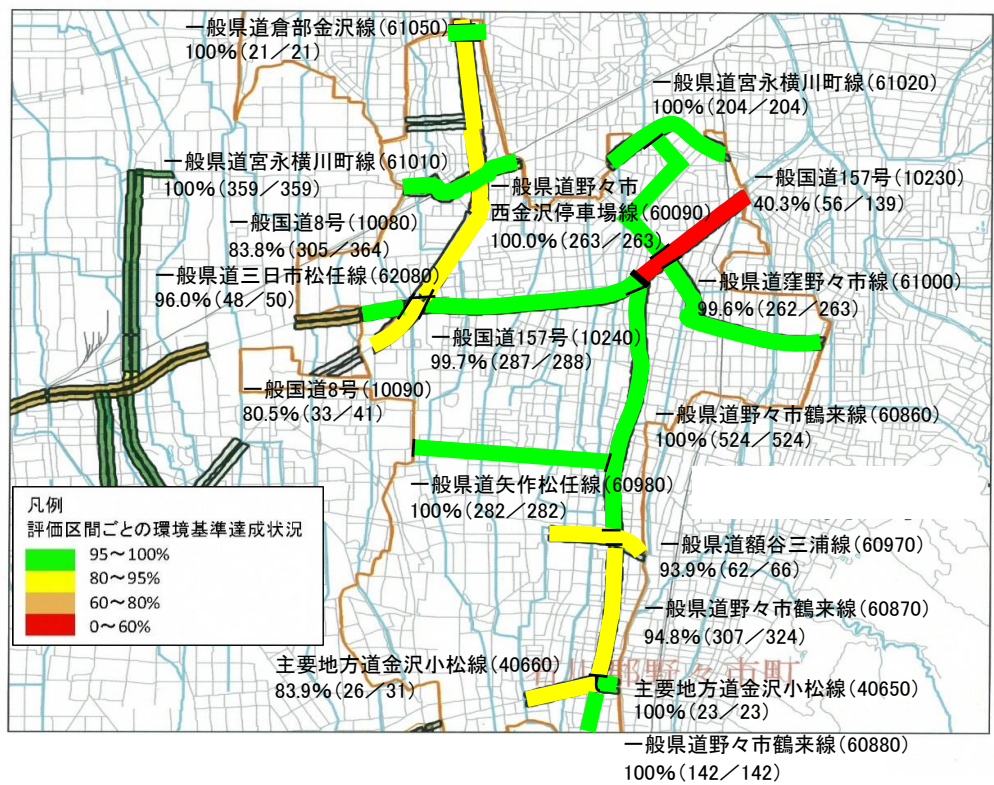


図4-32 センサス区間ごとの環境基準達成状況 野々市市 夜間

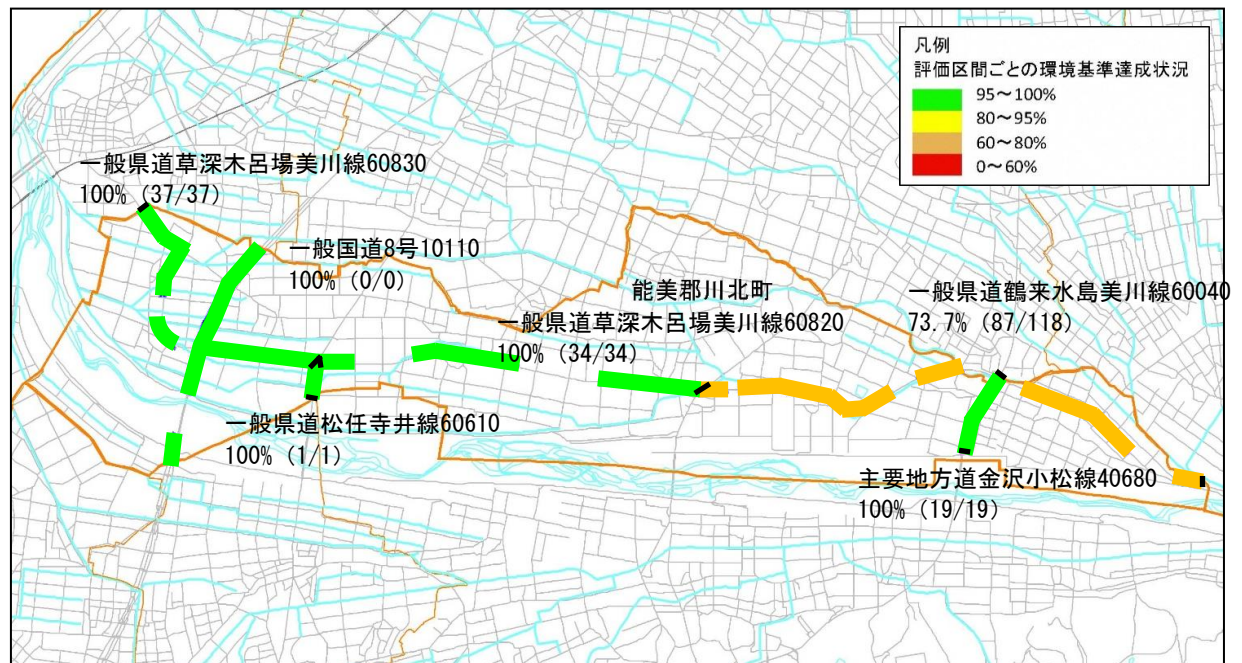


図4-34 センサス区間ごとの環境基準達成状況 川北町夜間

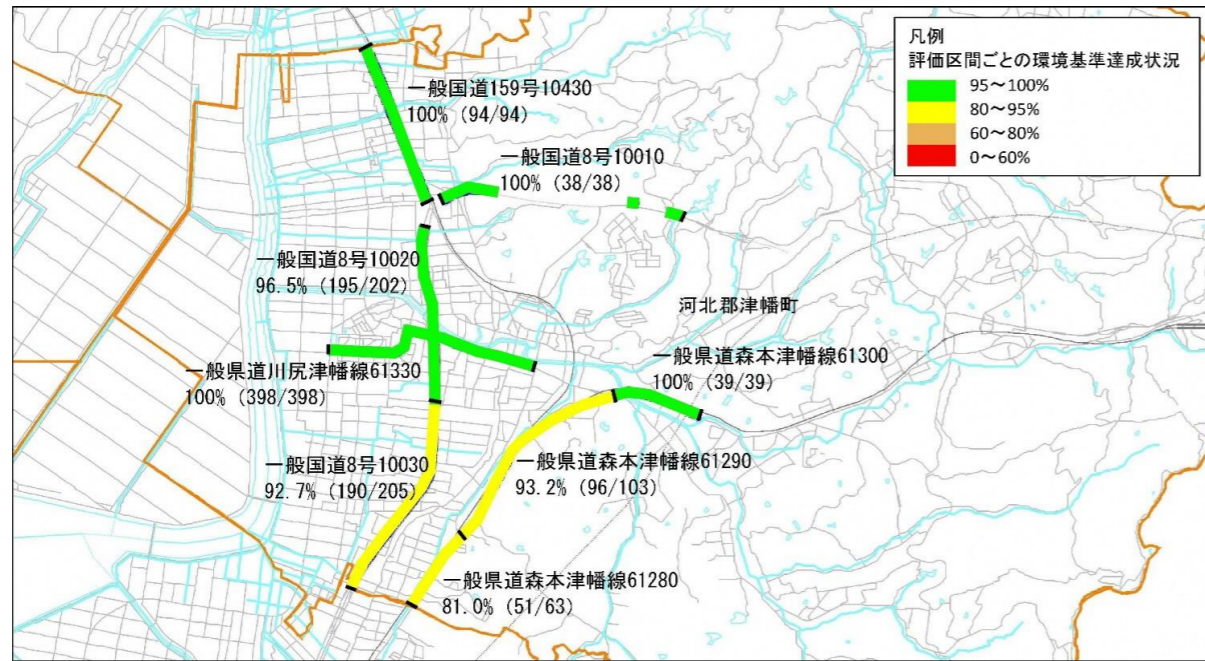


図4-35 センサス区間ごとの環境基準達成状況 津幡町昼間

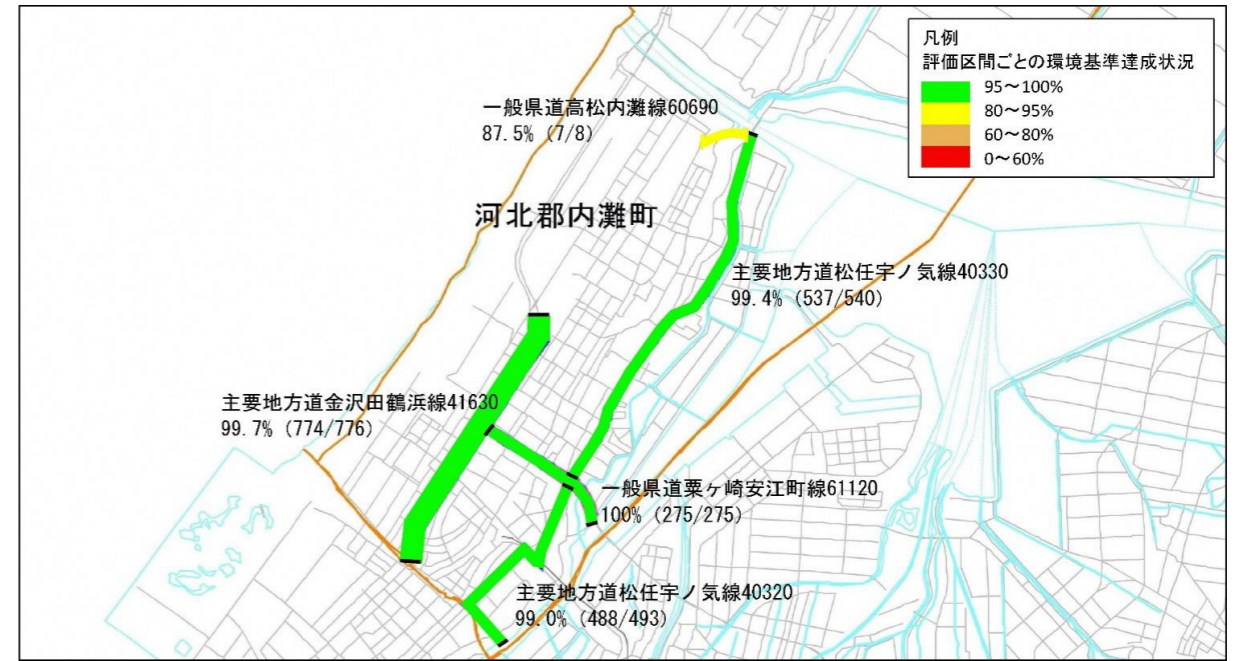


図4-37 センサス区間ごとの環境基準達成状況 内灘町昼間

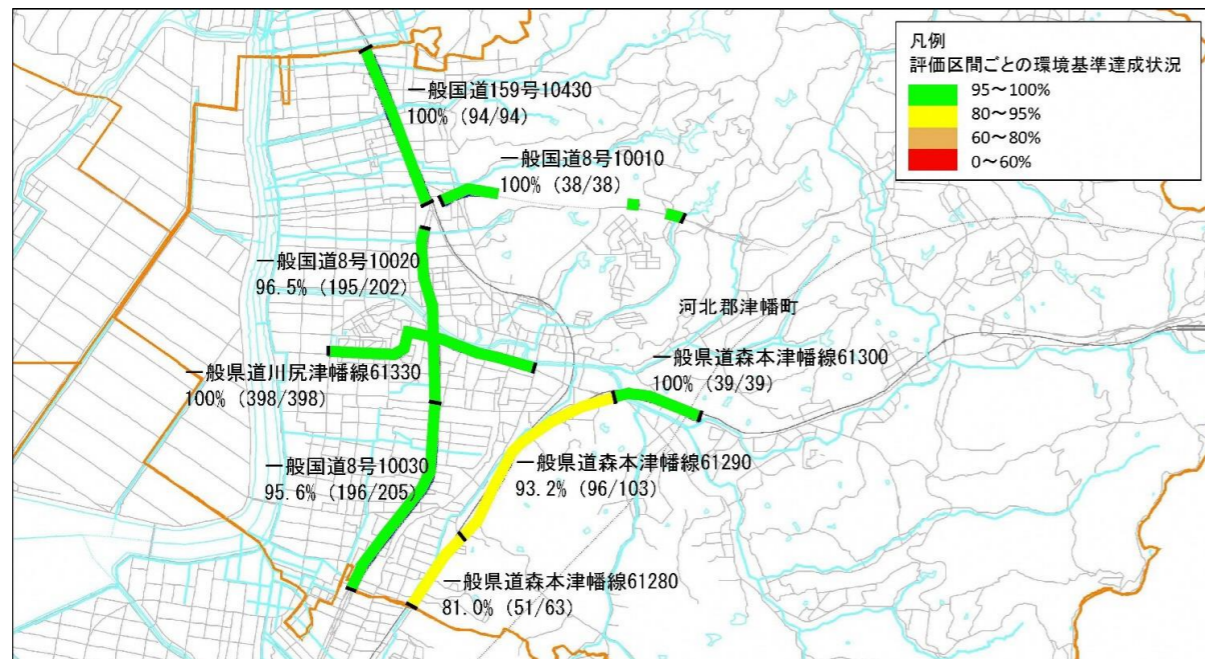


図4-36 センサス区間ごとの環境基準達成状況 津幡町夜間

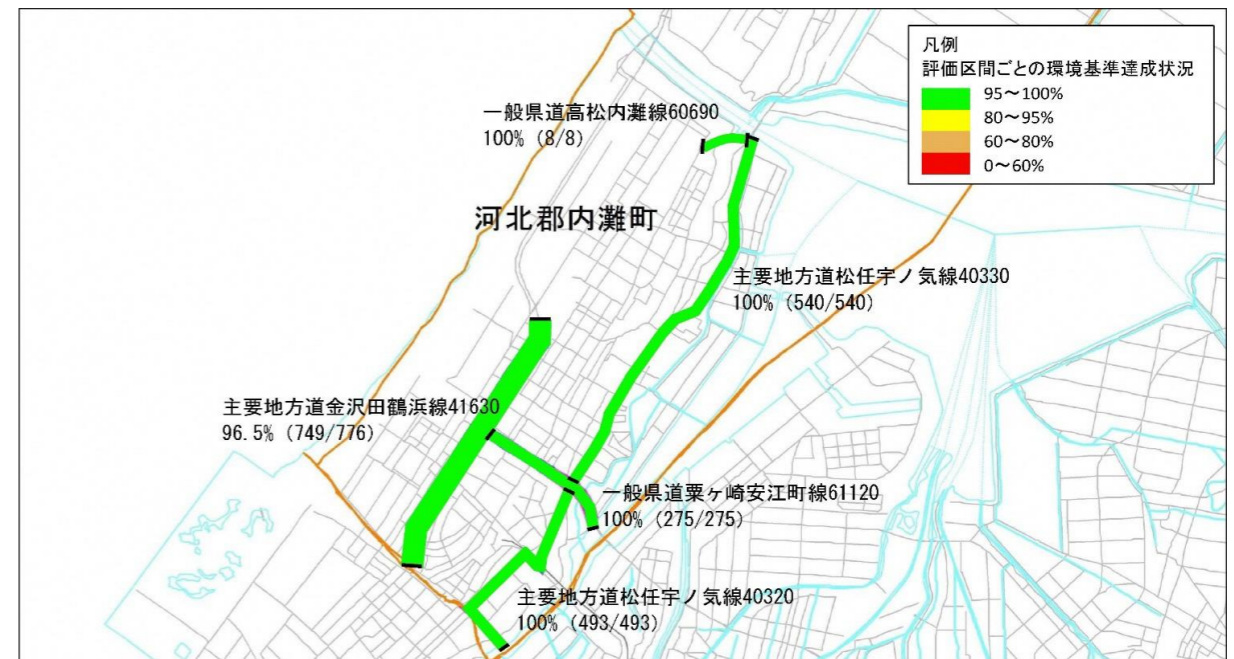


図4-38 センサス区間ごとの環境基準達成状況 内灘町夜間

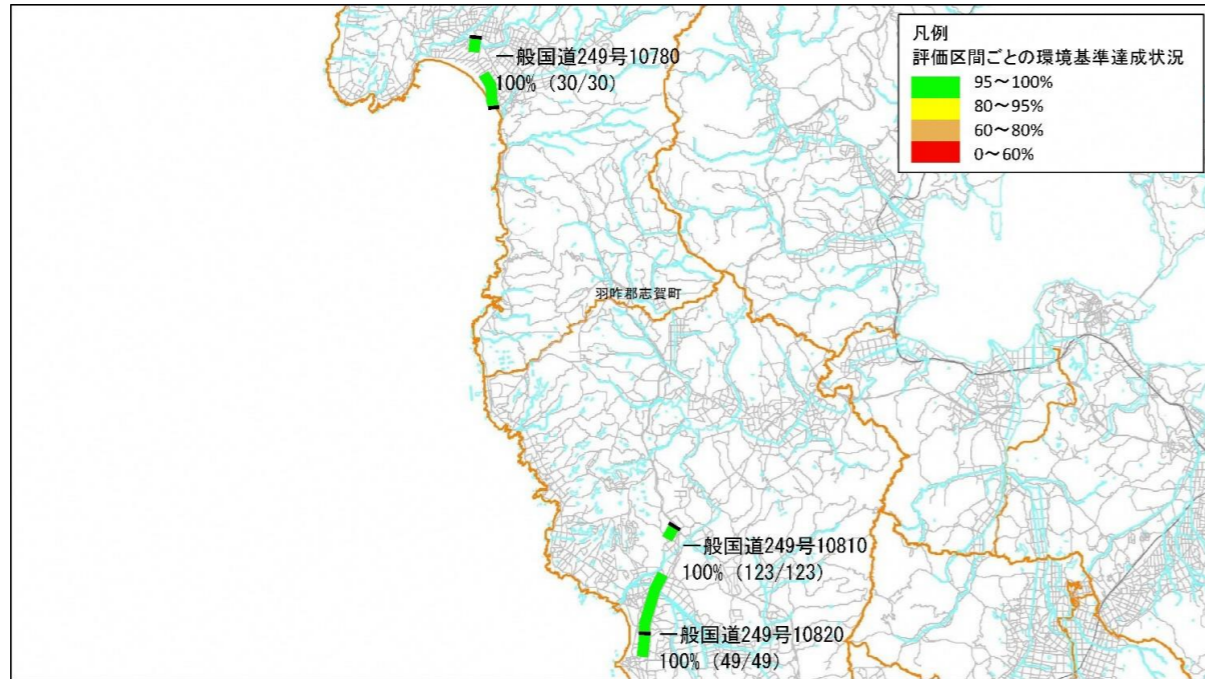


図4-39 センサス区間ごとの環境基準達成状況 志賀町昼間

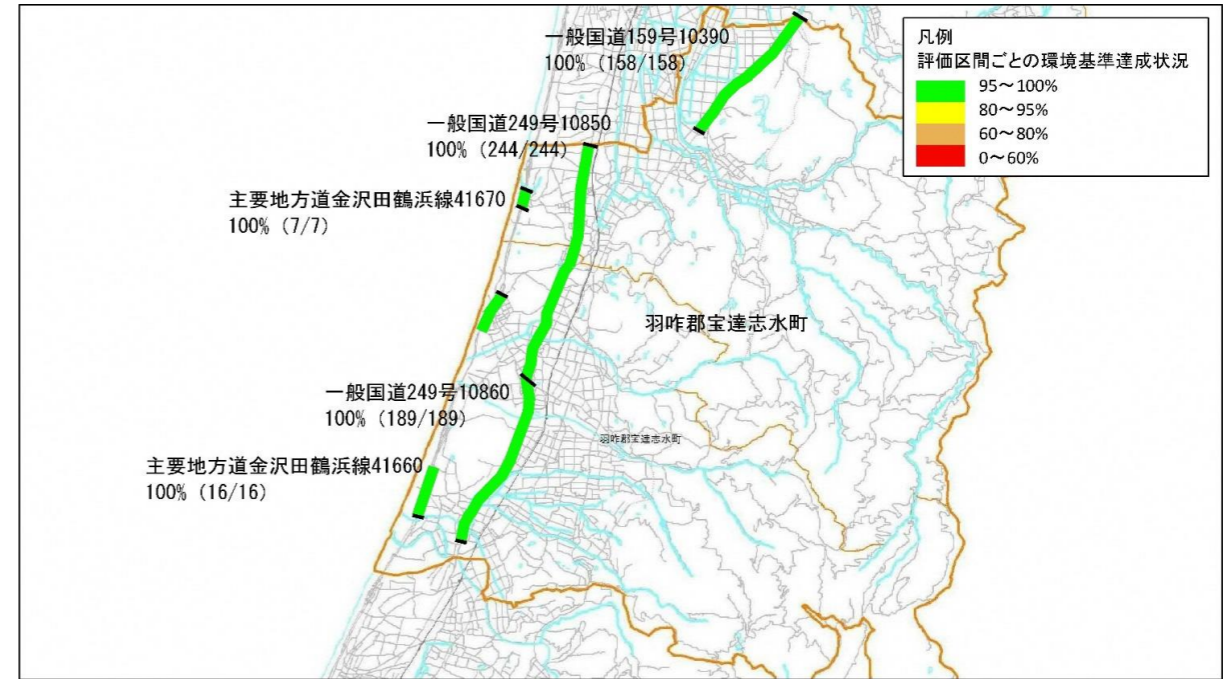


図4-41 センサス区間ごとの環境基準達成状況 宝達志水町昼間

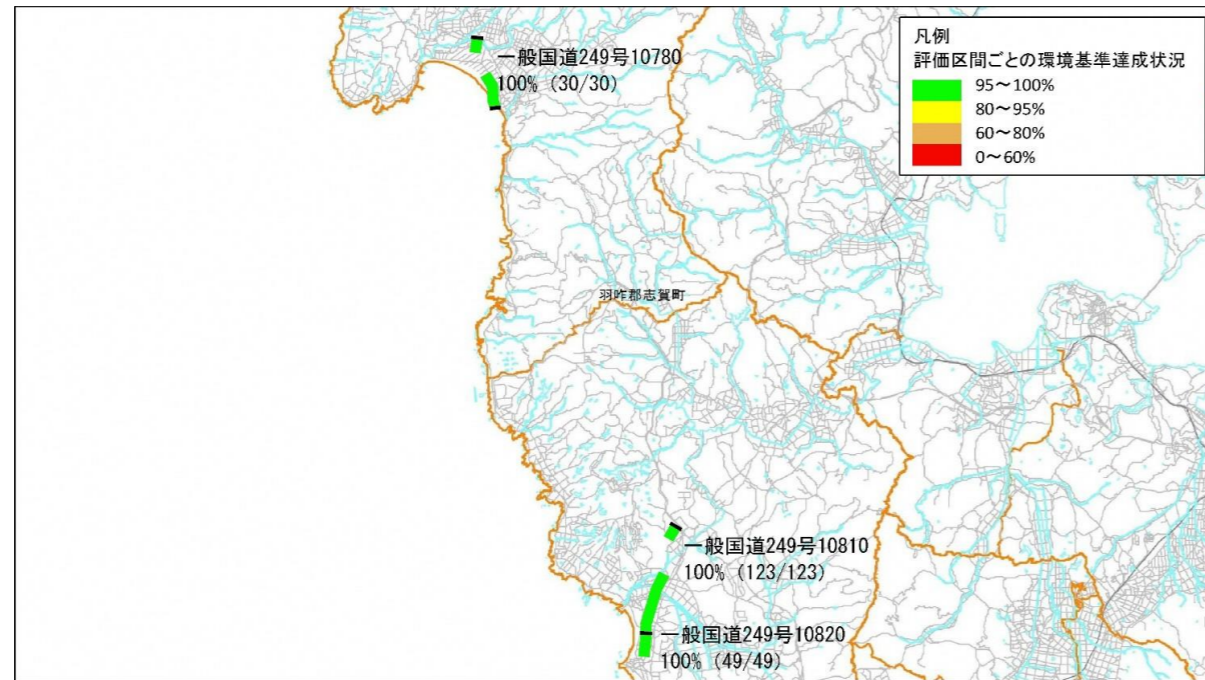


図4-40 センサス区間ごとの環境基準達成状況 志賀町夜間

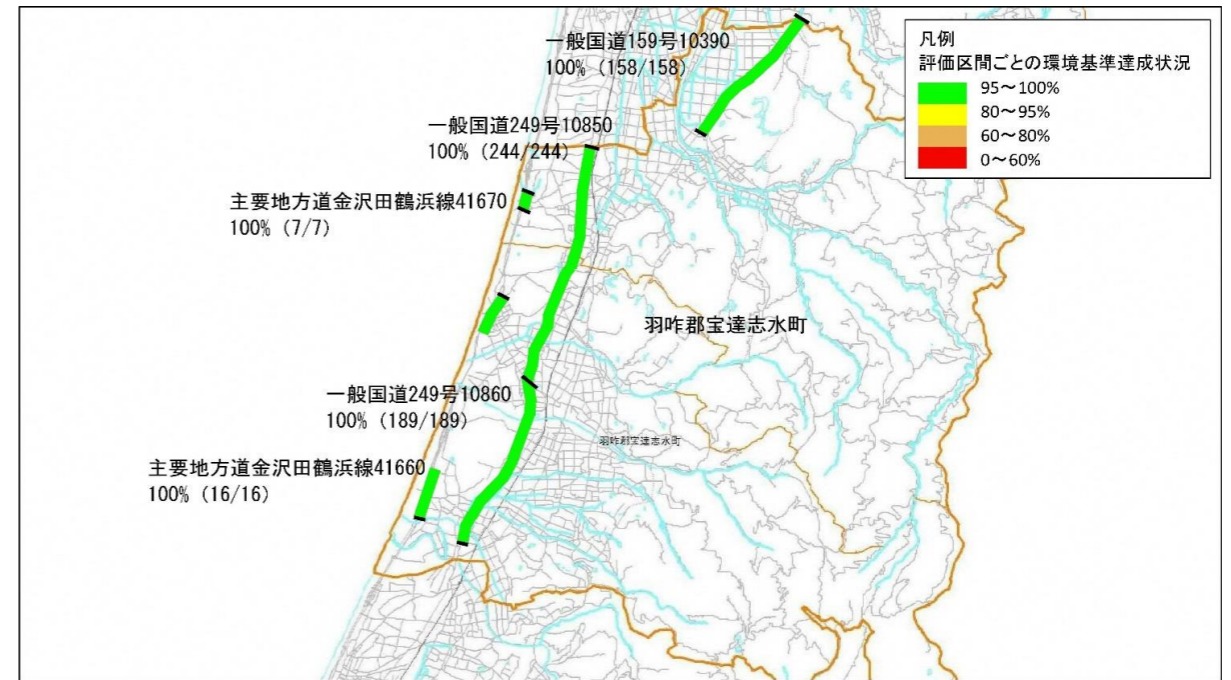


図4-42 センサス区間ごとの環境基準達成状況 宝達志水町夜間

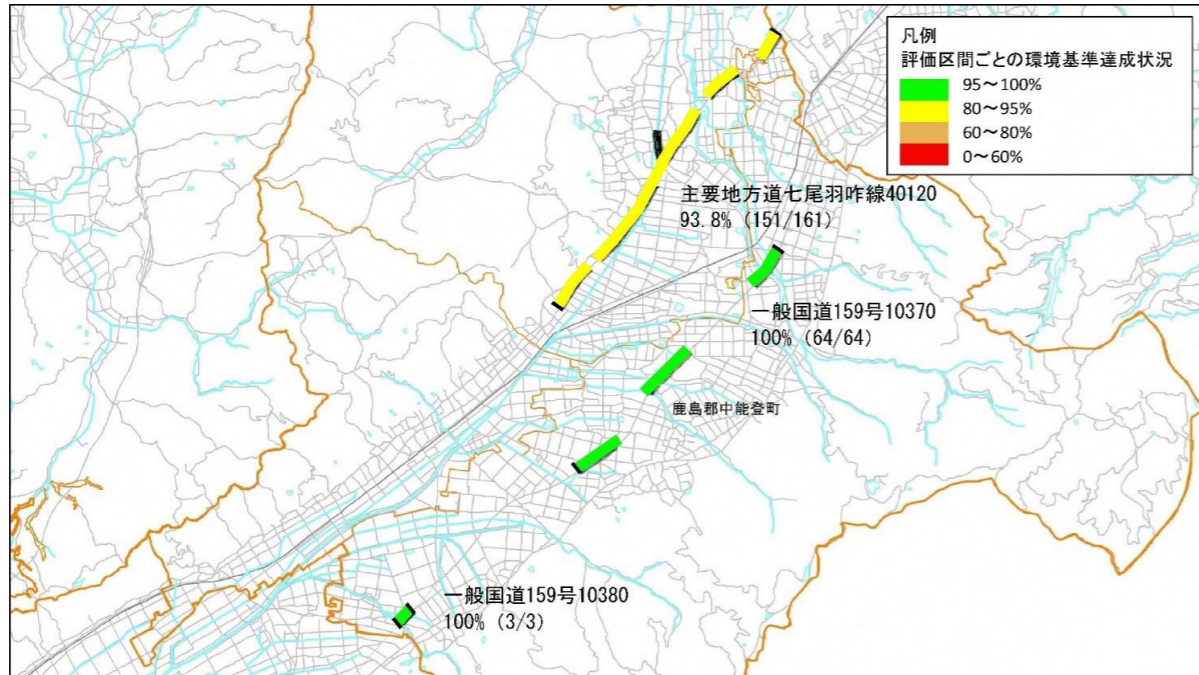


図4-43 センサス区間ごとの環境基準達成状況 中能登町昼間

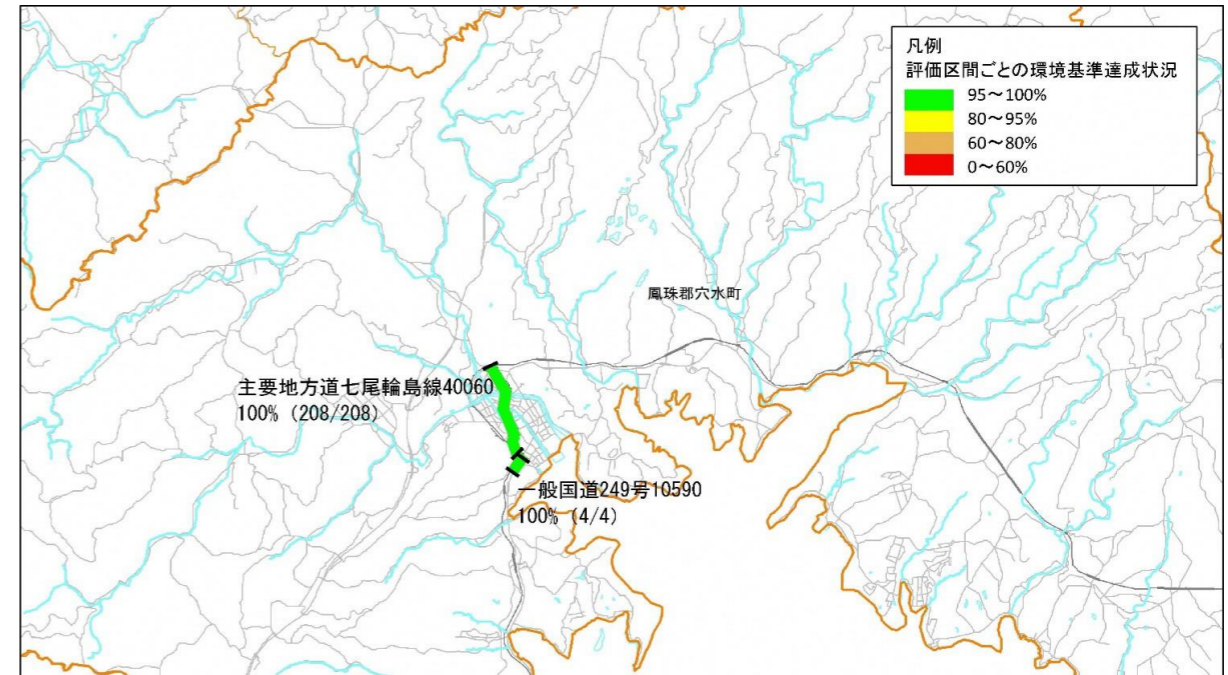


図4-45 センサス区間ごとの環境基準達成状況 穴水町昼間

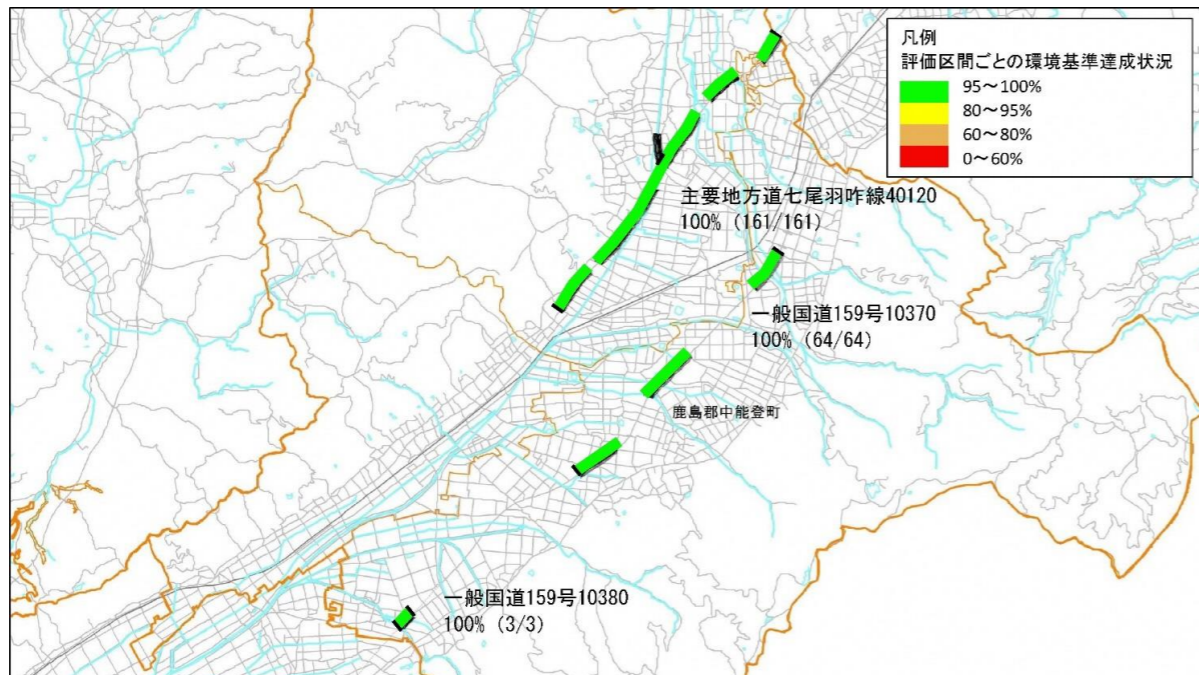


図4-44 センサス区間ごとの環境基準達成状況 中能登町夜間

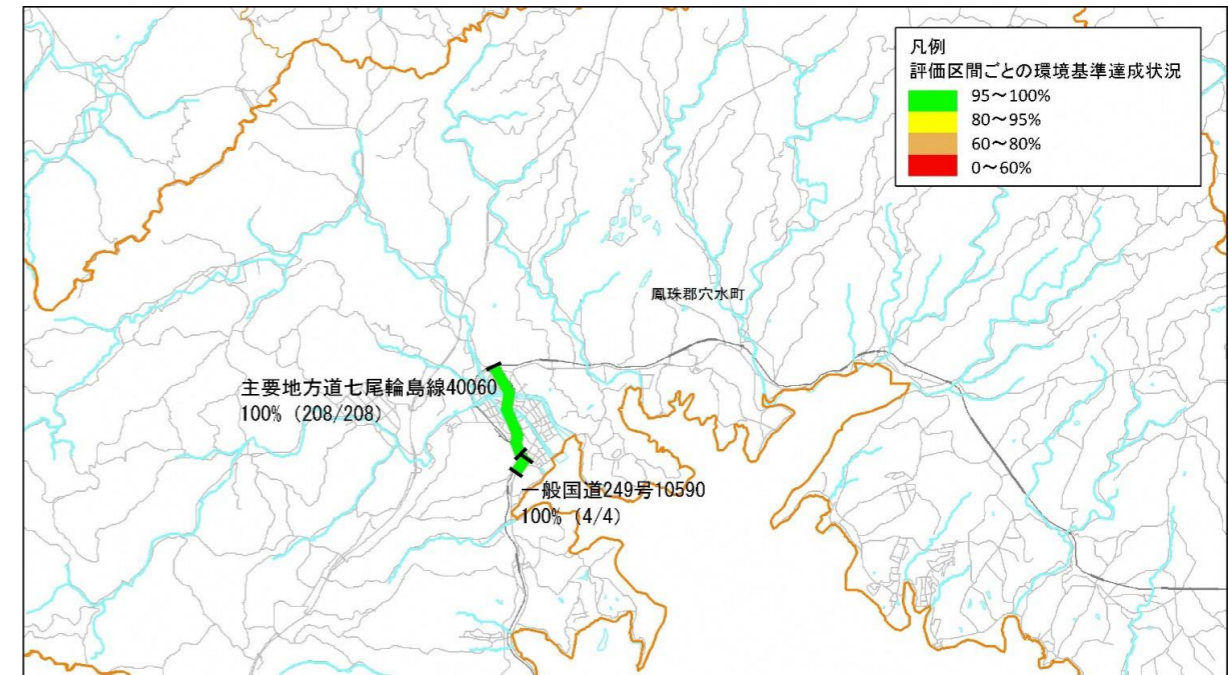


図4-46 センサス区間ごとの環境基準達成状況 穴水町夜間

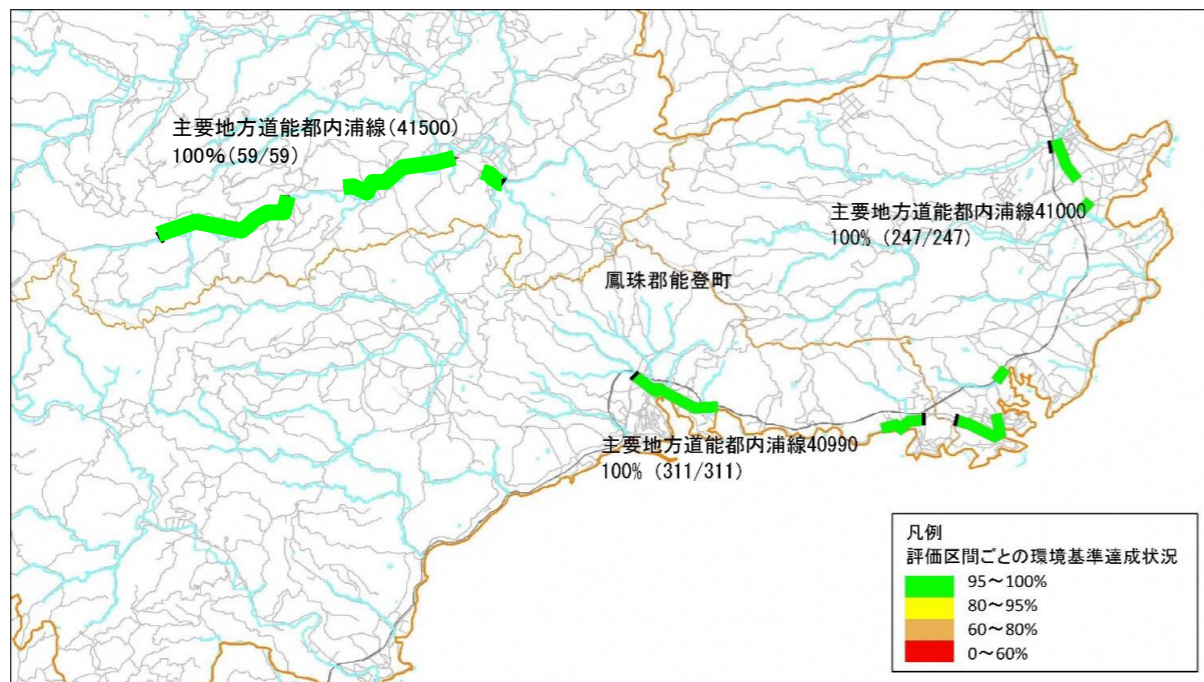


図 4-47 センサス区間ごとの環境基準達成状況 能登町昼間

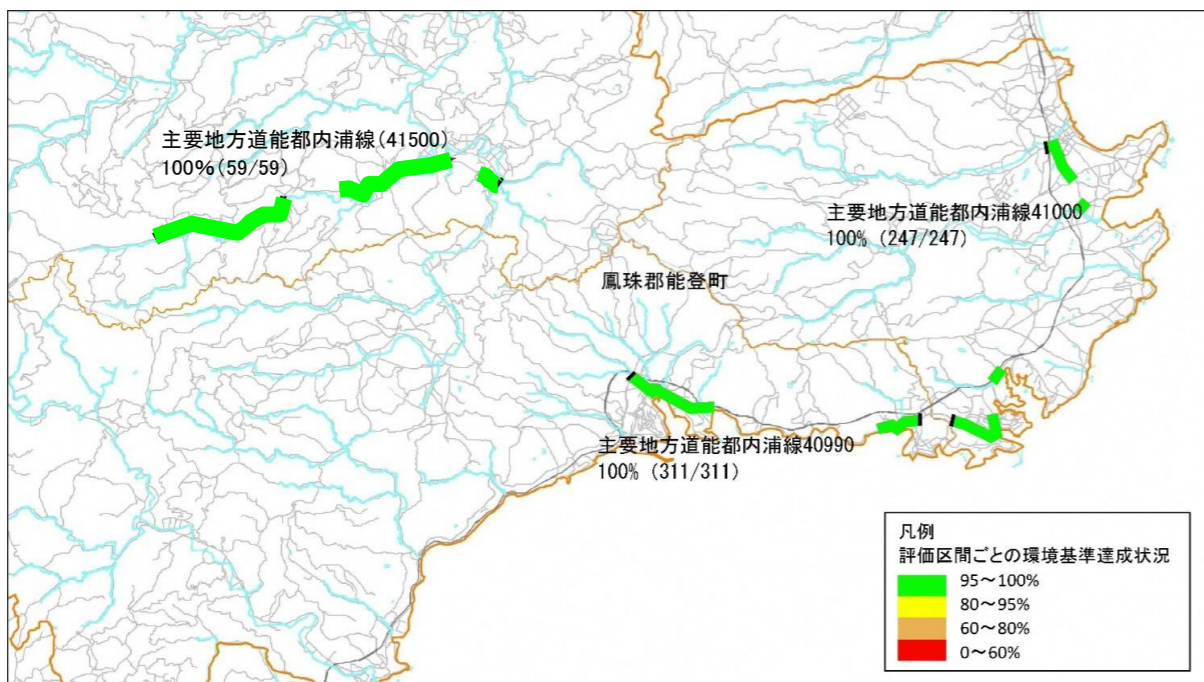


図 4-48 センサス区間ごとの環境基準達成状況 能登町夜間

3 騒音測定結果

騒音規制法第 18 条に基づき、平成 24 年度からは県および各市が自動車騒音の状況を監視している。

平成 30 年度の環境基準の評価に用いた騒音測定地点数は表 5-1 のとおりで、平成 30 年度に騒音測定を行った地点は表 5-2 のとおりである。また、これらの結果は表 5-3 から表 5-5 のとおりである。

表 5-1 測定地点数及び測定機関

調査区分	測定機関	高速自動車	一般国道	県道	4 車線以上の市町道	計
		国道				
県	国土交通省		3			3
	県	1	16	23		40
市	金沢市		7	30	14	51
	七尾市		8	8		16
	小松市	1	4	4		9
	輪島市		2	1		3
	珠洲市		1			1
	加賀市		3	8		11
	羽咋市		3	1		4
	かほく市		5	6		11
	白山市	1	5	15		21
	能美市	1	1	3		5
野々市市		5	12		17	
計		4	63	111	14	192

表 5-2 平成 30 年度に騒音測定調査を実施した地点

No.	騒音測定地点番号	測定地点の住所	No.	騒音測定地点番号	測定地点の住所
1	201009	金沢市直江町	17	210007	白山市三幸町84
2	201012	金沢市諸江町40	18	210008	白山市三浦町40-2
3	201013	金沢市長町2丁目2	19	211003	能美市下ノ江町へ83番地1
4	201014	金沢市幸町7	20	211005	能美市五間堂町又60-7
5	201015	金沢市本多町3丁目1	21	212001	野々市市押野4丁目192-1
6	2011401	金沢市浅野本町2丁目5	22	212002	野々市市堀内5丁目240
7	202019	七尾市田鶴浜町ぬ11	23	212003	野々市市徳用1丁目40
8	202031	七尾市小丸山台	24	324002	能美郡川北町字山田先出12
9	203006	小松市今江町5丁目498	25	361007	河北郡津幡町中須加
10	203008	小松市矢田野町ホ110-3	26	361015	河北郡津幡町字舟橋
11	206003	加賀市百々町79	27	365008	河北郡内灘町字大学
12	206011	加賀市中島町	28	384002	羽咋郡志賀町高浜町ノ558
13	209001	かほく市白尾又62-1	29	386015	羽咋郡宝達志水町宿子28
14	209002	かほく市七窪ハ20-4	30	407003	鹿島郡中能登町曾祢
15	210005	白山市松本町浜松本1963	31	461002	鳳珠郡穴水町字川島
16	210006	白山市中島町口110			

(参 考)

① 表5-3のコード

1. 騒音測定地点番号	市区町村コードに、下3桁の枝番を設定	
3. ローテーション	当該測定地点において、何年毎に測定しているかを記載 ・N年毎 (Nは1から10の数値) : N ・実施計画に定めず、例外的に実測を行った場合 : X	
7. 用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種・第二種低層住居専用地域 : 1 ・第一種・第二種中高層住居専用地域 : 2 ・第一種・第二種住居地域、準住居地域 : 3 ・近隣商業地域、商業地域 : 4 ・準工業地域、工業地域 : 5 ・工業専用地域 : 6 ・地域の区分が定められていない地域 : 7 	
9. 評価対象道路	(3) 道路種別	<ul style="list-style-type: none"> ・国土開発幹線自動車道等 (高速自動車国道) : 1 ・都市高速道路 : 2 ・一般国道 : 3 ・都道府県道 (一般県道、主要地方道) : 4 ・4車線以上の市町村道 : 5 ・その他 : 6
	(4) 道路構造	<ul style="list-style-type: none"> ・平面 : 1 高架 : 2 盛土 : 3 ・堀割 : 4 その他 : 5
	(5) 遮音壁等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・遮音壁、環境施設帯なし : 0 ・遮音壁のみあり : 1 ・環境施設帯のみあり : 2 ・遮音壁、環境施設帯あり : 3
	(6) 低騒音舗装の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音舗装なし : 0 ・低騒音舗装あり : 1
	(7) センサス番号	・国土交通省「全国道路交通情勢調査 (道路交通センサス)」の年度、市町村コード、区間番号
11. 車道端からの距離	・対象道路の車道端からマイクロホンまでの水平距離 (m)	
12. 道路敷地境界からの距離	・対象道路の道路敷地境界からマイクロホンまでの水平距離 (m)	
13. 地上からの高さ	・マイクロホンの地上面からの高さ (m)	
16. 反射音補正	・反射音による補正を行った場合: 1 行っていない場合: 0	
17. 除外音の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・処理を行わない : 0 ・騒音計のポーズボタン等により現場での除外処理 : 1 ・騒音レベル瞬時値の波形等を確認の上、パソコン等により事後処理 : 2 ・携帯型騒音モニタ等を用いて録音し、事後処理 : 3 ・騒音時間区分毎のL_{A5}、L_{max}等から事後処理 : 4 	
18. 測定機器	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音計単体+表示部読み取り : 1 ・騒音計単体+専用プリンタ出力 : 2 ・騒音計単体+データ転送 (パソコン処理) : 3 ・騒音計+レベル処理機+専用プリンタ出力 : 4 ・騒音計+レベル処理機+データ転送 (パソコン処理) : 5 ・騒音計+レベルレコーダー+チャート読み取り : 6 ・騒音計+レベルレコーダー+データ転送 (パソコン処理) : 7 ・その他 : 8 <p>(注) データ転送 (パソコン処理) にはメモリーカード等も含む。</p>	
19. 測定方法	左 欄	
	右 欄	
	連続測定の場合 : 1	<ul style="list-style-type: none"> 騒音レベル瞬時値 : 1 騒音レベル1分間値 : 2 騒音レベル10分間値 : 3 その他 : 4
	1観測時間の特定の時間のみを測定した場合 : 2	実測時間 (分)
単発騒音暴露レベルから等価騒音レベルを算出した場合 : 3	1車線あたりの観測台数	
20. 実施主体	・都道府県: 1、市区町村: 2、その他: 3	

② 表5-4のコード
表5-3と同じ

③ 表5-5のコード
表5-3と同じ

表5-4 交通量調査結果

Table with 10 main columns: 1. 騒音測定地点番号, 2. 評価区間番号, 3. 都道府県コード, 4. 市区町村コード, 5. 対象道路 (including 路線名, 車線数, 道路種別, 道路構造, 遮音壁等の有無, 低騒音舗装の有無), 6. 交通条件観測時刻, 7. 10分間交通量 (騒音測定側の車線, 騒音測定反対側の車線), 8. 平均走行速度観測時刻, 9. 平均走行速度 (騒音測定側の車線, 騒音測定反対側の車線), 10. 当該時間の等価騒音レベル. The table contains detailed traffic volume and noise measurement data for various roads in Japan.

1 騒音測定地点番号	2 評価区間番号	3 都道府県コード	4 市区町村コード	5 対象道路						6 交通条件観測時刻	7 10分間交通量								8 平均走行速度観測時刻	9 平均走行速度		10 当該時間の等価騒音レベル			
				(1)路線名	(2)車線数	(3)道路種別	(4)道路構造	(5)遮音壁等の有無	(6)低騒音舗装の有無		(7)センサス番号			騒音測定側の車線				騒音測定反対側の車線							
											年度	市区町村コード	区間番号	大型I	大型II	小型	二輪	大型I		大型II	小型		二輪		
361015	2015-10010-3	17	361	一般国道8号	4	3	1	0	0	2015	361	10010	10:00	26	0	82	0	29	1	62	0	10:00	57	67	74
361015	2015-10010-3	17	361	一般国道8号	4	3	1	0	0	2015	361	10010	15:00	25	0	71	0	17	0	56	0	15:00	61	61	72
361015	2015-10010-3	17	361	一般国道8号	4	3	1	0	0	2015	361	10010	22:00	8	0	15	0	15	0	32	0	22:00	68	69	66
361015	2015-10010-3	17	361	一般国道8号	4	3	1	0	0	2015	361	10010	23:00	7	0	8	0	7	0	14	0	23:00	65	71	65
365008	2015-60690-1	17	365	一般県道高松内灘線	2	4	1	0	0	2015	365	60690	05:00	0	0	2	0	0	1	5	0	05:10	67	64	64
365008	2015-60690-1	17	365	一般県道高松内灘線	2	4	1	0	0	2015	365	60690	07:00	0	1	38	0	0	3	63	0	07:10	54	56	71
365008	2015-60690-1	17	365	一般県道高松内灘線	2	4	1	0	0	2015	365	60690	18:00	1	1	97	0	1	3	59	0	18:10	49	52	69
365008	2015-60690-1	17	365	一般県道高松内灘線	2	4	1	0	0	2015	365	60690	22:00	0	0	13	0	0	0	10	0	22:10	63	62	61
384002	2015-10810-2	17	384	一般国道249号	2	3	1	0	0	2015	384	10810	05:00	0	0	3	0	0	0	4	0	05:10	47	45	56
384002	2015-10810-2	17	384	一般国道249号	2	3	1	0	0	2015	384	10810	07:00	0	1	17	0	0	1	41	0	07:10	46	45	66
384002	2015-10810-2	17	384	一般国道249号	2	3	1	0	0	2015	384	10810	17:00	0	1	32	0	0	2	35	0	17:10	46	42	65
384002	2015-10810-2	17	384	一般国道249号	2	3	1	0	0	2015	384	10810	22:00	0	1	8	0	0	0	9	0	22:10	52	51	60
386015	2015-10850-2	17	386	一般国道249号	2	3	1	0	0	2015	386	10850	10:20	1	2	18	0	1	0	13	0	10:20	52	49	64
386015	2015-10850-2	17	386	一般国道249号	2	3	1	0	0	2015	386	10850	15:00	1	1	27	0	0	2	20	0	15:00	48	63	71
386015	2015-10850-2	17	386	一般国道249号	2	3	1	0	0	2015	386	10850	22:00	0	0	8	0	0	0	10	0	22:00	63	48	60
386015	2015-10850-2	17	386	一般国道249号	2	3	1	0	0	2015	386	10850	23:00	0	0	9	0	0	0	10	0	23:00	68	50	57
407003	2015-10380-1	17	407	一般国道159号	2	3	1	0	0	2015	407	10380	10:27	7	4	25	0	6	2	19	1	10:27	60	64	68
407003	2015-10380-1	17	407	一般国道159号	2	3	1	0	0	2015	407	10380	15:06	2	2	26	0	0	8	25	0	15:06	59	63	67
407003	2015-10380-1	17	407	一般国道159号	2	3	1	0	0	2015	407	10380	22:00	0	0	15	0	0	0	10	0	22:00	66	76	62
407003	2015-10380-1	17	407	一般国道159号	2	3	1	0	0	2015	407	10380	23:00	2	0	11	0	0	0	11	0	23:00	69	68	62
461002	2015-40060-1	17	461	主要地方道七尾輪島線	2	4	1	0	0	2015	461	40060	11:26	4	2	48	2	4	1	38	0	11:26	43	39	66
461002	2015-40060-1	17	461	主要地方道七尾輪島線	2	4	1	0	0	2015	461	40060	14:14	3	2	45	0	1	2	34	0	14:14	38	42	65
461002	2015-40060-1	17	461	主要地方道七尾輪島線	2	4	1	0	0	2015	461	40060	22:05	1	1	5	1	0	0	4	0	22:05	43	39	55
461002	2015-40060-1	17	461	主要地方道七尾輪島線	2	4	1	0	0	2015	461	40060	23:04	1	1	4	1	0	0	1	0	23:04	52	45	54

4 自動車騒音に係る参考資料

(1) 騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。	

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

(1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。

この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。

(2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

(3) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。

(4) 騒音の測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。

(5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

(1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。

(2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち1の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

第2 達成期間等

1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。

(1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

(2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。

(3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(2)を準用するものとする。

2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音とその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。

3 夜間の騒音レベルが73デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

第3 環境基準の適用除外について

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

(2) 環境基本法(抜粋) (平成5年法律第91号)

第16条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

1 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるもの 政府

2 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準(航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。)の類型を当てはめる地域であつて市に属するもの その地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

3 第1項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に係るもの(以下「公害の防止に関する施策」という。)を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第1項の基準が確保されるように努めなければならない。

第40条の2 第16条第2項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務(政令で定めるものを除く。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とする。

(3) 騒音規制法(抜粋) (昭和43年法律第98号)

(測定に基づく要請及び意見)

第17条 市町村長は、第21条の2の測定を行った場合において、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会に協議しなければならない。

3 市町村長は、第1項の規定により要請する場合を除くほか、第21条の2の測定を行った場合において必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

(常時監視)

第18条 都道府県知事(市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長。次項において同じ。)は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

(公表)

第19条 都道府県知事は、当該都道府県の区域(町村の区域に限る。)に係る自動車騒音の状況を公表するものとする。

2 市長は、当該市の区域に係る自動車騒音の状況を公表するものとする。

(環境大臣の指示)

第19条の2 環境大臣は、自動車騒音により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事務に関し必要な指示をすることができる。

一 市町村長 第17条第1項の規定による要請に関する事務及び同条第3項の規定による意見を述べることに関する事務

二 都道府県知事、市長又は第二十五条の政令で定める町村の長 第22条の規定による協力を求め、又は意見を述べることに関する事務

(騒音の測定)

第21条の2 市町村長は、指定地域について、騒音の大きさを測定するものとする。

(政令で定める町村の長による事務の処理)

第25条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める町村の長が行うこととすることができる。

(事務の区分)

第26条 第18条の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(4) 関係通知

① 騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について

(平成 23 年 9 月 14 日環水大自発 110914001 号環境省水・大気環境局長から都道府県知事あて)

騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準については、地方自治法第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項に基づき、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成 17 年 6 月 29 日環管自発 050629002 号)において通知しているが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 105 号)に基づき、平成 24 年度より都道府県及び市(特別区)が当該事務を行うこととなったことから、これまでの監視事務の経験や科学的知見も踏まえ、これを別添の通り改正して通知するものである。

(別 添)

第 1 目的

自動車騒音の状況の常時監視は、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して地域が曝される年間を通じて平均的な状況について、全国を通じて継続的に把握することを目的とする。

第 2 定義等

1 用語

- (1) 住居等とは、住居、学校、病院、及びこれに類するものをいう。
- (2) 車線とは、一縦列の自動車(二輪のものを除く。)が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する带状の車道の部分をいう。
- (3) 道路端とは、道路の敷地(敷地内に複数の道路の管理者が存在する場合は、各道路の管理者が管理する敷地)の境界線をいう。
- (4) 監視地域とは、監視の対象となる地域のことであり、未供用の道路を除き、原則として 2 車線以上の車線を有する道路(市町村道にあっては、特別区道を含むものとし、原則として 4 車線以上の車線を有する区間に限る。)に面する地域であり、住居等が存在する地域とする。
- (5) 昼間とは、午前 6 時から午後 10 時までの間をいう。
- (6) 夜間とは、午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。
- (7) 面的評価とは、「騒音に係る環境基準(平成 10 年環境庁告示第 64 号)」(以下、「環境基準」という。)に示される、環境基準の達成状況の道路に面する地域としての評価をいう。
- (8) 評価区間とは、面的評価の実施に当たり、監視の対象となる道路を、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したものをいう。
- (9) 残留騒音とは、音響的に明確に識別できる騒音を除いた残りの騒音をいう。
- (10) 騒音発生強度とは、面的評価の対象となる道路の音源より発生する自動車騒音の大きさをいう。
- (11) 受音点とは、個別の住居等における騒音の影響を受けやすい面を代表する点をいう。

2 地域及び道路に応じた環境基準の適用

- (1) 道路に面する地域は、自動車の運行に伴う騒音が支配的な音源である地域とする。
- (2) 道路に面する地域において、環境基準の地域の類型が当てはめられていない場合、当該地域の類型は、B が当てはめられているとみなすものとする。ただし、当該地域の類型に B が当てはめられているとみなすことが不適当な場合は、A 又は C の類型が当てはめられているとみなすものとする。
- (3) 面的評価を行おうとする範囲に、環境基準の地域の類型が AA である地域が存在する場合は、当該地域に属する住居等については、地域の類型が AA に係る環境基準の基準値を適用し、面的評価を行うものとする。
- (4) 環境基準でいうところの幹線交通を担う道路は、未供用の道路を除き、2 車線以上の車線を有する道路にあって、次のいずれかに該当するものとする。
 - 1) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。)
 - 2) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路
- (5) 環境基準でいうところの幹線交通を担う道路に近接する空間は、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から 20 メートルまでの範囲とする。

3 騒音の測定等

- (1) 騒音レベルの評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

- (2) 騒音の測定を行う場合は、計量法（平成4年法律第51号）第71条に定める合格条件に適合した騒音計を用いて行うものとする。
- (3) 騒音の測定に関する方法、自動車の交通量及び速度の測定に関する方法は、別途通知するものとする。

第3 監視

監視は、毎年、実施計画の策定、監視地域に関する基礎調査、自動車騒音の状況の把握を行うことにより実施するものとする。

1 基本的事項

- (1) 自動車騒音の状況の把握は、面的評価の方法によるものとする。
- (2) 面的評価は、道路端から50メートルにある全ての範囲を対象とする。
- (3) 面的評価は、監視の対象となる道路について、評価区間に分割し、評価区間ごとに行うものとする。
- (4) 評価区間は、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割するものとする。
- (5) 評価区間の分割は、原則として道路の平面線形に直行する線（法線）に平行となるように設定する。
- (6) 評価区間は、市町村（特別区を含む。）の行政界で分割されているものとする。

2 実施計画の策定

実施計画の策定は、毎年の監視について、一定の水準が確保され、かつ効率的に実施されるために、次の項目を定めることにより行うものとする。

- (1) 監視地域に関する基礎調査の計画
- (2) 監視の対象となる道路
- (3) 面的評価の計画
- (4) その他、自動車騒音の状況の把握を適切に行うために必要と認められること

3 監視地域に関する基礎調査

監視地域に関する基礎調査は、土地利用状況の把握、道路の構造等の把握、道路交通情勢の把握により行うものとする。

(1) 土地利用状況の把握

1) 基本的事項

毎年の沿道状況の把握の実施の判断に必要な、次に示す各項目を確認するものとする。

- ① 環境基準の地域の類型について、変更の有無
- ② 面的評価の対象となる道路に面する地域周辺で、道路網・道路改良（改築）の状況の変化、相当程度の土地利用の変化及び地形の改変の有無
- ③ その他、沿道状況の把握の実施を判断するために必要な事項

2) 頻度

原則として、毎年行うものとする。特段の事情がある場合においても、5年を超えない期間内に土地利用状況の把握を再度行い、情報の更新を行うものとする。

(2) 道路交通情勢の把握

1) 基本的事項

面的評価の対象となる道路の設定のため、既存の資料により、道路交通情勢を調査するものとし、所管地域の範囲にある道路を対象として、次に示す各項目を調査するものとする。

- ① 道路の位置、名称、延長、自動車の交通量及び速度
- ② その他面的評価を適切に行う上で必要な事項

2) 頻度

道路交通情勢に係るデータの更新は、次の場合において行うものとする。

- ① 新たな評価区間の設定又は変更があった場合
- ② 道路交通情勢に関する既存の資料が更新された場合

(3) 道路の構造等の把握

1) 基本的事項

自動車騒音の発生源と住居等の位置関係を明らかにするとともに、騒音対策状況を把握する基礎資料を得るため、面的評価の対象となる道路について、道路構造、環境保全措置の実施状況、併設道路の有無を調査するものとする。

2) 頻度

原則として、毎年行うものとする。特段の事情がある場合においても、5年を超えない期間内に道路の構造等の把握を再度行い、情報の更新を行うものとする。

4 面的評価

面的評価は、沿道状況の把握、騒音発生強度の観測、騒音暴露状況の把握を行うことにより実施するものとする。

(1) 沿道状況の把握

1) 基本的事項

沿道状況の把握は、評価区間ごとに、評価区間内に存在する住居等の属性、地域の残留騒音について調査することにより行うものとする。

① 住居等の属性

ア 建物の存在する位置、住居等の戸数、個別の住居等が属する環境基準の類型について、把握するものとする。

イ 住居等へ到達する自動車騒音に係る面的評価の精度を確保するため、必要に応じて、周辺の地形、建物用途、建物形状、建物周辺の障害物の存在状況について、把握するものとする。

② 地域の残留騒音

住居等が暴露される騒音について、1年を通じて平均的な状況を評価するために必要な、住居等を取り巻く残留騒音を調査するものとする。

2) 頻度

沿道状況の把握に係る情報の更新は、次のとおり行うものとする。

① 原則として5年ごとに更新する。

② 評価対象道路について、土地利用状況の把握により、相当程度の変化が認められた場合には、速やかに更新するものとする。

③ 特段の事情がある場合においても、10年を超えない期間内に沿道状況の把握を再度行い、情報の更新を行うものとする。

(2) 騒音発生強度の把握

騒音発生強度の把握は、現地における測定によることを基本とし、沿道騒音レベルを実測する方法、または、自動車の交通量及び速度の実測結果により推計する方法によるものとする。

1) 基本的事項

① 自動車の交通量及び速度の実測結果により推計する方法は、昼間及び夜間について、時間帯別に平均的な走行状況が不明な場合など、当該方法により騒音発生強度の把握を行うことが不適当な場合は、適用しないこととする。

② 次のいずれかに該当する場合は、現地における測定によらないことができる。

ア 各評価区間を道路構造、交通流等の観点から、音響特性が類似する評価区間群に整理し、類似する評価区間にあるいずれかの沿道騒音レベルを、整理した評価区間群の全体を代表する騒音レベルとして準用できる場合

イ 評価の対象となる道路を走行する自動車の交通量が非常に少なく、評価区間で評価の対象となる全ての住居等について、環境基準の基準値を超過しないことが明らかな場合

2) 頻度

① 原則として5年以内に1回以上、騒音発生強度の把握を行うものとする。

② 次に示す状況がある場合には、毎年監視の中で、騒音発生強度の把握を行うものとする。

ア 面的評価の対象となる道路を走行する自動車の交通量及び速度について、相当程度の増減が生じるような道路網の新たな形成、大規模な道路の改良、大規模な都市開発がある場合

イ 面的評価を行う地域の範囲又はその周辺において、評価の対象となる住居等の属性の状況について、相当程度の変化が生じるような大規模な都市開発等がある場合

ウ 面的評価の対象となる道路について、毎年、騒音発生強度を把握することが特に必要な場合

3) 時期

騒音発生強度は、年間を通じて平均的な状況を観測するものとし、各評価区間について、年間を通じた観測結果の平均、又は年間を通じて平均的な状況を呈する日における観測結果のいずれかによるものとする。

4) 方法

【沿道騒音レベルの実測による方法】

① 道路端の一侧で、当該評価区間を代表する地点を1点選定するものとする。ただし、道路端の一侧による沿道騒音レベルによる面的評価が、十分な精度を確保できない場合には、必要に応じて、評価区間の分割、測定地点の追加等、適切な措置を講じるものとする。

② 沿道騒音レベルの測定を行う場合は、地点ごとに昼間、夜間の両方について、騒音の測定を行うものとし、原則として、昼間及び夜間の時間の区分ごとに全時間を通じて騒音レベルを連続測定するものとする。ただし、区分ごとの全時間は、統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実際に測定する時間を短縮することができる。

③ 自動車騒音以外の騒音で、原因者が特定可能な騒音は、除外するものとする。

④ 交通量が少なく間欠的な場合は、観測時間別の残留騒音レベル及び自動車1台当たりの車種別単発騒音暴露レベルを測定することにより基準時間帯の等価騒音レベルを計算によって求める方法によるものとする。

【自動車の交通量及び速度の実測結果により推計する方法】

① 評価区間を走行する自動車の平均的な走行状況として、車種別交通量及び速度を、時間帯別に調査するものとする。

- ② 自動車の交通量及び速度の測定は、走行方向別に、昼間及び夜間の両方について行われるものとする。
- ③ 自動車の交通量及び速度は、騒音発生強度を適切に把握するために必要な位置で測定されるものとする。
- ④ 自動車の交通量及び速度の実測結果により、騒音発生強度を推計するに当たっては、評価区間の状況を踏まえて最も適切に推計できる手法によるものとする。

(3) 騒音暴露状況の把握

騒音暴露状況の把握は、評価区間ごとに当該評価区間内の全ての住居等のうち、環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより行うものとする。この場合において、住居等に到達する騒音レベルを把握する方法は、評価区間にある個々の受音点で把握する方法、又は評価区間を代表する受音点で把握する方法のいずれかによることを基本とする。

1) 基本的事項

- ① 対象とする地域の範囲は、監視の対象となる地域の範囲とする。ただし、沿道状況の把握の結果が得られていない場合にあっては、この限りではない。
- ② 評価区間を代表する受音点で把握する方法は、評価区間を代表する受音点を選定できない場合など、当該方法により騒音暴露状況の把握を行うことが不適当な場合は、適用しないこととする。
- ③ 次に示す状況を呈する評価区間にあっては、評価区間にある個々の受音点で把握する方法、又は評価区間を代表する受音点で把握する方法によらないことができる。
 - ア 騒音発生強度が小さく、評価区間内にある全ての住居等が環境基準の基準値を下回ることが明らかなる場合。
 - イ 評価区間内の沿道利用が極めて限定的であり、既知の面的評価の結果等を準用できる場合。

2) 頻度

原則として、毎年行うものとする。この場合において、過年度における沿道状況の把握の結果及び騒音発生強度の把握の結果が妥当と認められる場合は、これらを用いて騒音暴露状況の把握を行ってよいものとする。

3) 方法

【評価区間にある個々の受音点で把握する方法】

- ① 沿道状況の把握の結果によって明らかにされる個々の受音点を評価点とし、それぞれの評価点における騒音レベルを評価することにより行うものとする。
- ② 道路の構造等の把握の結果に基づいて、評価区間における自動車騒音の発生源となる音源を、評価の必要に応じた適切な位置に設定する。
- ③ 騒音発生強度の把握の結果に基づいて、②で設定された音源から発せられる音の大きさを算定するものとする。この場合において、道路交通情勢の把握の結果を、必要に応じて用いることができるものとする。
- ④ 評価点における騒音レベルの評価は、原則として、②で設定された音源から評価点に到達するまでの音の伝搬経路における減衰等の音の大きさの変化を適切に算定し、評価点に到達する騒音レベルを環境基準の基準値と比較することにより行うものとする。この場合において、残留騒音は、評価点における騒音レベルに含まれるものとする。

【評価区間を代表する受音点で把握する方法】

- ① 沿道状況の把握の結果に基づいて、評価区間の受音点を代表できる位置に評価点を設定し、それぞれの評価点における騒音レベルを評価することにより行うものとする。この場合において、評価点は、原則として評価区間の道路端から道路の平面線形に直行する線（法線）に沿った距離ごとに設定されるものとする。
- ② 評価点の設定に当たっては、1つの受音点が複数の評価点に重複して代表されることが無いようにする。
- ③ 評価点における騒音レベルの評価は、原則として、評価区間における自動車騒音の発生源となる音源から評価点に到達するまでの音の伝搬経路における減衰等の音の大きさの変化を適切な方法により把握し、評価点に到達する騒音レベルを環境基準の基準値と比較することにより行うものとする。この場合において、残留騒音は、評価点における騒音レベルに含まれるものとする。
- ④ 評価点における騒音レベルの評価に当たっては、評価区間における自動車騒音の発生源となる音源は評価の必要に応じた適切な位置に設定されるものとし、当該音源から発せられる音の大きさは騒音発生強度の把握の結果に基づいて推定されるものとする。

4) 評価点における留意事項

- ① 住居等における騒音レベルは、当該住居等が複数の評価区間に属する場合にあっては、その属する評価区間における自動車騒音の全てを評価した1つの値であるものとする。
- ② 騒音対策の一環として、公的資金により住居等に防音措置が実施されている場合の環境基準の達成状況の評価は、原則として、住居等の用に供される建物の屋内へ透過する騒音に係る基準に基づいて評価することにより行うものとする。

- ③ 騒音レベルを環境基準の基準値と比較・判定するに当たっては、騒音レベルは、小数点以下第一位を四捨五入し整数に丸めた上で、環境基準の基準値と比較・判定するものとする。

第4 報告

1 方法

年に一度、報告の依頼において定められる方法により、報告するものとする。

2 報告事項

報告に当たっては、監視の対象とする道路の全ての評価区間を報告の対象とし、次に示す事項を報告するものとする。

- (1) 評価区間ごとに住居等の騒音暴露状況、道路の状況、環境保全措置の実施状況
- (2) 複数の評価区間に重複して計上される住居等の状況
- (3) 騒音発生強度の把握において調査された沿道騒音レベル、自動車の交通量及び速度
- (4) 評価区間及び騒音発生強度の把握の地点に関する地理情報
- (5) その他、各年の報告の依頼において、必要とされた事項

3 精度

- (1) 延長の単位はキロメートル (km) とし、原則として、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位に丸めるものとする。この場合において、ゼロでない数字を四捨五入した結果ゼロになる場合は、四捨五入する小数点以下の桁を繰り下げ、有効数字一桁が確保されるものとする。
- (2) 騒音の測定の結果の単位はデシベル (dB) とし、小数点以下第一位を四捨五入し、整数に丸めるものとする。
- (3) 自動車の交通量の単位は台とし、整数とする。
- (4) 自動車の走行速度の単位は毎時あたりキロメートル (km/h) とし、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点第一位に丸めるものとする。
- (5) 住居等の数の単位は戸とし、整数とする。
- (6) 割合の単位はパーセント (%) とし、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点第一位に丸めるものとする。

附 則 (平成 17 年 6 月 29 日)

- 1 自動車騒音の状況の把握については、地域において特段の事情があると認められる場合に限り、当分の間、面的評価ではない方法によることができるものとする。
- 2 以下の通達を廃止する。
「自動車騒音の状況の常時監視に係る法定受託事務の処理基準について」
(平成 12 年 5 月 18 日環大二第 53 号環境庁大気保全局長通達)

附 則 (平成 23 年 9 月 14 日)

- 1 「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について (平成 17 年 6 月 29 日 環管自発第 050629002 号)」は、本通知により改める。

② 自動車騒音常時監視マニュアルの改正について

(平成 27 年 10 月 30 日環水大自発 151030 号環境省水・大気環境局自動車環境対策課長から都道府県及び市 (特別区) 自動車騒音常時監視主管部局の長あて)

自動車騒音常時監視マニュアルについては、「自動車騒音常時監視マニュアルについて」(平成 23 年 9 月 14 日環水大自発 110914002 号) により通知したところであるが、平成 27 年 4 月 1 日に改正公布され、平成 27 年 11 月 1 日施行される計量法関係省令 (特定計量器検定検査規則 (平成 5 年通商産業省令第 70 号)) に対応するため、騒音計の取扱方法等について改正し本文を環境省ホームページに掲載することとしたので通知する。

なお、掲載する環境省ホームページの詳細は別途担当者宛てに通知する。

都道府県及び市 (特別区) におかれては、当該マニュアルを参考とし、引き続き、常時監視が経年的に系統立てて行われるよう万全を期されたい。

なお、本通知は地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

③ 騒音に係る環境基準の評価マニュアルの改正について(通知)

(平成 27 年 10 月 30 日環水大大第 1510301 号及び環水大自第 1510301 号環境省水・大気環境局長から都道府県及び市(特別区)環境担当部長あて)

騒音に係る環境基準の評価マニュアルについては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル I. 基本評価編、II. 地域評価編(道路に面する地域)、III. 地域評価編(一般地域)の送付について」(平成12年5月15日環大二第51号、環大企第101号)により都道府県、政令指定都市及び中核市宛てに送付したところであるが、今般、下記の内容について改正を行い、一般地域及び道路に面する地域それぞれの環境基準の達成状況を評価する方法及びそのための騒音の把握方法を示すマニュアルとして、一般地域編と道路に面する地域編に再編し本文を環境省ホームページに掲載することとしたので通知する。

なお、掲載する環境省ホームページの詳細は別途担当者宛てに通知する。

今後の騒音に係る環境基準の測定及び評価等については、当該マニュアルを参考とされたいほか、各都道府県におかれては関係町村へ周知されたい。

なお、本通知は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

改正内容

- ・旧環境基準(昭和46年5月25日閣議決定)に関する記述を削除した。
- ・計量法関係省令(特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号))の改正公布(平成27年4月1日)施行(平成27年11月1日)に対応するため、騒音計の取扱方法等を変更した。その他日本工業規格等の変遷等の反映を行った。
- ・「自動車騒音常時監視マニュアル」(平成23年9月)との重複を極力排除した。
- ・上記に伴い、重複する解説の集約等構成の見直しを実施。内容が重複する「I基本評価編」を廃し、「一般地域編」及び「道路に面する地域編」に統合した。

④ 騒音に係る環境基準の改正について

(平成 10 年 9 月 30 日環大企第 257 号環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて)

騒音に係る環境基準(以下「環境基準」という。)は、平成 10 年 9 月 30 日に環境庁告示第 64 号として公布され、平成 11 年 4 月 1 日から施行することとされた。

昭和 46 年 5 月 25 日に閣議決定され設定された旧環境基準は、騒音の評価手法として騒音レベルの中央値($L_{50,T}$)によることを原則として定められ、運用されてきたものである。しかし、その後の騒音影響に関する研究の進展、騒音測定技術の向上等によって、近年国際的には、等価騒音レベル($L_{Aeq,T}$)によることが基本的な評価方法として広く採用されつつある。今回の環境基準の改正は、このような動向を踏まえ、平成 10 年 5 月 22 日の中央環境審議会からの環境庁長官に対する答申「騒音の評価手法等の在り方について」(中環審第 132 号)を受けて、騒音の評価手法を騒音レベルの中央値($L_{50,T}$)から等価騒音レベル($L_{Aeq,T}$)に変更するとともに、地域の類型区分を見直し、また、最新の科学的知見に基づき基準値を再検討したものである。

このような環境基準の改正の趣旨にかんがみ、下記の事項に十分御留意の上、環境基準のそれぞれの地域の類型を当てはめる地域の指定を行うほか、各関係行政機関と連携を図りつつ、環境基準達成のための施策の実施に関し、格段の御努力を願いたく通知する。

おって、環境基準達成のための施策に関して、関係省庁に対し、別添の文書(略)を送付したので念のため申し添える。

なお、「騒音に係る環境基準について」(昭和 46 年 9 月 20 日環大特第 5 号環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて通知)は、平成 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。

記

第一 地域の指定

環境基本法第 16 条第 2 項の規定に基づく「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令」(平成 5 年政令第 371 号)により地域の指定の権限は、当該地域が属する区域を管轄する都道府県知事に委任されているので、次の事項に留意の上、遅くとも施行期日までに地域の類型を当てはめて、その指定を行われない。

- 1 地域の類型 AA は、単に病院等が集合して設置されている地域ではなく、地域の土地利用の実態からみて住宅地以上に特に静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等の施設が集合して設置されている地域のことである。

- 2 地域の類型A、B及びCの当てはめは、原則として、都市計画法第8条第1項第一号に定める用途地域に準拠して行うものとし、住宅の立地状況その他土地利用の実情を勘案して行うものとする。
- (1) 地域の類型と用途地域の対応関係を述べると、おおむね次のとおりである。
- 地域の類型Aは、同法第9条第1項から第4項までに定める第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とする。
- 地域の類型Bは、同条第5項から第7項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域とする。
- 地域の類型Cは、同条第8項から第11項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とする。
- 用途地域のうち、同法第9条第12項に定める工業専用地域については、地域の類型の当てはめを行わないものとする。
- (2) 地域の類型Cについては、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とされているので、現状の住居の立地状況や土地利用動向について特に留意されたい。なお、現状で相当数の住居の土地利用が見られず、今後も相当数の住居の土地利用が見込まれない場合には、地域の類型の当てはめを行わなくても差し支えない。
- (3) 住居系用途地域(住専系用途地域を除く。)と工業系用途地域が隣接している一部の地域であって、用途地域の区分に従っては騒音防止が著しく困難な場合には、用途地域の区分にとらわれることなく、騒音防止の見地から地域の類型の当てはめを行われたい。
- (4) 地域の類型の当てはめは、原則として、用途地域に準拠して行われるものであるが、用途地域の定めのない地域についても、地域の類型の当てはめを行うことを妨げるものではない。当該地域の自然的条件、住宅等の立地状況、土地利用の動向等を勘案し、用途地域の定められている地域の状況を参考にしつつ、相当数の住居が所在する地域等に対し適切な地域の類型の当てはめを行われたい。
- 3 地域の指定を行ったときは、直ちに都道府県の公報に掲載するなどにより公示し、関係住民等に周知させるよう配慮するとともに、遅滞なく環境庁に連絡されたい。
- 4 地域の指定の見直しは、おおむね10年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うとともに、土地利用計画の大幅な変更があった場合にも速やかに行われたい。

第二 評価方法等

評価方法等については、環境基準に定められている事項のほか次の事項についても留意されたい。

なお、騒音の評価のための測定の実施に関する細目的事項については、別途通知する予定である。

- 1 評価は、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって行うことが原則である。これは、通常、音源側の面であると考えられるが、開放生活(庭、ベランダ等)側の向き、居寝室の位置等により音源側と違う面となることがある。音源が不特定な場合には、開放生活側の向き等を考慮して騒音の影響を受けやすい面を選ぶ必要がある。
- 2 透過する騒音に係る基準の評価に必要な「建物の防音性能値」は、外壁に用いられている資材、窓の構造等の条件等から見込まれる窓閉め時の建物の防音性能の値で足り、測定によって個々に検証を行う必要はない。
- 3 評価のために測定を行う場合は、日本工業規格 28731 に定める騒音レベル測定方法に従い、建物から1~2メートルの距離にある地点の騒音レベルを測定し、その値によって評価することを原則とする。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避ける位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。
- 測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する場合は、道路交通量、道路構造、音源からの距離等のデータを用いて騒音レベルを推計し、その値によって評価することとする。
- 4 評価は、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによることを原則としているが、評価のために測定を行う場合においては、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することも可能である。この場合、連続測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で適切な実測時間とすることが必要である。
- 5 道路に面する地域以外の地域において環境基準の達成状況の地域としての評価を行う場合は、一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定する必要があるが、これは、道路に面する地域と比べると地域全体を支配する音源がなく、地域における平均的な騒音レベルをもって評価することが可能であるとの考え方によるものである。なお、当該地点は、必ずしも住居等の建物の周囲にある地点である必要はなく、例えば空き地であっても、当該地域の騒音を代表すると思われる地点であれば選定して差し支えない。
- 6 道路に面する地域において環境基準の達成状況の地域としての評価を行う場合は、一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準を超過する戸数及び超過する割合を把握して評価するものとされているが、地域内の全ての住居等における騒音レベルを測定することは極めて困難であるため、原則として、一部を実測し、これに基づいてそれ以外を推計することによって把握することとされたい。なお、将来的には全てを推計によって把握することも考えられ、環境庁において推計手法の確立に向けて検討を進めているところである。

第三 その他

- 1 「道路に面する地域」とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域のことである。
なお、道路交通騒音の影響が及ぶ範囲は、道路構造、沿道の立地状況等によって大きく異なるため、道路端からの距離によって一律に道路に面する地域の範囲を確定することは適当ではない。
- 2 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 - (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)
 - (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第一号に定める自動車専用道路。
地域の指定の周知に併せて、幹線交通を担う道路の定義を、都道府県の公報に掲載するなどにより、関係住民等に周知させるよう配慮されたい。
- 3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル
- 4 「住居等」とは、旧環境基準において「住居、病院、学校等」と同義であり、その範囲を今回変更したものではない。
- 5 「個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる」場合とは、通常、建物の騒音の影響を受けやすい面の窓が、空気の入換え等のために時折開けられるのを除いて閉められた生活が営まれているということであり、それ以外の側面で主として窓を閉めた生活が営まれていることを必要としないが、窓を閉めた生活が営まれている理由としては、建物の防音性能が高められ、空調設備が整備されているといった対策等により生活環境の確保が十分に図られていることが必要である。
幹線交通を担う道路に近接する空間に係る基準値の表の備考は、幹線交通を担う道路に近接する空間に在る個別の住居等がこの要件を満たす場合には、幹線交通を担う道路に近接する空間における騒音に係る基準又は屋内へ透過する騒音に係る基準が騒音に係る環境基準である旨を示すものであり、この要件について具体的事例に即して疑義照会があったときには、貴職において上記を踏まえ適切に対応されたい。
なお、屋内へ透過する騒音に係る基準は、幹線交通を担う道路に近接する空間における道路交通騒音の実情にかんがみると建物の防音工事等の沿道対策の推進も視野に入れた対策の目標として環境基準を機能させることが必要であると判断して設けたものである。
- 6 「道路に面する地域以外の地域が環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合」には、当該地域について、道路に面する地域の基準値が適用され、かつ、当該基準値の達成期間は道路の供用時から直ちに達成又は維持されるよう努めなければならない。なお、既設の道路に拡幅事業等が行われ、もともと既設の道路に面する地域である地域が事業後も道路に面する地域である場合には、既設の道路に係る達成期間(環境基準が施行された日より前に当該拡幅事業等が計画された道路にあっては事業後の道路を既設の道路とみなした場合の達成期間)によるものとする。
また、「環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合」には、道路に面する地域の基準値が適用され、かつ、当該基準値の達成期間は、既設の道路に面する地域における達成期間の原則が準用されるため、環境基準の施行の日から起算して10年以内又は10年を超える期間で可及的速やかにである。
なお、ここでいう計画された道路とは、環境影響評価及び都市計画に係る手続等において既に公告縦覧、地元説明等が行われた道路を指す。
- 7 「幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等」とは、マンションの中高層部に位置する住居などのことであり、これが位置する高さについては制限はない。
- 8 「その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ」る場合とは、「個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる」場合と同義である。

⑤ 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について (平成13年1月5日環大企第3号環境庁大気保全局長から知事あて)

騒音に係る環境基準等の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準が下記のとおり定められたので、通知する。

記

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の制定により、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、環境基本法第16条第1項の基準についての同条第2項の規定による地域の指定に関する事務は、その地域が属する都道府県知事が処理するものとされた。このうち、

同法第 40 条の 2 及び同条の規定に基づく「環境基準に係る地域又は水域の指定の事務に関する政令」（平成 5 年政令第 371 号）第 2 条の規定により、交通に起因して生ずる騒音に係る地域の指定に関する事務は、都道府県知事が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第一号に規定する第一号法定受託事務として行うこととされた。都道府県知事が事務を行う際には、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月環境庁告示第 64 号）に定めるほか、別添により地域の類型を当てはめて、その指定を行われたい。

別 添

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について

- 1 地域の類型 A、B 及び C の当てはめは、原則として、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第一号に定める用途地域に準拠して行うものとし、住宅の立地状況その他土地利用の実情を勘案して行うものとする。
 - (1) 地域の類型と用途地域の対応関係を述べると、おおむね次のとおりである。

地域の類型 A は、同法第 9 条第 1 項から第 4 項までに定める第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域とする。

地域の類型 B は、同条第 5 項から第 7 項までに規定する第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域とする。

地域の類型 C は、同条第 8 項から第 11 項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とする。

用途地域のうち、同条第 12 項に定める工業専用地域については、地域の類型の当てはめを行わないものとする。
 - (2) 地域の類型 C については、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とされているので、現状の住居の立地状況や土地利用動向について特に留意されたい。なお、現状で相当数の住居の土地利用が見られず、今後も相当数の住居の土地利用が見込まれない場合には、地域の類型の当てはめを行わなくても差し支えない。
 - (3) 同条第 5 項から第 7 項までに規定する第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域と同条第 10 項及び第 11 項に規定する準工業地域及び工業地域が隣接している一部の地域であって、用途地域の区分にしたがっては騒音防止が著しく困難な場合には、用途地域の区分にとらわれることなく、騒音防止の見地から地域の類型の当てはめを行うこととする。
 - (4) 地域の類型の当てはめは、原則として、用途地域に準拠して行われるものであるが、用途地域の定めのない地域についても、地域の類型の当てはめを行うことを妨げるものではない。当該地域の自然的条件、住宅等の立地状況、土地利用の動向等を勘案し、用途地域の定められている地域の状況を参考にしつつ、相当数の住居が所在する地域等に対し適切な地域の類型の当てはめを行うこととする。
 - (5) なお、地域の類型 AA は、単に病院等が集合して設置されている地域ではなく、地域の土地利用の実態からみて住宅地以上に特に静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等の施設が集合して設置されている地域のことである。
- 2 地域の指定の見直しは、おおむね 10 年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うとともに、土地利用計画の大幅な変更があった場合にも速やかに行うこととする。
- 3 「騒音に係る環境基準について」の第 1 の 1 中「道路に面する地域」とあるのは、道路交通騒音が支配的な音源である地域のことをいう。

なお、道路交通騒音の影響が及ぶ範囲は、道路構造、沿道の立地状況等によって大きく異なるため、道路端からの距離によって一律に道路に面する地域の範囲を確定することは適当ではない。
- 4 「騒音に係る環境基準について」の第 1 の 1 中「幹線交通を担う道路」とあるのは、次に掲げる道路をいうものとする。
 - (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）。
 - (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 項第一号に定める自動車専用道路。
- 5 「騒音に係る環境基準について」の第 1 の 1 中「幹線交通を担う道路に近接する空間」とあるのは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - (2) 2 車線を超越する車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル
- 6 地域類型の当てはめを行うにあたっては、以下に掲げる達成期間についての考え方を考慮して行うものとする。

道路に面する地域以外の地域が環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合には、当該地域について、道路に面する地域の基準値が適用され、かつ、当該基準値は道路の供用時から直ちに達成又は維持されるよう努めなければならない。なお、既設の道路に拡幅事業等が行われ、もともと既設の道路に面する地域である地域が事業後も道路に面する地域である場合には、既設の道路に係る達成期間（環境基準が施行された日より前に当該拡幅事業等が計画された道路にあっては事業後の道路

を既設の道路とみなした場合の達成期間) によるものとする。

また、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合には、道路に面する地域の基準値が適用され、かつ、当該基準値は、既設の道路に面する地域における達成期間の原則が準用されるため、環境基準の施行の日から起算して10年以内又は10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めなければならない。

なお、ここでいう計画された道路とは、環境影響評価及び都市計画に係る手続等において既に公告縦覧、地元説明等が行われた道路を指す。

(5) 要請限度

① 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令 (平成12年総理府令第15号)

(定義)

第1条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 車線 一縦列の自動車(2輪のものを除く。)が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 二 幹線交通を担う道路道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては四車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第一号に規定する自動車専用道路をいう。
- 三 昼間 午前6時から午後10時までの間をいう。
- 四 夜間 午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。
- 五 デシベル 計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

(自動車騒音の限度)

第2条 騒音規制法第17条第1項の環境省令で定める限度(以下「限度」という。)は、別表のとおりとする。

(幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例)

第3条 別表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は、前条の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

(都道府県知事及び都道府県公安委員会が協議して定める限度)

第4条 前2条の規定にかかわらず、別表に掲げる区域のうち学校、病院等特に静穏を必要とする施設が集合して設置されている区域又は幹線交通を担う道路の区間の全部又は一部に面する区域に係る限度は、都道府県知事(騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)第4条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。)及び都道府県公安委員会が協議して定める自動車騒音の大きさとする事ができる。

(自動車騒音の測定方法等)

第5条 前3条に規定する限度は、次に掲げる方法により測定した場合における値によるものとする。

- 一 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
- 二 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物(以下「住居等」という。)が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
- 三 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする。
- 四 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 五 騒音の測定方法は、原則として、日本工業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし、建築物と道路との間(道路の敷地の境界線を含む。)の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避けることができない場合において、当該影響を勘案し実測値を補正するなど適切な措置を講ずるときは、この限りでない。
- 六 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。
- 七 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

別表

	区域の区分	時間の区分	
		昼 間	夜 間
	a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 一 a 区域 専ら住居の用に供される区域
- 二 b 区域 主として住居の用に供される区域
- 三 c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

附 則

この府令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

② 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令の改正について(技術的助言)

(平成 12 年 7 月 17 日環大第一 102 号環境庁大気保全局長から知事あて)

騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号。以下「法」という。)第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度(以下「要請限度」という。)は、従来、騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令(昭和 46 年総理府・厚生省令第 3 号)をもって定められてきたところである。

今般、「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」(平成 12 年総理府令第 15 号。以下「総理府令」という。)が、平成 12 年 3 月 2 日に公布され、平成 12 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、騒音の評価手法が、騒音レベルの中央値($L_{50,T}$)から等価騒音レベル($L_{Aeq,T}$)へ変更され、これに関連して要請限度の限度値、区域の区分等が見直された。

今回の改正では、中央環境審議会から環境庁長官に対する答申(平成 11 年 10 月 6 日中環審第 156 号)を踏まえ、要請限度を、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境基準(以下「環境基準」という。)の達成に向けて講じられる諸施策の一つであるとして、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月環境庁告示第 64 号)をもって定められた環境基準との整合性に留意しつつ、その設定を行ったものである。

このような要請限度の改正の趣旨にかんがみ、下記の事項に十分留意の上、総理府令の適正かつ実効ある施行のために格段のご努力をお願いする。

記

第 1 区域の区分について

- 1 要請限度は環境基準の達成に向けて講じられる諸施策の一つであることから、今回の要請限度の改正に伴い、区域の区分を行う場合、環境基準における地域の類型と整合させることが望ましい。改正前の要請限度に係る区域の区分は、原則として法第 4 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事が設定する区域の区分と一致させて定めることとされてきたが、今回の改正に伴い新たな区域の区分が設定されたため、指定地域内において新たに区域の区分を行う必要がある点に留意されたいこと。
- 2 都市計画法第 8 条第 1 項第一号に定める用途地域(工業専用地域を除く。)の定めのある地域については、区域の区分を行う場合には、次を参考とされたいこと。
 - (1) 備考第 1 号の「a 区域」とは、都市計画法第 9 条第 1 項から第 4 項までに規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 1 種中高層住居専用地域であること。
 - (2) 備考第 2 号の「b 区域」とは、都市計画法第 9 条第 5 項から第 7 項までに規定する第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域であること。
 - (3) 備考第 3 号の「c 区域」とは、都市計画法第 9 条第 8 項から第 11 条までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域であること。
- 3 区域の区分は、住民の生活環境を保全する観点から行うものであり、用途地域の定めのない地域についても指定を妨げるものではなく、騒音防止の見地から適宜行われたいこと。現に用途地域の定めのない地域については、今後の用途地域の指定の動向、現に用途地域の定めのある地域の状況等を参考にして区域の区分を行うことが望ましい。

第2 自動車騒音の測定について

自動車騒音の測定にあたっては、次の点を参考とされたいこと。

- 1 騒音計は普通騒音計、精密騒音計又はこれらと同等以上の測定器のうち、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した特定計量器を使用する。等価騒音レベルの演算は、原則として積分平均型騒音計又はこれと同等の機能を有するレベル処理器を用いるものとする。
- 2 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。具体的には、測定にあたり、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音等について、以下の方法により除外することとし、これらの方法では除外できない場合は、推計により補正するものとする。
 - (1) 測定員が監視していない場合は、除外すべき音が発生したときのデータを除いて統計処理する。
 - (2) 測定員が常に監視している場合は、除外すべき音が発生した時点で騒音計の一時停止ボタンを押す等により騒音計による測定を一時停止させ、適切な時間が経過後、測定を再開、継続する。
- 3 総理府令の第5条第二号にいう「住居等以外の用途の土地利用が行われている」とは、緑地帯、公園、田畑や店舗、工場等のみが立地し、住居等が立地していないことである。
- 4 測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とし、一般的な平地における平面道路（盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架、高架の道路を併設する等ではない道路のことをいう。）の場合は原則として地上1.2メートルとする。
- 5 総理府令の騒音の大きさの値が通常の運行パターンを前提に定められている趣旨にかんがみ、対象とする自動車騒音は原則として交差点を除く部分に係るものとしており、騒音の測定場所については原則として交差点に面する地点は除くこととしている。ただし、交差点近辺の生活環境保全が特に問題となっている場合には、実状に応じて適宜対処するものとする。
- 6 1日あたりの測定は、基準時間帯（昼間（6：00～22：00）と夜間（22：00～6：00）の2つの時間帯をいう。）ごとの全時間を通じて行うことを原則とするが、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することもできるものとする。この場合の実測時間は、連続測定を行った場合と比べて統計的に十分な精度を確保しうる範囲内とする。
- 7 測定は、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日を選定し、1日あたりの測定を3日間行う。この場合、3日間は連続したものとする必要はない。騒音測定時の天候が降雨、降雪の場合や風雑音、電線その他による風切り音等により測定値に影響がある場合は測定を中止するものとする。

平成 30 年度 自動車交通騒音調査報告書

令和 2 年 2 月発行

石川県生活環境部環境政策課

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

電話 (076) 225-1463

E-mail taiki@pref.ishikawa.lg.jp